

令和6年 朝日村議会

6月定例会会議録

令和6年 6月4日 開会

令和6年 6月14日 閉会

朝 日 村 議 会

令和6年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○報告第1号から報告第4号まで及び承認第2号から承認第6号まで並びに議案 第30号から議案第41号までの上程	7
○議案提案説明	8
○議案内容説明	13
○議案第37号及び議案第39号の質疑、討論、採決	14
○散 会	15
○署名議員	17

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19

○事務局職員出席者	1 9
○開 議	2 0
○議事日程の報告	2 0
○会議録署名議員の指名	2 0
○諸般の報告	2 0
○一般質問	2 1
清 澤 あゆみ 君	2 1
古 池 美佐江 君	2 8
小 林 弘 之 君	4 2
清 沢 正 毅 君	5 3
清 沢 敬 子 君	6 6
齊 藤 正 法 君	8 1
中 村 文 映 君	9 1
羽多野 美 映 君	1 0 5
豊 田 恵美子 君	1 1 9
○散 会	1 3 3
○署名議員	1 3 5

第 3 号 （6月14日）

○議事日程	1 3 7
○出席議員	1 3 7
○欠席議員	1 3 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 8
○事務局職員出席者	1 3 8
○開 議	1 3 9
○議事日程の報告	1 3 9
○会議録署名議員の指名	1 3 9
○諸般の報告	1 3 9
○常任委員長の報告	1 4 0
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 4 1

○承認第 2 号から承認第 6 号まで並びに議案第 3 0 号から議案第 3 6 号まで、議 案第 3 8 号、議案第 4 0 号及び議案第 4 1 号の質疑、討論、採決……………	1 4 3
○発議第 1 号から発議第 4 号まで及び議案第 4 2 号の上程……………	1 5 0
○議案提案説明……………	1 5 0
○議案内容説明……………	1 5 1
○発議第 1 号から発議第 4 号まで及び議案第 4 2 号の質疑、討論、採決……………	1 5 1
○議員派遣について……………	1 5 4
○閉会中の継続調査の申出について……………	1 5 4
○村長挨拶……………	1 5 5
○閉 会……………	1 5 5
○署名議員……………	1 5 7

令和6年朝日村告示第55号

令和6年朝日村議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月30日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和6年6月4日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番	齊 藤 正 法 君	２番	中 村 文 映 君
３番	羽多野 美 映 君	５番	豊 田 恵美子 君
６番	清 澤 あゆみ 君	７番	古 池 美佐江 君
８番	小 林 弘 之 君	９番	清 沢 正 毅 君
１０番	清 沢 敬 子 君	１１番	北 村 直 樹 君

不応招議員（なし）

令和6年朝日村議会6月定例会 第1日

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月4日（火）午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 （1）会期の決定

（2）審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

（付議事件）

第 5 報告第 1号 専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

第 6 報告第 2号 令和5年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 7 報告第 3号 令和5年度朝日村下水道事業会計予算繰越計算書について

第 8 報告第 4号 令和5年度朝日村土地開発公社経営状況を説明する書類について

第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

（朝日村税条例の一部を改正する条例について）

第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

（朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度朝日村一般会計補正予算（第10号）について）

第12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）について）

第13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度朝日村一般会計補正予算（第11号）について）

第14 議案第30号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第15 議案第31号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第32号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第33号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第34号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第35号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第36号 損害賠償の額を定めることについて
- 第21 議案第37号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第23 議案第39号 財産の取得について
- 第24 議案第40号 令和6年度朝日村一般会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第41号 令和6年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 報告第1号から報告第4号まで及び承認第2号から承認第6号まで並びに議案第30号から議案第41号までの議案提案説明
- 第27 報告第1号から報告第4号まで及び承認第2号から承認第6号まで並びに議案第30号から議案第41号までの議案内容説明
- 第28 議案第37号及び議案第39号の質疑、討論、採決
-

出席議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君

企画財政課長	清 沢 光 寿 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	小 林 秀 樹 君	産業振興課長	大 池 守 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年朝日村議会6月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 清 沢 正 毅 議員

10番 清 沢 敬 子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの11日間と決定をいたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書、例月出納検査結果及び監査実施結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情の文書表のとおり所管の常任委員会に付託されましたので、ご報告申し上げます。

◎報告第1号から報告第4号まで及び承認第2号から承認第6号まで並

びに議案第30号から議案第41号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、報告第1号から日程第25、議案第41号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第26、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年朝日村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、村の動静について触れたいと思います。

春先の上雪等により、天候不順、春野菜の定植作業が遅れ、出荷への影響が懸念されましたが、4月の天候回復により成育が順調に進み、4月下旬には出荷が始まりました。他の産地では、4月に高温障害が発生し、その影響により5月には野菜の高値が続きました。

4月下旬、JAの皆さんと京浜市場に向けたトップセールスに出向きました。市場視察と打合せにより、朝日ブランドの強化や価格維持のためには、産地からのあらゆる情報発信が必要で、市場関係者と一層タイムリーな情報交換が急務と認識をいたしました。

今年度も、各地区の皆さんによる草刈りボランティアが5月19日に行われました。300人を超える皆さんに汗を流していただき、きれいな朝日村になりましたことに、感謝を申し上げます。

民間組織の人口戦略会議が、消滅する可能性がある自治体について公表し、2014年に日本創成会議から消滅する可能性があるとした当村は、今回は外れました。あくまでも、1つのデータではありますが、引き続き移住や子育て施策に取り組み、人口減少対策を重要課題として取り組んでまいります。

今年度も、梅雨のシーズンを迎えますが、一昨日御道開渡地区で、11回目となる土砂災害防災訓練が行われました。これにより、土砂災害の危険区域に指定された全地区が訓練を終了いたしました。

次に、各課重要テーマの進捗についてでございます。

初めに、総務課関係でございます。

西洗馬防災センターが3月末に竣工し、指定管理者制度を活用した運営を行います。地元説明会、内覧会、指定管理者選定審査会等を経て、今議会において指定管理者を議決予定で

ございます。指定期間は5年間を予定し、全村民が各種防災活動や地域活動に活用していただきたいと思います。

環境省補助事業を活用した、地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備として、役場屋根に太陽光発電設備と蓄電システムを設置する申請を5月に行いました。総事業費は2.1億円を見込みますが、大半を国庫補助と交付税措置の地方債で賄い、一般財源は280万円ほどとなります。3月定例会にて、ゼロカーボンシティを宣言いたしましたので、積極的にゼロカーボンに向けた事業の展開を図りたいと思います。

次に、企画財政課の関係でございます。

朝日村総合計画後期計画策定事業につきましては、総合計画審議会において、前期計画の評価、検証、住民アンケート踏まえた計画内容の審議を重ね、12月をめどに策定を進めてまいります。

村営の若者世帯向け賃貸型集合住宅整備事業につきましては、長野県住宅供給公社と整備に関する協定を締結し、建設地であるあさひ保育園西側の農地転用、用地取得に向けた手続及び基本設計を進めてまいります。

次に、住民福祉課関係でございます。

村立診療所の関係ですが、建設委員会と開業医選考基準策定委員会をそれぞれ2回開催し、建設候補地を役場周辺とし、医師の公募を開始、1名の申請がございました。今後の予定は、候補地と医師を7月末に決定をしてまいります。

令和6年度新たに住民税非課税となる世帯と、住民税均等割のみ課税となる世帯に給付金を給付し、子供加算もいたします。

新たに高齢者向け福祉事業として、入浴券交付と補聴器購入費用助成事業をスタートいたしました。多くの皆さんの活用を願います。

任意予防接種費用助成事業に、新たに子供、妊婦向けインフルエンザ予防接種費用助成を追加いたします。

次に、建設環境課関係でございます。

大型プラスチック24品目の回収を古見地区からスタートし、約1トンの回収となりました。あわせて、今まで可燃物として処理をしてきた製品プラスチックも回収対象とし、可燃ごみの減少につなげます。

県営農地整備事業における圃場整備ですが、北村工区、くりあげ場工区ともに3月下旬に完工し、作付が始まりました。本郷工区は、水田のみ5月中旬に完工し、田植が始まりました。

た。なお、くりあげ場工区では、自動水田管理システムや試験的にドローンによる種の直まきを行うなど、スマート農業が展開されています。これらは、高齢者対策や農作業の省力化につながるものと期待されています。

大尾沢浄水場建設工事ですが、8月頃に新たな膜ろ過へ切り替える計画で、電気設備や配管布設工事を実施中でございます。

小水力発電事業ですが、4月に地元である御馬越地区の同意が取れ、今後は全村を対象に7月7日に住民説明会を予定しています。

針尾、西沢に県事業として砂防堰堤を整備する事業でございますが、本年度は用地測量、立木調査に着手し、完了後に用地買収と立木補償が行われます。

次に、産業振興課関係でございます。

松くい虫の対策ですが、感染地の状況把握のためドローンを活用した調査を実施します。また、古見地区で行われている樹種転換ですが、横手ヶ崎に続き下古見地区の作業に入ります。

次に、教育委員会関係でございます。

朝日小学校では計画の下、長寿命化を進めており、本年度は特別教室棟の改修工事を行います。授業への影響を少なくするため、夏休みに集中して工事を行います。なお、今定例会にて工事の契約議決をお願いいたします。

朝日小学校150周年事業は、「たくさんの笑顔未来につなごうあさひっこ」をスローガンに児童の企画も多く取り入れ、ポスターを随所に貼り出し、先ほど行われた運動会や今後行われる音楽会を記念事業として行われます。また、11月16日の記念式典に向け、実行委員会を中心に検討が行われています。

小学校プールの一般開放についてですが、夏休みに入った7月末を予定しております。しかし、並行して特別教室棟の長寿命化工事を行っており、校舎の給排水工事がプールの給排水に影響が出るため、校舎の工事を優先とした場合一般開放に影響が出る可能もあり、施工業者が決まり次第、調整に入りたいと思います。

保育園も建設から10年を経過するため、長寿命化のための屋根と外壁の塗装、非常口の新設も併せ、設計を発注いたしました。

公民館関係の事業でございますが、5月19日に行いました長寿を祝う会は、5年ぶりに一堂に会して開催されましたが参加者は40名と少なく、今後の課題となりました。

8月14日の地区対抗野球大会は、名称を「盆野球大会」と改め、地区ばかりでなく、多く

の野球愛好家が参加しやすい大会とし、77回の伝統を継続してまいります。

子どもの居場所づくり事業は、今年度も社会福祉協議会に委託し、カレー大作戦を地域の方々と連携し進めてまいります。

中央公民館周辺施設の老朽化対策ですが、中央公民館を機軸に置き、若い世代を中心とする村民を交えた検討会を発足してまいります。

それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、報告4件、専決5件、条例6件、損害賠償1件、指定管理1件、辺地計画1件、財産取得1件、予算2件の計21件でございます。

初めに、報告第1号は、専決処分の報告でございます。地域おこし協力隊の任期満了に伴い、使用していました車両リースの契約解除に伴う損害賠償につきまして報告するものでございます。

次に、報告第2号につきましては、令和5年度朝日村一般会計につきまして、令和6年度に繰越ししました繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第3号につきましては、令和5年度朝日村下水道事業会計につきまして、令和6年度に繰越ししました予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第4号につきましては、令和5年度朝日村土地開発公社の経営状況の報告でございます。

次に、承認第2号から第6号につきましては、専決処分の承認でございます。

初めに、承認第2号 朝日村税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、朝日村税条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第3号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第4号 令和5年度朝日村一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,570万円とするものでございます。

歳入では、特別交付税2,469万円、歳出では、除雪費261万円、財政調整基金への積立て2,177万円が主な内容でございます。

次に、承認第5号 令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,900万円とするものでございます。

歳入は、一般会計繰越金10万円、歳出は、介護認定審査会費10万円でございます。

次に、承認第6号 令和5年度朝日村一般会計補正予算（第11号）につきましては、組替えによる対応となります。地域おこし協力隊の任期満了に伴い、リース車両の保証金が主な内容でございます。

次に、議案第30号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の法改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第31号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等により、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第32号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、子育て支援の充実を図るため、ひとり親福祉医療費の資格要件である所得制限をなくし、給付対象者を拡大するために必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第33号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税率の改正に伴うもので、改正を行うものでございます。

次に、議案第34号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例につきましては、水道行政を所管する省庁の移管に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第35号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、国の非常消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第36号 損害賠償の額を定めることにつきましては、自治体システムの標準化に伴い、戸籍関係のリース機器のうち不要となる機器の契約解除により発生する損害賠償につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第37号 指定管理者の指定につきましては、地方自治法の規定に基づき、西洗馬防災センターの管理を行わせる指定管理者の指定につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、国の法律の規定に基づき、御馬越辺地総合整備計画を変更するため議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第39号 財産の取得につきましては、地方自治法及び朝日村議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、朝日小学校給食室厨房機器の取得につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第40号及び第41号は、補正予算でございます。

初めに、議案第40号 令和6年度朝日村一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2億6,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,960万円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金1億2,627万円、村債1億2,770万円、地方交付税988万円を増額するものでございます。

歳出では、庁舎地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備導入工事費2億1,450万円、定額減税調整給付金事業費3,129万円、新たな低所得世帯給付金事業費1,217万円、環境基本計画カーボンニュートラル実現計画作成委託料394万円、公民館周辺施設再編基本構想策定業務370万円が主な内容でございます。

次に、議案第41号 令和6年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算からそれぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,170万円とするものでございます。

主なものは人件費の削減に伴うものでございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第27、ただいま提出されました報告第1号から報告第4号まで及び承認第2号から承認第6号まで並びに議案第30号から議案第41号までの議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会にて行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 3時22分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎議案第37号及び議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第28、議案第37号及び議案第39号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第37号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決をされました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時23分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年朝日村議会6月定例会 第2日

議 事 日 程（第2号）

令和6年6月11日（火）午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員（10名）

1 番	齊 藤 正 法 君	2 番	中 村 文 映 君
3 番	羽多野 美 映 君	5 番	豊 田 恵美子 君
6 番	清 澤 あゆみ 君	7 番	古 池 美佐江 君
8 番	小 林 弘 之 君	9 番	清 沢 正 毅 君
10 番	清 沢 敬 子 君	11 番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 光 寿 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	小 林 秀 樹 君	産業振興課長	大 池 守 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 齊 藤 正 法 議員

2番 中 村 文 映 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。また、持ち時間の終了5分前になりましたら、事務局からリンでお知らせをいたしますので、お含みおきをお願いいたします。

◇ 清 澤 あゆみ 君

○議長（北村直樹君） 最初に、6番、清澤あゆみ議員。

清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 6番、清澤あゆみでございます。

私の質問は1問です。

小学校、保育園周辺地区の今後について。

小学校、保育園周辺の地区は、古見地区に居を構えながら地区は別の地区に入っている、または、地区に入っていないという世帯が多数あります。

今、高齢となっている世帯でもさらにその前の代から古見区に住みながら、かつて先代の方々が住んでいた地区にそのまま入っている世帯。もともと別の地区に生まれ育ったが、新たに家を古見区に建て、そのまま元の地区に入っている世帯。さらに、その入っていた元の地区を抜けて、今はどこにも入っていない世帯。また、新居を建て転居してきたのを機に、どこの地区にも入っていない世帯等があります。実は私も当事者で、古見区に住みながら、地区は主人の実家がある針尾区の一之沢に入っています。

この小学校、保育園周辺の地区の在り方、回覧板の回し方、防災会等について幾つか相談がありました。

そこでまず、回覧板や村からの配布物はどうしているか、何軒かに聞いてみました。まず我が家の場合、今年伍長になりますが、一之沢地区にお住まいの地区長さんが回覧板の中身

を届けてくれます。中身をセットし、次の方へ届けます。全部回ると、回覧板は主人の実家に戻ってくるので、回り終わった回覧板を持ち帰ります。このようにしている世帯は多いと思います。

また、同じ地区から古見区に出てきている世帯が何軒かあるため、その世帯で班をつくり、回覧板を回しているところもあります。この場合も、元の地区の地区長さんがその班に回覧板を届けています。例えば、御馬越地区から古見地区へといった具合です。地区に入っていない世帯は回覧板が回らないので、その方は必要な配布物を役場や公民館に取りに行っているとのことでした。

ただ、村のLINE等を登録していて、そこで情報を得られる人は回覧板の必要性を感じていないという方もいました。若い世代の方でした。情報を全く入手できていないという方もいるのかもしれませんが。

回覧板については、元の地区から持ってきてもらう、また、元の地区へ戻すという作業が高齢に伴い大変になってきている。今後のことを考えると、居住区の隣近所で回せるようになることがたいという声を多く聞きます。もともと古見区に入っている方でも隣近所で回せたらという方もいらっしゃいます。また、地区に入りたいが、どこに入ったらいいかわからない、回覧板による情報を欲しいという方もいます。また、防災会には入ったが、同じ班の人がわからない、近所の人もよくわからないという声も聞きます。

そこで、以下質問です。

1、こういったこの地域特有の状況について村は把握していますか。このような声は村に届いているのでしょうか。

2、回覧板については、先ほどのような声もあれば、現状は不便を感じていない、LINE等で情報を得られるので必要性を感じない等、様々な声があることが分かりました。しかしながら、私が聞いたのはほんの少しの声です。

そこで、対象となる地域の方のより多くの声を聞くために集まる機会を設ける、アンケートを取る等、行政が動いてくれることは可能ですか。

3、同じ班の人がわからないという問題も、話すきっかけがあれば顔が見えることになります。そのきっかけを村がつくってくれることは可能でしょうか。これは2番目の質問の集まる機会を設けてもらえるかという質問と同じになります。

以上、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清澤あゆみ議員の小学校、保育園周辺地区の今後についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

小学校、保育園周辺地域の状況につきましては、以前から、村内の別の地区から移転された世帯、また、新たに転入して住宅を建てられた世帯などが混在しているため、地域活動や災害時の活動を行う上で様々な課題を抱えている状況にあると捉えております。

このため、一昨年に実施しました村内の自主防災部会の見直しにおきましては、加入している地区にかかわらず、実際に住んでいただいております小学校、保育園周辺の皆さんで自主防災班を組織していただいたところでございます。

このような声が村に届いているのかというご質問でございますけれども、実際のところ、回覧板の回付につきましては、これまであまりお聞きしたことはございませんでした。そのほか、新たに自主防災班ができたことに伴い、もともと加入している地区で、伍長など防災の際の班の取りまとめのような役が回ってきたときにはどうしたらよいのかといった声はお聞きをしております。こうしたことから、小学校、保育園周辺地域の世帯の皆さんにつきましては、新たに地区の発足を検討していく必要があると捉えております。

そこで、自主防災班の見直しが行われました令和4年度末、昨年1月になりますけれども、区長会で、この件につきまして区長の皆さんにこの小学校、保育園周辺の地区の発足の検討につきましてご意見をお伺いしております。そのときは、自主防災班が形成されて間もないため、しばらく様子を見てほしいというご意見をいただいたところでございます。

このとき、区長さんから見れば、これまで同じ地区の仲間として昔から加入している地区で、伝統行事や地区活動を一緒に行ってきた方たちに改めて小学校、保育園周辺で防災組織ができたので、そこで地区をつくって、そちらへ移ってはどうかということがなかなか言いにくい状況だったということがあったと思います。また、しばらく自主防災班の活動を通じて、お互いのコミュニケーションが図られてから話を進めたほうがよいのではないかというご意見でございました。

こうしたことから、村のほうでは、小学校、保育園周辺地域の地区の発足の検討につきましては一旦経過を見ることとさせていただきまして、昨年は、村ではかねてから地区の課題となっておりました役員の見直しを先行して行うこととしまして、昨年、令和5年度、役員の見直しを行ったところでございます。村では、こうした課題となっておりました地区役員

の見直しも一旦済みしましたこともあります。

また、古見区からは、新たにこの小学校、保育園周辺の防災班の連絡調整ができないとのご意見をいただいておりますので、今年度は、改めてこの小学校、保育園周辺の地区の発足につきまして検討してまいりたいと考えております。

清澤あゆみ議員の2つ目のご質問ですけれども、地域の方より多くの声を聞くための機会を設ける等の、行政のほうで動いてくれることは可能ですかというご質問でございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたこの地区の発足の検討につきまして、今後進めていきたいと思っておりますけれども、どういうふうに具体的に進めるかということはまだ決まっております。

まずは、そこにお住まいの地域の方たちのご意見をお聞きしなければならないと思っております。今後、集まっていただき、直接お話をお聞きするか、アンケートを取ってから集まっていただくか、いずれにしても、どこかで地域の皆さんに集まっていただいて、今後に向けてご意見を聞く機会を設けていきたいというふうに考えております。

なお、回覧板につきましては、担当の企画財政課で情報発信の在り方として回覧板を継続させるかどうか検討を行うこととしておりますので、その結果を見て、また地域の皆さんとお話を進めたいと思います。

いずれにしても、今年度につきましては、村のほうでも小学校、保育園周辺の地域の皆さんの地区の発足というものを検討してまいりたいと思っておりますので、その機会を捉えて、地域の皆さんに集まっていただく等の機会を設けて、意見等を集約してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

課長のお話の中で、地区の発足について今年度から動いていただけるというご回答をいただけたので、非常にありがたいなと思っております。村民の皆さん、本当にいろんな、例えば回覧板1つにしてもいろんな意見があると思うんですけれども、実際にそういうのを必要としていない方もいれば、地区に入るのはという方もいらっしゃると思うので、非常に複雑で難しい問題かなと思うんですけれども、ぜひ取りかかっていただきたいというのが希望です。

実態を把握しているということでしたけれども、細かい数字をちょっと調べましたので、お知らせしたいと思います。

どれくらいの世帯が元の地区に入っているのか、また、地区に入っていない世帯がどれくらいあるのか、古見地区の防災会の班編成を参考に見てみました。この小学校、保育園周辺、桜ヶ丘、旭ヶ丘地区の世帯が入っているのが、古見区の第一部会になります。そのうち、小学校、保育園周辺の地区の世帯は8班から12班に入っており、60軒あります。その中で、もともと古見にお住まいで古見区に入っている世帯は17軒、その他の地区、針尾、小野沢、御馬越、大石原地区に入っている世帯が26軒、地区未加入の世帯が17軒、防災会未加入世帯が8軒です。この防災会未加入世帯は、地区も未加入ですので、先ほどの60軒という数字には入っておりません。有事の際のことを考えると、防災会に入ってもらおうということはとても大事なことだと思います。

最近新しく家を建てた方に聞いたところ、やはり地区はご両親が住んでいる地区、つまり実家がある地区に入るつもりだとおっしゃっていました。これからもこの地区には新しい家が増えていくのではと予想されます。また、保育園の近くには村営のアパートの建設も予定されていますので、ぐっと世帯が増える前に手を入れる必要があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、回覧板の件ですけれども、回覧板を居住区の隣近所で回したいという声もあれば、必要ないという声もある中で、村は、先ほど課長のお話にもありましたが、将来的にはペーパーレス化していきたいという方向性であると思いますが、それはすぐには、まだしばらく無理で時間がかかるころなのかなと思うんですけれども、今現在、村からの情報の入手方法の一つである回覧板を必要とする人に見てもらえるように効率よく回していく方法を探るために、ひとつアイデアとして、さっき課長のほうからもお話がありましたが、昨年の防災訓練の後の反省の中に、地区の班編成について見直す必要があるという意見がやはりありました。

同じ班の人が分からないというのには、班編成の範囲が広いというのも原因の一つかと思われます。見直し、再編成の必要があると思いますが、その際に、防災会の班と回覧板を回す班を一緒にするというのも一つのやり方としてあるのかと思います。回覧板を近所で回すことにより顔が見えてくるというのもあるかと思いますが、この辺についていかがでしょうか。お願いします。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 清澤議員の2回目のご質問でございますけれども、防災班、一昨年できたんですけれども、特に古見区ですけれども、古見区については1つの部会に幾つもの地区が入っているということで、清澤議員がおっしゃられるように、ちょっと広範囲になっている状況がございまして、その辺も古見区の区長さんのほうともお話をしていますけれども、そこはちょっと見直していきたいということがございます。

ですので、その辺はまた、今後区長さんのほうとどういった形で見直したらいいかということで、またご相談をしていきたいと思っておりますけれども、その中で新たな形というか、防災班をこれからどうしていくかということで相談していきたいと思っておりますので、その中でちょっと回覧板の件も話ができればと思っておりますので、今後、区長さんのほうと地域の皆さんのほうのご意見を伺いながら対応はしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 区長さんと相談してというお話でしたが、やはり防災会の班編成も、見るとすごく世帯数が多い地域があつて、これからまた保育園の近くにアパートを建てたりという計画がある中で、あの辺の地域のところがすごく混み合ってくるのかなというのがありますので、そこも将来踏まえた段階で、ちょっと検討していただくと必要があるのかなというふうに思います。

それで、先ほど地域の人の声を聞く機会を設けてくれるか、アンケートを取ってから設けるか、いずれにしてもそういった形で動いてくれるというお話でしたけれども、やはりマンパワーがすごく必要になってくるのではないかなと思います。その中で、私が先ほど言った軒数の数字、これは以前に集落支援員さんがまとめた資料から拾った数字です。古見地区担当であった集落支援員さんは現状をよく把握されています。そして、この地区特有の問題点や地域の方の声も聞いています。

3月の定例会で、私が集落支援員さんについて質問した際、今後の集落支援員さんの活動についての村長の答弁の中で、どのように活動してもらうか組立て中である、今後どうあるべきかを考えていきたいとのことでした。何かいいテーマがあればというお話もありましたが、この地域のこの問題に携わってもらうというのはすごくいいテーマではないかと思いますが、いかがでしょうか。今、1人で活動している集落支援員さんですけれども、この地区のこれらの問題解決のために、今まで取り組んできたことや歩いてつくってきたつながりを

生かす取組ができるのではと思います。私としては、ぜひ集落支援員さんを軸として動いてもらうのがいいのではないかと思います、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 清澤議員のご質問でございますけれども、やはりあの小学校、保育園周辺の地区防災班の取りまとめもやっていただいたのは集落支援員さんの皆さんで、やはり、あそこの実情を一番集落支援員さんは分かってくれていると思いますので、やはりそこは集落支援員さんと、先ほど言いました区長さん、地区長さん、周辺の地区長さん、その皆さんを軸にして、今後話は進めていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 課をまたいで取組になるかと思いますが、そこは連携していただいて、情報を共有していただいて、今まで持っている集落支援員さんの情報というのもあるかと思うので、ぜひその辺は課をまたぐという意味でも柔軟に対応していただきたいと思いますと思いますが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清澤あゆみ議員のご質問にお答えいたします。

集落支援員は、企画財政課のほうで承っておりますので、お願ひいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年度より古見区を中心にやられていた集落支援員さんが、この4月以降も配置をしてございます。特に、古見区長さんとは連携を図りながら今もやっておりますので、そういった部分につきましては、連携を図りながらやっていくということは可能でございますし、今も現実的にやっております。

ただ、今総務課長が申し上げたとおり、やはり区長さんであったり、地区長さんという主な方が動いていただかないと、集落支援員さんがいつも1人でいても何も進まないのが現状でございます。まず、区長さん、地区長さんを中心にどうやったらいいか共有されて、その中で、集落支援員として、また、村としてどういうふうなことが応援できるかということがその筋道の順序だというふうに思っていますので、また区長さんと地区長さんと、また総務課と連携を図りながら進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

古見の区長さん、あと任期1年かと思いますので、ぜひ早めにお話ししていただいて、進めていただく必要があるのかなと思います。

元の地区に入っているというのには、それぞれその世帯によって様々な理由があると思います。我が家の場合は、主人の母が一之沢にいて、当時一之沢を抜けてしまうことにより、一之沢の子供の数が減ってしまう等の理由がありました。長年入ってきた元の地区を抜けるというのは、先ほど総務課長のお話のほうからもありましたが、役員の問題ですとか、今までのつながりがあるので難しいと思います。

しかし、その次の世代、子供や孫の世代は、住んでいる地域で新しいつながりをつくっていかねばいけないと思います。防災会はもちろんですが、地区という面でも、今後この地区で新しい常会のような組織、先ほどそこまで踏まえて考えていってくださるというお話でしたけれども、やはりそこをつくっていく必要があるのではと思います。これはすぐにはできることではないですけれども、そこに至るまでの前段階として、今回この問題に取り組むのはとても意義があることだと思います。

防災会未加入世帯を減らしていく、今後この地区に住んでいく人たちが防災会に加入しやすい状況をつくっておく。非常に難しく簡単にはいかないことも多々あるかと思いますが、だから今までそのままにしてきた経緯があるのだとも思います。

しかし、いつかはやらなくてはいけないことで、このまま放置しておくとならば防災会未加入、地区未加入世帯が増えていくことになりかねません。ですので、ぜひ早く対応していただけたらと思います。集落支援員さん、しっかり動いてくださるんじゃないかなと、私期待しておりますので、ぜひそのところをお願いしたいと思います。要望になります。

これで私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、清澤あゆみ議員の一般質問は終わりました。

◇ 古 池 美佐江 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、古池美佐江議員。

古池美佐江議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 7番、古池美佐江でございます。

私は2問質問いたします。よろしくお願いします。

1番、行政の施策と住民の意向との相違について。

5月19日日曜日、5年ぶりに朝日村長寿を祝う会が開催されました。村は75歳以上の高齢者821人に招待状を出しましたが、来場された方は40人とのことです。私が、出席した方、出席しなかった方に少し感想などをお聞きしましたが、あまり芳しいものではありませんでした。相応の予算や人手を擁しても、出席率は5%未満でした。この会の主催は公民館ではありますが、今回の出席率を含め、村の見解を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、古池議員の1番目のご質問、行政の施策と住民の意向との相違についてにお答えをいたします。

去る5月19日に行われた長寿を祝う会の出席率が低かったことについて、村の見解はどうかとご質問であります。

今年の長寿を祝う会は5年ぶりの対面方式で、落語や演芸を楽しんでいただくという催しを計画いたしました。当日は議員もご承知のように、村民の皆さんは40名ほど参加でありました。おいでいただいた皆さんには楽しんでいただけたことと思いますが、参加人数が少なかったことについては残念でもありました。分館長主事会といたしましては、対面方式を復活し、お仲間の方々とお会いできる機会をと考えましたが、高齢者の皆さんが求めておられるニーズとは若干ずれがあったと考えております。今後は、今年状況を踏まえ、振り返った上で、村民の皆様のお声をお聞きしながら見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） やはり少なかったのは、とても思ったより少なかったというのが、村のほうも分館のほうも思ったことだと思います。

今回、この反省を踏まえて、今後考えていくということですが、5年ぶりということで、随分ずっとビデオ放送みたいのもしてきたところで対面だったので、久しぶりに会えてうれしいかなということでおいでいただけるのかなと思ったら、いただけなかったということだと思いますが、5年前のまだコロナになる前も少し減ってきていたという傾向はあると聞いています。割と少なかったよと以前にも高齢者の方にも聞いていますので、それで、そういう少なかったという中で、今まで開催後、教育委員会とか分館では、当然過去の記録なども反省点として保管してあると思うのですが、今まで、その反省点を踏まえて計画を立ててきたのかどうか。それで、今までは開催後に参加してくださった方から感想等を聞き取ったり、そういう今回もいかがでしたかみたいな参加者の感想などは聞いてきているんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 2番目のご質問にお答えをしたいと思います。

長寿を祝う会について、参加者の声を聞いて実施をしてきたかということだと思います。

昨年、長寿を祝う会は、ビデオ放送、あるいはタオルの記念品を配布というような形を取ってきたわけですが、その後、高齢者の皆様のお声を拝聴しまして、例えば、長寿を祝う会で楽しみなことは何でしょうかというようなご質問をさせていただいたところ、以前からの友達や知り合いに会いたいというお答えをいただいたのが7割の方々でございました。また、仲間と話すことというのは1割程度、また、飲食が必要かということについては、特にご意見はございませんでした。

そういった形で村民の皆様のお声をいただきながら、今回の計画を形づくってきたというのが現状でございます。ですから、実際に実施をしながらご意見をお聞きして、また、次の計画に生かしていくという形を取っておるところでございます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 今まで参加した方、高齢者の方にもお聞きしたことがあるということで分かりましたが、その中で楽しみなことは何かということは、お会いすることが7割、あと、お話をすることが1割とあったそうですが、やはりお会いするということは、顔を見るだけではなくて、お話をすることということも含まれるのではないかなと思います。

ただ、やっぱり男性の方と女性の方とはちょっと違うような気がしまして、女性というの

は、結構お会いしたらいっぱいおしゃべりをしたりとか、どうだやとか、いろんなことをお話ししたりするということがとても楽しみなのかなと思います。

それで、今回ちょっとお聞きした中では、演芸が悪いというわけではないけれども、やっぱりそこではあまりお話はできなかったと。お友達で行ったんだけど、人数も少ないしちょっとと言って、宣伝とかやっぱり座って聞いているだけだったり、見たりするだけなので、ちょっと物足りなかったかなというお声も聞きました。やっぱり見ているだけよりは、会ったら話をする機会もあるということはとても大切なことなのかなと思っています。特にコロナがあったので、皆さんおうちにいることがすごく多くなってしまって、人と接する機会がなくなったのが5年も続いたので、やっぱりこうやって出ていくということはいいかなと思うんですが、それなのに今回来なかったというのは何なのかなと、私もとても疑問に思うんですね。

ただ、行ったときに1つは、地区というか分館長さんがそれぞれの地区でお祝いと招待状を配布していただいたということですが、私がちょっと違う方に聞いたときに、私が留守だったせいなのかなと言って、見たら手渡しじゃなくて、ただポストにタオルと招待状が入れられていたと。前は、それでも来てねみたいな声をかけながら渡してもらえたのに、何かそういう感じもあったので、とても何か招待されているのかなというのがとても疑問に感じたと。あまり歓迎されている感じがしなかったという生の声もお聞きしました。

それと、あと、今年私の主人も地区長とかしているんですが、そういう会議のときにこういうことはやりますと言われたんだけど、承知おきだけしていただければいいですみたいな感じで、地区長さんも声をかけておくれとか何かそういうこともなかったのも、やっぱりもっと俺たちも声をかけなきゃいけなかったのかなというふうな感じでも言っておりましたので、やっぱりそういう配布の仕方とか、そういうのも大切かなと思います。

なので、この招待状とかそういうものの関係で、分館ではこういうことをしたいということをも分館の方が考えて、それで、教育委員会のほうに今年はこういうことでやりますという報告があってやられたと思うんですが、そういう打合せをしているときに、招待状の配布のこととか呼びかけの活動、それから、今回の催しの選定、お土産や記念品の選定などについては、教育委員会では何かそういうアドバイスとか打合せとかはどのようにしたのでしょいか。教えてください。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 古池議員 3 番目のご質問にお答えをしたいと思います。

打合せ等で、教育委員会はどんな関わり方をしたかと、そういうご質問かと思います。

分館長主事会で、2 月にまず、今年の長寿を祝う会の在り方について検討をさせていただきました。そのときにも一緒に教育委員会として関わりながら、今年は、ぜひ対面の方向でやりたいというような考えを述べさせていただきました。中には、まだ対面の方向は難しいんじゃないかというご意見もいただいたわけではありますが、ぜひ今年は皆さんをお呼びして、対面方式を復活させてみたいというような話をさせていただいたところでございます。

分館の皆さんは、これまでコロナで3年間、そういった集まりはしてこなかったわけでありますので、例えば、配車計画等も大変なご苦勞をおかけするわけでありますけれども、いろんな意味で分館の皆様のご協力をいただければ、こういった催しはできませんので、そういったご協力を賜りたいということで、配車等も含めて、ぜひ今年是对面方式でやってみたいと。ただ、飲食についてはいろんな難しさもありますので、じゃ、これは控えましょうというようなことで、皆さんと決定をしてまいったところでございます。

4 月に、またもう一回、分館長主事会を開いておりますが、このときも同じような形で詳細について詰めさせていただきました。そんなところで、一緒に考えさせていただいているところでございます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7 番 古池美佐江君登壇〕

○7 番（古池美佐江君） 2 月と4 月ということで2 回やってきたということですが、相手が高齢者なので、飲食のことについては大変慎重になったのかなとは思いますが、やはり飲食も少し軽くあってもよかったのかなとは私は思っています。

もし飲食が駄目なら、ちょっとしたお土産の中に、ペットボトルのお茶が1 本渡されただけだよという話も聞きましたので、何か、せっかく来ていただいた方にはちょっとした、昔は紅白まんじゅうとかそういうものもあったと聞きますので、やっぱりこれだけ皆さん長いこと苦勞して、今まで長寿で元気でいらっしゃっている。特に来る方は、みんな元気だから来られる方が多いんですね。

この821 名の中で、中にはご存命ということで選んだというか、その方ということで、施設に入られたり、もしかしたら入院なさっている方も含まれているのかなと。大変人数も多いんですが、やっぱりそういう方たちにちょっとしたものもあってもよかったのかな

と私的には思っています。

それで、飲食はなかったんですが、行政は住民に寄り添うことが求められています。昨年度から包括支援センターが開催しているシニアランチ、今年は「オレンジランチ」という名称に変わっていますが、毎回講堂がいっぱいになるほど四、五十人の高齢者の方が集って、介護予防の体操をしたり、歌ったり、ヘルスメイトの方々が作ってくださるランチを同じテーブルになった方とおしゃべりしながらいただき、楽しかったと帰っていく様子を私も何度か一緒に参加させていただいて、目にしております。

このようになるため、その前はオレンジカフェで、とても出席してくださる方が少なかったとお聞きしていますけれども、その前のオレンジカフェの反省を生かし、今年はすごく呼びかけたり、本当にそこまで行ってどうですかと言って、ご案内を役場の方、包括支援センターの方たちがすごい声をかけてきたために、こうやって大勢の方が参加してくださるようになったと、きっかけですけれども、と聞いております。

それこそ本当に大変ですけれども、一人一人に寄り添うように、嫌がるというか、ちょっと気の進まない方にもそうやって役場の方が声をかけてくださったということが、そうして、今日はよかったぞと言いながら帰ってくる。近所のおじいちゃんも結構堅物なんですけれども、とても楽しかったと言って、満足に帰ってくださる姿を一緒にお見かけしたんですけれども、そういうふうにしているので、やはりぜひもうちょっと、ちょっと大変なんですけれども、地区長さんとか伍長さんとかそういう方も地区の方も交えて、皆さんで盛り上げられるように声をかけて、ぜひこんな小さい村ですので、もうちょっと増えるような努力をしてほしいと思います。

それで、高齢者の方がちょっとこんな話をしていました。高齢者は、今は、今日は元気かもしれないけれども、転んだり、いろいろなことがあって、子供たちとは違って、私たちは日一日老いていくんだよねと。だから、来年はもしかしたら長寿の会のほうに出られるようなそういう状態ではなくなってしまうかもしれない。だからこそ、年1回のこの長寿を祝う会をしてくださるなら、楽しくできるような、そういう催しにしてほしいというふうにお話をされていました。

ぜひ、本当に年1回のことですので、一生懸命考えてくださってはいっていると思いますが、これから先、もう少し工夫をして、ぜひ盛況にできるといいなと思っていますので、この要望を添えて、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 古池議員の1問目の質問は終わりました。

2 問目の質問をどうぞ。

古池議員。

〔7 番 古池美佐江君登壇〕

○7 番（古池美佐江君） 2 問目の質問をお願いします。

空き家の利活用で移住・定住促進施策を。

村の人口減少対策の要となる民間アパートなどは、全て埋まっている状況です。また、行政の新規の宅地造成と村営の賃貸住宅に、まだこれから数えても 1 年 9 か月の時間を要することになっています。

さらに、今 100 軒の空き家がある中で、実際に活用できる空き家バンクは、昨日もまた夜に確認したんですが、登録件数が 1 軒だけでした。前は 2 軒あったんですが、1 軒はきっと成約が決まったんでしょうねと思っておりますが、このような状態が続いており、新規の移住者の受入れができない状態が続いています。今、全国の自治体がしのぎを削る移住促進対策ですが、移住を考える人に提供できる物件がなければ、村はその選択肢に入れず、減退していくばかりでございます。

そこで、現在の空き家の利活用に関わる施策について伺います。

1、昨年度から緑の体験館コテージでのお試し移住体験（短期滞在トライアルステイ）をしていますが、利用状況はいかがなものでしょうか。今までに何人、または何組が利用し、どのような感想が寄せられていますか。

2 番、現在のそのコテージの予約状況はどうでしょうか。

3 つ目として、現在、本村では長期滞在型お試し住宅が整備されていませんが、今後、整備することを考えていますか。

4 つ目、昨年度から今までに移住に関する問合せは何件くらいありましたか。あれば、移住希望者への対応はどのようにしていますか。

5 つ目として、今ある空き家、今は 100 軒だそうです、全て利用できないほど老朽化しているのでしょうか。

6 つ目として、今後、空き家の利活用にどのように取り組む予定か教えてください。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、古池議員のご質問にお答えいたします。

私は、（５）番を除きまして、全てについてお答えいたします。

空き家の利活用で移住・定住促進施策についてでございますが、初めに、（１）お試し住宅の利用状況でございます。

令和５年９月より、緑の体験館コテージを活用したお試し住宅の利用状況は、令和５年度実績は、１件の２名でございます。令和６年度につきましては、５月末実績で１件、２名ということでございます。利用者は、いずれも関西方面の方からということでございます。感想としましては、１件の方からとなりますが、朝日村の環境や風景がとてもよかった、物件があれば住みたいというご回答をいただいております。

続きまして、（２）番、現在の利用予約でございますが、今後、２件の予約利用がございます。

次に、（３）番、お試し住宅の今後の整備予定についてでございますが、現時点では、村では長期滞在型の整備は考えておりませんが、今後の動向や利用者ニーズを踏まえながら検討してまいり所存でございます。これまで実施してきました移住事業における移住希望者との接触の中で、お試し移住住宅のニーズというものは特になかったというのが現実でございます。

しかし、周辺自治体の取組状況や多面的な移住施策の推進という観点から考えますと、コストをかけずに利用環境を整える手段として、村では指定管理者であるタジマモーターコーポレーション朝日と連携を図り、コテージを利用した短期の滞在型の取組を令和５年９月より始めたということでご認識賜われればと思っております。

長期滞在型の実施につきましては、取組自治体の事例から、専用の滞在施設を市町村が所有したり、また、お借りしたりというケースがあると存じておりますが、単に長期の観光滞在の拠点として利用されがちな面もあるということのデメリットの面もお聞きしてございます。今後、また施設の管理といったコスト面の負担などもあるんだということもお伺いしてございますので、このような課題も挙げられておりますので、そういった部分も含めながら、再度、さらに検討してまいります。

村といたしましては、人、もの、金の限られた資源の中で、なるべく有効的に活用できるものは活用しながら取組を進めており、移住・定住施策については多面的な取組を実施しておりますが、お試し体験事業はその中の一つであり、先ほど申し上げましたとおり長期滞在型の取組につきましては、村の移住・定住施策の全体的な取組の中の優先度や必要性を感じ

る中で判断してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、（４）番のこれまでの移住に関する問合せという部分でございますが、問合せにつきましては、メールであったり、電話、イベントの様々な場面で受け付けております。全ての問合せ件数というものはしっかり管理しているわけではございませんが、月に10件から20件ほどの問合せをいただいております。これは、近年の四、五年でございます。

問合せの対応としましては、企画財政課の企画DX推進係が総合窓口となりまして、相談者のニーズに沿った形で対応しており、具体的な相談となれば対面での相談も行っております。また、当課の配属の地域おこし協力隊も今年度からは先輩の移住者として相談等に加わって、移住サポート体制で実施しております。

続きまして、（６）番の今後の空き家の利活用にどのように取り組むかという予定でございますが、原則空き家でございますので、個人が基本的には所有する私有財産でございますので、基本的には個人の責任において財産を適正に管理、運用、処分等していただくということで考えてございます。行政が主導的に利活用を考えるとといったことはなかなか難しいというふうに考えてございます。

そうはいつでも、現行の空き家バンクの制度の認知が、やはり一部低い部分があると思いますので、そういった部分で、特にどうしてそう感じるかという、やはり登録者が少ないという部分でございますので、現行の空き家バンク制度の認知向上と、制度の利用の促進、また、今は村のほうでは賃貸のほうはやっているんですが、売買といった希望の方もいらっしゃるというふうにお聞きしてございますので、そういった物件も今後整理をさせていただき、ホームページ等で売買のできる仕組みづくりも取り入れていきたいというふうに思っていますので、そういったところには、やはり民間の不動産業者等も入っていただくということが重要でございますので、そういったところと連携を図りながら研究・検討をしまいる所存でございますので、お願いをいたします。

また、建設環境課のほうは、その空き家のほうは調査をしていただいておりますので、今年度は、空き家等の情報の更新等を考えているということでございます。そういったところも踏まえながら、企画財政課としましても、所有者への活用促進の働きかけや活用可能な空き家の掘り起こしといったものを連携して進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 建設環境課長の小林でございます。4月から課長を務めさせていただいており、今回が初めての一般質問の答弁となります。至らぬ点等あるかと思いますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

それでは、古池議員ご質問の（５）の今ある空き家は全て利活用できないほど老朽化しているかにつきまして、お答えさせていただきます。

村では、令和３年度に空き家実態調査を実施しており、その時点で、村内には空き家と思われる家屋が114軒確認されております。この調査では、外観からの判断で空き家の件数の調査にとどまっており、老朽化については確認しておりません。

しかし、昭和56年以前に建てられた現在の耐震基準を満たさない家屋は大半でございます。利活用には十分な確認と耐震化対策が必要と捉えております。また、先ほど産業振興課長が申し上げましたけれども、今年度は、空き家実態調査より2年が経過していることから、本年度、従来の収集した情報及び新たな空き家情報を更新していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） ご回答ありがとうございます。

なかなか長期滞在のほうの住宅については難しいというか、コストの面もあるので、あまりそういうものないということでしたけれども、一応去年の9月からで、短期お試しのほうは、一応令和5年度が1件、令和6年度は今のところで1件、それからこの後、まだ予約もあるということですが、それで、環境がよかったので、よかったら住みたいというそういうご回答もいただいているということで、それなりに朝日村のよさみたいなを感じてもらえるそういう滞在をしていただけたのが私もうれしいなと思います。

しかし、なかなか住む場所がないとやっているわけなんです、100軒もほとんどが56年前のことだということ、大半がそうであるということで、中には、それでももうちょっと後のものでもあるのかな、大半ということですが、100%ではないということなので、やっぱりそういうものをうまく利活用できるようにしていくのがこれから課題かなと思っています。個人のもので、大変だ、ちょっとこちらから主導していくことはできないというふうになって、今まで認識しておられたと思うんですが、ぜひもうちょっと、今度また新しく調べ直すというか、更新していくということなので、それはぜひしてほしいなと思います。

それで、さっき伺ったんですが、近隣の自治体では長期お試し住宅は結構整備されていますよね。お隣の山形村もそうですし、塩尻市もそうですし、新聞などを見ると、本当に筑北村とかいろんなところであって、それを用意するのには山形村では結構いい、そんなに手を入れなくてもよい住宅を住民の方から相談があつて、それを安く借り入れているという、借りて、それを整備しているということでした。それから、あとは、ほかのところは本当にただ同然で村が借り入れているというのもあります。

渚町や上松町では無料で空き家を借り上げ、国の補助金を利用して、補助金ですので半額、半分は国から持っていて、半分は行政でということでリフォームして、それで、それを貸して、その家賃で村がかけたお金を10年で返せるという見込みを持って始めているということ。それは、長期滞在ではなくて、本当に賃貸として使っている。それを今年整備して、来年くらいからやるという話を聞いています。

しかし、その補助金の制度は、今年はもうなくて、昨年度までだったということで、もうそういうのはできないんだなということでとても残念に思っているんですけども、それで、10年後は次の借りた方に返して、その方が賃貸として貸す、村ではなくて、賃貸として貸すというようなことをやっているそうです。

そういう画期的なというか、どこかで補助金を見つけて、少しでもそういう貸してあげられる賃貸住宅を新しいものではなくて整備していくという考え方もとてもすばらしいなと思っていますが、本当にもう少し情報を得て、賃貸できるものを用意するということは、大変大事だなと思っています。

それで、昨年度の9月議会ですか、企画財政課長が、若い人は従来の地区に入ることを嫌い、新しく造成したところを好むものなので、住宅団地の造成が必要だというふうにご答弁をいただいています、私は一応自分のつてをたどりながら、ちょっとしたいろいろな方に意向を尋ねたりしているんですが、100%の方が若いからといって新しいところでなくちゃ嫌だという方はいないなと感じています。中古の住宅をお買いになっている方も実際にここでもありますし、あとは、売れっこないなと思っているものも買って、それで、自分でリフォームをして住みたいと思っている、そういう方もいっぱいありまして、それも移住促進を図る足がかりになると思います。

これまで村の取組等の資料を読み返して、前に昨年度の2月ですよ、「朝日村空家等対策計画」というのが公表されておりまして、私もネットで探して、それでそれをプリントアウトしたものがここにあるわけですが、その中で、その計画の中で、空き家の利活用の促進

を掲げていますが、どうして空き家バンク登録件数が全く増えないのかと、さっき個人のものですしということで、増やしたいとは言っていましたが、その一番の理由についてお答えください。

それから、さっき空き家バンクの見直しをこれから売買も対象にすると、見直すと、ここの中で既にもう書かれていたんですね。にもかかわらず、これからしていくというお話でしたけれども、もう1年以上たっているんですが、それまではそれについては全く行ってこなかったということは行政にあるのでしょうか。ぜひそのところを、2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、古池議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、空き家バンクが増えない理由という部分でございます。

古池議員もご存じのとおり、なかなか個人の皆様に周知差し上げたり、アンケートを取った結果もございますが、基本的には私が認識しているのは、アンケートの結果からもあったんですが、空き家というか本当に使っていないご自宅とか倉庫とかは確かにあるんですけれども、誰かが何かしら荷物を置いておいて管理しているという方がやっぱりいらっしゃるのが事実なんですよ。

また、住める、住めないという部分もあるんですが、ちょっとなかなかやっぱり人には貸せないなという思いの方がいらっしゃるという部分がありまして、それはもう全国的だと思うんですけれども、特に朝日村の方は、今現時点の中ではそういった方が多いというふうに認識しています。

しかし、私が思うのは、空き家の制度なんですけれども、非常にもう昔からやっています。朝日村は、特に平成22年からやっているんですけれども、そのとき私も総務課にいて、一緒に空き家をまさに始めたときだったんですが、その平成22年から、空き家バンクという制度を始めてから15年がたちます。そのときも当然いろんな建物があつたんですけれども、これまでに空き家利用ということで、この令和5年度までに14年間で46軒の累計で、年平均3.3ぐらいの空き家というのは誰かが住まわれている実情になってきているというのが現状で、この経過をたどってくれば、今別に、本当に住みたい、住める家だとか住んでほしいという要望に対しては非常にマッチングできて、非常に成立していた比率が高いと思っているんです。

その中で、さらに今後、まだ百何軒ということがあるんですけれども、その方々が何かしら理由があつてのことだと思っておりますので、もう一度この方たちに、今回、再度確認をするということを建設環境課とやりますので、改めて確認させてもらって、どうしてもできないければ、どうしてもできないという事実もしっかりと持っていないと、この114軒という言葉だけが浮いてしまっている部分がありますので、そういった部分も含めて確認をさせてもらって、登録いただけるものは本当に登録していただきたいと思っています。

もう1件、売買という部分について、やはりちょっと勉強不足の部分もありましたし、ちょっと遅れてしまったという部分がありますので、今ホームページ等を見ますと、各団体が賃貸と売買ということで、売買もやられている団体が多いので、もう一度整理させていただいて、これは至急取り組みたいと思っています。

ただ、昨日もうちの担当のほうから聞きますと、やはり賃貸物件というのは全国的にもうなくなってきたしまつていて、今ホームページを見ても、売買しか載っていない実情が多いです。なので、本当に賃貸というのは非常に難しいというのがありますので、その中でも何とか少しでも登録バンクをしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） なかなか個人のものなので難しいとは思いますが、ぜひ掘り起こしをするということなので、貸すメリット、準備するにはお金もかかりますけれども、それもありますので、そういう点もしっかり説明して下さるとありがたいと思います。

それで、本当に今年度ですか、山形村との共催で、先日から空き家とか相続と、それから来週ですか、空き家についてのセミナーも始めておりますが、とてもそういうことをして下さることはいいなと思って、前進だなとは思っておりますが、その出席率というか、先週、私は、一応山形村のときにちょっとお話を聞きに行かせていただいて、先週はほとんど同じお話ですよと言われたので、空き家についてはどんなことがあるのかなということで、私も今、住宅を持っていますけれども、将来的に自分の子供たちがそこに住むという可能性はどうなのかなというのもありまして、将来に向けてお勉強しておきたいなと思って出席させていただくんですけれども、この2回のまずは相続に関して、空き家とかそういうのも関係しながらお話があったんですけれども、村民の方は何名くらい出席していただいたのか教

えてください。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

先週土曜日、山形村と共同のセミナー、2回目を開催しております。朝日村の出席人数ですけれども、2名の方が出席しております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 先週は2名ということで、それは朝日村だけということですね。

来週は、空き家についてのセミナーがあるわけですが、それについて事前の申込みとか、これ事前の申込みをしなきゃ行っではいけないというものではなく、当日行っても大丈夫なんでしょうか。一応事前の申込み人数とかは分かっているのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 3回目の共同セミナーになりますけれども、山形村の主催となります。朝日村での問合せは、取りあえず今のところありません。山形村の問合せについては、今のところまだ聞いていませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 来週のことはまだ分からないということですが、というか山形村のほうは分からないけれども、朝日村はないということですね。これを聞くと、あまり住宅に対してというか、空き家に対しての村民のやっぱりそういう関心が低いのかなというのがとてもショックです。ぜひ、空き家を持っている方、いろんなものもありますけれども、そういう方の関心を高めるような施策をしてほしいかなと私は思います。

それで、空き家等対策のところにあるんですね、もしここを離れてとか、もうここに住んでいない方に対しても通知があるときに、いろんなことに対して、そういう空き家に関する事とか、そういうことの通知と一緒に入れて、違うことでも入れてやりたいというふうに

ここには書いてあったんですけれども、そういう今回のセミナーの案内みたいなものを、そういう空き家を持っている方に対して、ぜひ、5月でしたら納税通知みたいなのが行きましたけれども、そういうものを送付しているとか、そういうことはしているんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

納税通知書と一緒に空き家を持っている方に通知等はしておりません。今後、また考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） そういう送付などはしていないということですね。

ぜひそういうこともして、少しでも関心を持ってもらい、貸そうかなとか、そういうようなことはしてもらいたいと思いますし、特に、やっぱり今回空き家を持っている方が関心を持ってやっていただかないと、やっぱり空き家は全然進まないと思います。そういう村からの熱意が大事じゃないかなと。空き家も減って、住民も増える施策ということで、ぜひ細かいところでちょっと手はかかって、本当にマンパワーも必要ですし大変かなとは思いますが、そういう施策も考えていただいて、これからやっていただきたいなと思います。そういう希望を最後に、これで私の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） これで、古池美佐江議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 8番、小林弘之でございます。

今回、2問の質問をさせていただきます。

1、民家境壁破損問題について。

今年、能登半島地震が発生し、半年がたとうとしています。先日も早朝、行政無線が鳴り、

能登半島で震度5の地震がありましたが、いつ大規模地震が来るかもしれない状況下で問いさせていただきます。

村内にある住宅の裏側の境でもある塀が割れ、崩れようとしています。一応参考資料に添付写真を載せてありますが、ご覧ください。この場所は、私も3年前から確認しています。多分これは、以前からなっているかと思います。この家の方も、地権者がその場所に住んでいれば直接話ができるが、現在借家としているため、なかなか連絡が取れず、話合いにたどり着かない現状です。

行政の方も見ていますが、動きがないため、この方は、5月16日に開かれた行政相談に行ったところ、法務局へ行って、地権者の居どころを調べて話をしてくださいとのこと。役場からは、連絡は取れないとの回答だったようです。その後、5月22日に越川副村長、他にも状況確認に来ている。そこで、質問させていただきます。

(1) 村は、親切にも法務局へ行って相手地権者の情報を出していただいているとのことですが、役場は、相手の地権者への連絡手段は持っているのでしょうか。

(2) この場所は、土地開発公社が分譲したものだ聞いていますが、今までに土地開発公社の分譲地や公共施設等でこのような擁壁の破損報告はありましたか。

以上、ご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、小林議員のご質問の民家境壁破損問題についてお答えいたします。

1番目のご質問につきまして、相手地権者の情報ですが、法務局の登記情報は、村ではなく朝日村土地開発公社が現状確認のため取得したものの写しを提供したと聞いております。

相手地権者の連絡先についてですが、村は法務局同様の登記情報を持っております。しかし、行政は隣接する不動産の所有者間の問題には介入できないため、相手方に連絡を取るということはしておりません。

2番目のご質問につきまして、土地開発公社で令和2年度に1件、分譲地の所有者から擁壁傾斜についての相談があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

しかし、村民が一応困って、そうやって相談に来ているわけです。ですので、少なからずとも、直せとかそういうことじゃなくて、こういう現状になっているところを知らせてあげるとか、地権者が困っているのですという助言的なのを言ってあげるべきではないかなと私は思っているわけです。それについても、いかがなものでしょうか。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ただいまの小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

我々は公務員という立場でありますので、なかなかその、おっしゃることは分かります。当然いろんな情報を持っておりますし、ただ、こういったケースでいきますと、個人の人權の優先、あるいは、もともと公務員というのは憲法を遵守しというところで宣誓もしております。議員もそうです。議員は公務員の特別職に当たられると思いますので、公務員の責務を果たさなければいけない側面も持っておりますし、ましてや全体の奉仕者というところもありますし、当然、例えば小林議員なら小林議員を支持してくれる方に応えていかなきゃならないという、ちょっと矛盾するような問題も抱えております。

今回の話でいきますと、これはあくまでも個人と個人の境の話でございます。民法上でいきますと、相隣関係という話にはなるんですけれども、そういったところへ今回のケースで、例えば、こういうことだということを教える、あるいは指し示すということになりますと、片方にどうしても加担するような形になっております。そういったことは行政上、あるいは公務員の職責上できませんので、私も、先ほどおっしゃったように視察に行っておりますが、これは土地開発公社の理事者側として、開発公社が分譲したところに何か瑕疵があつてはいけないというところで行っておりますが、そのときにも担当のほうからは、これは、結局は個人の問題になるので、個々の中で片づけていただく、まずは片づけていただく問題だということ明言をさせていただいております。

立場上、お気持ちは分かりますが、そういった公務員、あるいは議員さんとの立場というところの中での見解ということになりますので、本ケースは立ち入ることがこれ以上はできません。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 越川副村長の言っていることもよく分かるんですけども、やっぱりこの崩れそうになっている方も村に税金を納めているわけですよね。やっぱりそういう面でも、加担するわけじゃないんですけども、实际的にその家に住んでいない、村外にいるわけですので、そういうのを、ましてや土地開発公社がもともと分譲した土地、それを売却したということもありますので、私からすれば、言ってあげてもいいのかなというふうな気持ちです。

ましてや村長も、とかくよく三現主義というようなことも言われますが、越川副村長もこの三現主義で、現場に行って、現物を見て、現実をそうやって見ているわけです。その後、じゃ、そういう問題解決をどのようにするかという解決を図ることが三現主義と言われているわけですよね、よく。ですので、それに少しでも問題解決にしようとすることを考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、よくお分かりだということは分かった上でのお話になりますが、今回、質問書にもありましたとおり、公社側では登記情報、いわゆる昔でいう不動産登記簿謄本を確認のため取得して、それをこういうものがありますということで、地権者の方にはお示しをさせていただいております。

この登記簿謄本というのは誰でもが取ることができる、いわゆる公開情報でございますので、もし反対側の地主さんのところへ交渉の口火を切りたいのであれば、こういうところにこういうものが載っていますよということで見せております。していいのかどうかということに関しては、ちょっと突き詰めないと分かりませんが、私は、この担当者の行動に対してはとがめるものは一切ないと思います。

それともう一つ、お言葉の中で、税金を納めているから教えてもらう権利があるみたいな話というふうにお聞きすることができたんですが、納税をすることが反社的な利益としてそういう何か好きなことが言えるという権利が存在するわけではございません。納税は義務でございます、その反対側の反社的な利益としてこういったことに何でも応えなければいけないという村は責務を負っているわけではございませんし、納税者の方がそういう権利を持っているわけではございません。なので、ちょっとその議論はないというか、ここのお話で

はないと思います。少なくとも、個対個の話でございます。まず口火は、その個と個の中で切っていただかないといけないと思います。

公社側でももう少し確認させていただきますが、現状、当時二十数年前の分譲したときの工法につきまして、これは担当の建設会社さんにも立ち会ってもらって検証しておりますが、当時としては考え得る適正な工法であったということが確認できております。瑕疵担保責任等々もあるかと思いますが、もう二十数年前のところで、それも適用できないということにもなりますので、大変残念ではございますが、本当に個々の中で片していただく問題だと思っております。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 税金を納めているから教えてくれというふうには私は言っているわけじゃなくて、納めているところで、そういうことを納めている側に話をしてみたらどうかということをしたままです。結局は、そういう個々の問題ということになるんですが、見てのとおり、これで私が心配しているのは、その擁壁が崩れて事故等を、もう今にでも崩れそうだと。先ほども申しましたが、地震があれば崩れて事故が起きてしまう、そんなことも心配しまして、この問題を取り上げさせていただきました。

そういうわけで、では、いろいろ今話をしましたけれども、村はこの地権者に状況を言ってもらえるのか、例えば電話、また、文書通知でもしてもらえるのか、もう一切関与しないから個人でやってくれということなのか、そこら辺を明確に教えてください。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 先ほど来申し上げているとおり、これは個々と個々、いわゆる民と民とのお話でございますので、行政そのものが今ここで、ここの討議をする場ではないと思いますので、あくまでも個と個の中で、まずは口火を切っていただく、そこに尽きると思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

そういうことを多分聞いていると思いますので、当事者である方も何らかで話に行くかと思えます。

次に、（２）ですが、先ほど１件報告があったということですが、私も、もう何年前ですか、第一分団の旧役場から今の現状のところに移動したときに建てたわけですね。その擁壁が同じように崩れそうになったのを記憶しています。それはあったと思うんですが、それは村で直したのかどうか、それとも、土地開発公社のほうで見たのか、直したのか、そこら辺は分かりますか。

○議長（北村直樹君） 一度ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時３１分

○議長（北村直樹君） 一般質問を再開いたします。

小林議員、もう一度質問をお願いいたします。

小林議員。

〔８番 小林弘之君登壇〕

○８番（小林弘之君） 第一分団が旧役場から移転したときに、村で一応、第一分団を建て替えたわけですね。そのときに、何年かして、多分その擁壁が崩れそうになっているのを見た記憶があります。それで、今直してあると思うんですけども、それは、一応村で直したということでもいいんですかねということです。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 第一分団の詰所ですけども、多分建設されたのが平成十二、三年頃だったとは記憶しているんですけども、私、当時の状況を承知をしていなくて、ちょっと分からないんですけども、第一分団の詰所の、その底地というか土地につきましては村の公共用地になっておりますので、公共用地と民地の境で、公共用地の村側に何か瑕疵があって擁壁が倒れたような場合は、村で当然直したと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔８番 小林弘之君登壇〕

○８番（小林弘之君） 分かりました。

先ほどの話にもちょっと触れちゃうかもしれないんですけども、土地開発公社が分譲して、売却してから保証が10年と聞いておりますけれども、その点については10年なのでしょうか。お聞かせください。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 瑕疵担保責任といえますか、分譲後の、いわゆる分譲した側に責任があることということになれば、10年間は保証いたします。

そのほかにも瑕疵担保責任というのがあって、公社側も気がつかなかったし、それから、買った人もそのときは分からなかった。それで、何年かしたら出てきてしまったというときは、いわゆる瑕疵担保責任というもので、誰も分からなかったけれども、やっぱり分譲者側、施工者側に責任があるねといった場合は責任を負う場合がありますが、大概、何でもそうなんです。通常使用をして何かあったときに、それが誰のせいというか、通常使用によった劣化だったらこれはしょうがないし、そうじゃなくて、そもそも通常使用していなくても、これはもう分譲者側の責任で壊れた、あるいは何か損害があったということになれば、10年間は公社側でそこら辺は見ますと。

ただ、ケース・バイ・ケースで、起こってみないと、どうだったのというところは当然調べなきゃいけません。基本的な考え方としては、通常使用の中で想定できないものが起きたとき、それが、かつ公社側に、分譲側に責任がある場合は保証させていただくという規定でございます。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

なかなかこういうケースってあるわけじゃないんですけども、あつてはいけないと思うわけです。そうしたときに、修復するには費用もかかると思うんですけども、そういった中で、何らかの原因でそうなるわけですが、その修復費用がかかるのを、これは特別な場合なんですけれども、こういう問題が起きるというのは。村か、それとも、村から土地開発公社修理費用の、例えば何割かを補助できるようなことの検討の余地はないのでしょうか。回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 今回ご質問のケースということでいいですね。じゃ、一般的に。

○8番（小林弘之君） 一般的になります。

○副村長（越川 豪君） 分かりました。

一般的に言いますと、先ほど申し上げたように、保証期間の中であれば公社側の責任のものについては保証させていただきます。

その他、先ほど申し上げましたちょっと見えなかったもの、当時想定されなかったものについては、その期間を超えるということもございますけれども、責任の所在と、それから、費用をどれだけというようなことの中で、当然賠償ということになれば、します。

すみません、今回のケースということで具体的に言わせていただきますと、今回のケースは、そういうどうかしていただきたいという方の対象先の隣の方の擁壁、要は向こう側に建っている擁壁だったので、そういうことをおっしゃってまして、今回申し立てた方で、いろいろお聞きした方というのは、非常に責任感の強い方だと、私会って感じましたので、自分のものであったら、多分あの方はさっさと自分で直しちゃうと思います。

そういうときに言うていただければ、村としてはリフォーム資金、補助とかあるんですが、ちょっと外構は今当たらないので、そうすると、これこそ個別のケースになりますけれども、そういったその状況を踏まえて、当時の公社の分譲状況ですとか、そこから何年たっているとか、どういったふうに使ってきたからこうなったみたいなことを勘案しながら、個別に検討させていただくケースはなきにしもあらずと思います。

ただ、基本的には、保証期間が過ぎちゃっている、それから、もう法定耐用年数をとうに上回っている、あるいは通常の使用でこうなってしまっているという工法に誤りがないということであれば、そこら辺はあまりご期待に沿えることはできないかもしれません。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 今回のケースもそうなんですけれども、向陽台とか、いろいろ今まで分譲したのがたくさんあるわけですね。こういうケースというのはまれで、私の言っているのは、このケース・バイ・ケースで、村、行政と公社を見て、そういう問題に対して、修復費用は何割かというのを見てもらえればすんなりというか、手をつけられるような気がするんですね。ですので、今後そういうことも踏まえて検討していただきたいというふうに思います。

以上で、この質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 2番目ですが、地区役員見直しについて。

今年度から地区役員負担を低減する見直しがされ、交通安全協会の組織でも班長が廃止されましたが、班長の業務内容の中で気がかりな点がありましたので、次に質問いたします。

今まで各班長宛てに地区の交通や歩行に支障となっている場所の報告を基に当該箇所を設定して、年1回、道路交通支障木や雑木の伐採・除去を実施していたと思いますが、今年度から交通、歩行に支障となる見極めは誰が行っているのか、また、誰が作業をしているのか。

以上、ご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） ただいまの小林議員の交通安全協会で行っておりました支障木の伐採作業のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨年行いました交通安全協会の役員の見直しでございますけれども、これに伴いまして、交通安全協会で行っておりました活動事業につきましても一部見直しを行っておりました。

2点ほどございまして、1点目でございますけれども、本来、交通安全協会の活動というものは、交通安全事故防止に係る普及啓発が主な活動内容でありますので、これまで村から交通安全協会へ50万円の補助金を交付して実施しておりましたカーブミラーとか、ガードレールの設置事業、こういったハード事業につきましては、交通安全協会の補助金の交付をやめまして、村の建設環境課で全て行うことに変更してございます。

もう1点が、先ほどの支障木の伐採作業でございますけれども、支障木につきましては個人の財産でもあるため、個人にお願いして伐採していただくことが原則となっております。

また、道路管理者である村の建設環境課で、ふだんからこの交通歩行の支障となる箇所の見極めを行い、支障木の伐採は所有者にお願いをしている状況がございましたので、交通安全協会としましては、村にこうした伐採の必要な箇所の報告を今後は行うこととしまして、交通安全関係の作業としましては、今年度からは、カーブミラーの清掃とか、グリーンベルトの塗装等の活動を行うこととしております。

なかなか支障木といいましても個人の財産になるものですから、そこを道路管理者が伐採することは民法上、緊急の場合は認められておりますけれども、安協の個人がそこをやるということは、なかなか難しい面もございましたので、その部分につきましては村のほうに移管をしまして、交通安全協会としましては、村の交通安全施設、ガードレールとかグリーンベルトとか、カーブミラーの清掃のほうを行うこととしましたので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） では、そういうところの箇所、木が生い茂ってきているとか、それは村のほうからその地権者に言って伐採してもらおうということになるということですよ。分かりました。そういうところというのは、場所等、多分村民の方からもこの場所等が、例えば生い茂っているとか、木が倒れているとか来ると思うんですが、村側で年1回とか2回とか、春先とかという点検というのは考えられるんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまのご質問についてご回答申し上げます。

点検については、日頃職員の方が点検をしております。道路の通行の支障がある場合については、管理をさせていただいています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 点検しているということですが、それを今、小林課長は管理していると言ったんですけれども、管理とはどういう管理のことを言っているのか教えてください。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 管理についてですけれども、道路に出ている枝等を伐採させていただいております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 先ほど総務課長は、地権者に言って、切ってもらうとか伐採してもら
うとかというふうな話だったんですが、それは、今小林課長の言ったのは、その地権者に言
った上で、要は切ってもらえないとか刈ってくれないとか、そういうことで対応している
ということなののでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまのご質問についてご回答申し上げます。

庭木なんかで道路に支障がある場合は、所有者にお声がけをさせていただいて、切って
もらうようにしています。あと、所有者が分からないような雑木について、道路に出ている部
分については、こちらのほうで伐採をさせていただいています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

今後もそういう役がなくなったことによって、支障のない、また、職員の皆さんにも負
荷がかかるかと思うんですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

交通安全協会の、今話をさせてもらったんですけれども、今年もお夏まつりがあるわけ
ですよね。そういう中で、交通安全協会の今まで理事等が警備等をやっていたというふう
に思っていますけれども、そこら辺は、今現状どういうふうなお考えでいるのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） お夏まつりの交通整理でございますけれども、昨
年のお夏まつりのときは、村の安協の理事、班長おりましたけれども、理事の皆さんにやっ
ていただいております。

ただ、やはり、今土曜日が仕事の方だとか、やはり土曜日に出られないという、その時間
帯にやっぱり出られないという方が多くて、昨年ちょっと予定した人数を割ってしまった
中での駐車場の整理等になったものですから、お夏まつりの反省会のときには、山形村はも
う既に民間の業者に依頼をされているということがございましたので、また、安協もそうい
った状況で、なかなかちょっと難しくなっているということで、お夏まつりの反省会の
ほうでは報告をさせていただいて、今年度、またお夏まつりの実行委員会が始まりましたの

で、その中で、またどうしていくか検討されると思いますので、お願いしたいと思います。
一旦は、昨年は、ちょっとなかなか安協では今後は難しいということでは伝えさせていただいております。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔８番 小林弘之君登壇〕

○８番（小林弘之君） そういう中で、理事の方たちのそういう確保、警備する人たちが確保できない状況になってきているというところで、もしそれがお夏まつりでもってできないということになると、多分今言われたように、山形村のように別のところに依頼してお願いしなきゃいけないと。そうした場合には、また費用がかかるわけですね。そういうこともありますが、できるだけ交通安全協会の中で見回りができるような体制づくりとか、これからそういうこともきちんと検討していただく中で、安全にお夏まつりができるように、ぜひ交通安全協会のほうも検討していただきたいというふうに思います。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、小林弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を11時10分といたします。

休憩 午前１０時５２分

再開 午前１１時１０分

○議長（北村直樹君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、９番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔９番 清沢正毅君登壇〕

○９番（清沢正毅君） ９番、清沢正毅でございます。

私は、今回2問質問をさせていただきます。

まず、第1問目なのですが、地区生活改善センター施設の維持管理と今後の課題対応についてでございます。

村内各地区の生活改善センターの利用と今後の維持管理について、コロナ禍を経験して施設の利用管理の考え方が大きく変わってきているように捉えております。コロナ禍の約3年間においては、地区のイベントや集会在規制され、地区住民の活動拠点である生活改善センターもほとんど使われず、その機能や必要性も軽視されつつあるように感じられます。今に至っては、むしろ改善センターがなくても地区活動に大きな支障とはならないと考えている地区住民も多くおられます。

そして、現状多くの施設が老朽化しており、耐震性も危ぶまれている施設が大変多くなっております。また、将来に向けては少子高齢化の中で、ますます施設利用の機会が少なくなっていくことが予測されます。

こうした背景を踏まえて、幾つかの地区では、施設の改修または建て直しをしてまで改善センター施設を残していくべきか、大きな課題に直面しております。事実私の地元地区においても例外ではございません。

村においては、昨年8月、各地区に集会所の維持管理、運営状況のアンケートを実施し、その結果報告が議会にございました。こうした地区が抱えている大きな共通課題に対して、村主導で将来の方向づけを示していく必要性を強く感じます。

そこで、幾つか質問をさせていただきます。なお、行政でいう集会施設とは、私のほうで言葉を使っている地区生活改善センターを対象としていると解釈をして、これからお話をさせていただきます。

1つ目ですが、昨年実施された地区集会所の維持管理・運営状況のアンケートは、村として何の目的で実施されたのか。その結果を捉えて、今後どのように生かそうとしているのか。ただアンケートを実施しただけでなく、村としては既に今後の地区集会施設の在り方や方向づけを検討しておられると思いますが、その構想について伺います。

2つ目ですが、村は、昭和56年5月以前に建てられた地区生活改善センターを対象に、村から要請して昨年耐震診断を実施いたしました。その結果は、既に対象地区に報告をされております。

私の地区の施設もその1つであります。昭和54年に建築された施設で、耐震結果は0.29、構造評点で倒壊する可能性が高いとされている0.7を大きく下回っております。この結果を

受けて、地区では今後耐震化工事を実施するか、建て直しを考えるか、それとも、将来必要性があまりないと考えたとすれば、他の施設利用を考え取り壊すか、重要な判断に現在直面しております。この判断に大きな影響を与える項目として、耐震化工事を実施するか否かで、実施するとすれば、かかる工事時費用の捻出が大きな課題となります。

そこで現在の村の既存住宅耐震補強補助金、この制度の対象は、個人所有の一戸建て住宅に限定されておりますが、せめて地区生活改善センターの耐震化工事をその補助対象にしてはどうかというふうに考えますが、村としてご検討いただけるか伺います。

3つ目として、利用頻度が少なくなりつつある地区生活改善センターに、今後大きな費用をかけてまで維持継続しないことを審議する場合、代わりとなる施設をどうするかが課題となります。その場合、公共施設の中央公民館等の施設利用が可能かを含め、こうした課題に直面している地区に対して、村主導で今後の集会施設の在り方についての方向性を議論する機会を設定していただきたいが、いかがか。

以上、3点について伺いをします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員のご質問の地区生活改善センター施設の維持管理と今後の課題対応についてお答えいたします。

初めに、（１）の昨年実施いたしました地区集会所の維持管理運営状況アンケートについてでございます。

実施しました目的としましては、集落支援員が令和５年４月に各地区を対象に実施した集落点検という意味でございまして、複数の地区においては、集会施設について課題が挙げられたということがございましたので、その課題について施設の現状や今後の方向性について、地区の意向の追加調査という意味で同年の８月から９月にかけて行ったものでございます。

その結果につきましては、集落支援員を通じて各地区へフィードバックしてございます。

アンケートの結果の主な項目を抽出しますと、施設の現状については、地区集会所の保有率は73.5%でございます。施設設備が適正に機能しているのは、適正に機能しているということでお答えは100%、緊急的な建物等の修繕が必要な割合は24%というところでございました。

今後の方向性につきましては、住民で必要な費用を負担して、現状の規模・機能を維持拡

大していきたいという地区は約48%、改修とか改築、大きな投資はせずに軽微な維持修繕をして可能な限り使用していきたいという地区が約44%というところでございます。

また、費用負担は発生するのであれば、もう廃止をしたいというのが4%という状況でございました。

保有している施設の現状については、現時点ではおおむね適正に機能しているという状況でございました。また、今後施設維持の方向性については、今申し上げたとおり、施設への投資の考え方は二分しているという状況でございました。

このような課題における村の考え方、構想という清沢議員のご質問でありますが、村が各地域の集会所を、じゃ、どうしようということを決めるということは、今現時点ではできないというふうに捉えてございます。今後地区集会所の存続です、また、廃止や管理などの在り方について、改めてその地域、地区の住民の皆さんが主体的に考えていただくためのきっかけづくりとさせていただいたのが、このアンケートの結果であったというふうに捉えてございます。

なお、この話合いを促す一つ的手段として、アンケート結果を踏まえて、今年度から企画財政課のほうで朝日村集会施設環境改善事業補助金という制度をつくらせていただきました。なお、この制度は令和6年度からの3年間の時限制度としてつくらせていただきました。その理由は、こういったアンケートを踏まえ、また補助金制度を踏まえて、じゃ、本当にこの集会施設をどうするかということを本当に議論していただきたいという思いがございまして、この話合いが先送りとならないように3年間の時限立法とさせていただいて、今やっているということでご理解を賜ればと思っております。

なお、この話合いの結果、対策を実施する地区におきましては、高率な補助金を今用意しておりますので、そちらのほうの地域住民の皆様が行う対策へはしっかりと、この3年間補助してまいるというところでございます。

次に、(2)番の、村の既存住宅耐震補強補助金制度に地区公会所の耐震化工事の補助対象事業としたらどうかというご質問でございますけれども、議員ご承知のとおり、個人所有の耐震化の工事の補助制度となっておりますので、この制度は個人向けの住宅であれば工事費の5分の4に相当するものを国、県、村が助成し、限度額が100万円となっているものでございます。

そこで、議員ご提案の集会所の耐震化工事につきましては、大きな市で実際やられているところもございますが、なかなか小さな自治体でこの制度を持っているところはございませ

ん。

というのは、一つの大きな理由としては、国・県等からの補助制度が見込めないというのが一番の大きな理由があると思います。こういったことを考えると、村独自で、なかなか単独でやるということが、正直難しいのは現状でございますので、その中でまた検討してまいりたいというふうに捉えてございます。

また、（３）でございますが、地区で直面している集会施設の在り方について議論する機会を村主導で設定できないかというところでございます。

今後、地区集会所の在り方については、方向性を決定いただくのは、先ほど申しましたが、やはり地域の、また地区の皆様のお考えが一番だというふうに捉えてございますので、村主導という表現はなかなか私たちのほうではできないというふうに捉えてございます。地区集会所限らず、地域のことはまず地域の中で、伝統的にやられている行事もございますし、またルールなどもございますので、まずはこういった地域の中で、地域活動であったり防災面も踏まえて、地域活動をどうしていこうということが、まずは地域の中でしっかり議論していただきたいというふうに思っております。

その中で、こういった集会施設の中のものが、議論としてどうしても課題として挙がって、どうしていいかわからないということになれば、そういったところには集落支援員を含め、また企画財政課の職員も含めて、一緒に相談をさせていただきながらやっていくというのが本来の筋道なのかなというふうに捉えてございますので、そういった中で行政も入っていくところが見えてくるというふうに捉えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔９番 清沢正毅君登壇〕

○９番（清沢正毅君） ありがとうございます。

１番目のアンケートの目的ですが、集落支援員のいろいろな活動の中から課題が挙がってきて、それについての１つとして地区の実態を把握したということなんですが、私が思っていたのは、このアンケート結果によって集会施設をどういうふうに維持管理していくか、地区の考え方をその機会に検討するためのものだというふうには理解しているんですが、もう一つは、この結果に基づいて、集会施設の改善、環境改善事業補助金交付金要綱ができましたよね。それをつくるためのものだったのかというふうにも考えたんですが、いずれにしても結果に基づいてこの要綱ができたということについては、成果があったのではないかと

うふうにと思いますが、（１）と（２）を連動して考えると、こういうアンケートを取って要綱をつくって、集会施設に対していろいろ補助金を出します、維持管理をしやすくして、お金も補助を出して地区の施設をきちんと守ってもらおうというふうな制度改革としてはいいと思うんですが、２番目にある耐震診断は村でやってもらったんですけども、その結果の後には、地区で勝手に、要は耐震工事をしなさいということなんですけれども、ご存知のように、56年以前の建物、うちの建物もさっき数字を言っていますけれども、いくら環境改善の費用を使ったとしても、倒れちゃったらどうしようもないんです。いつ地震が来るか分からない。その地震で倒壊の可能性が高いと判断されている。そうすると今地区で課題なのは、本当に集会施設の維持管理の中でも、この耐震結果というのは一番大きなテーマになるんです。

これから見積りもするんですけども、どれくらいかかるか分からない。逆にそちらの負担のほうが高くなるということもあるものですから、倒れたらしょうがないもので、要項で補助金出しますというのは後の問題になっちゃうのかな。つくったって耐震構造やっていなきゃ倒れちゃうわけですから。それを後回しになっていくような感じになるわけですね。

だから、維持管理を継続していくには課題となるのは、この56年以前の耐震診断で倒壊の可能性が高いとされる施設についても、ぜひ補助金制度を検討していただきたいというのが私の要望だったんですが、これは国と県の制度とかいろいろな影響してくるというのはよく分かります。それから、個人住宅のものしか今対象にしていないというのはよく分かります。

だけど、昭和39年につくっている朝日村の補助金制度が確かありましたよね。この要綱も朝日村の補助金交付規則、昭和39年設定の、これに基づいて要綱もつくっているというところがあると思うんですが、この要綱の中には、公益性のある施設、高いものが補助金の対象というふうにうたわれていますよね。その対象は誰が決めるかというと、村長が別に定めるというふうにあります。

これはもう、ここの要綱の要旨のところにもそういうふうに書いてありますよね。それに定めるもののほか必要な事項を定めるということで、その対象物は村長が定められるとしたら、逆にこの要綱の中に耐震工事への補助金の項目も含めてやれたらいいんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがなものでしょう。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろありがとうございます。

全体的な基本的な考え方は、今課長のほうで答弁をさせていただきました。それで、課長の答弁の話とはちょっとダブる点もありますけれども、まずは地区でもって本当に必要な施設か考えてもらうというのは、これは1番目です。ですから、今一番問題となっている地域の崩壊だとか、地域のコミュニティの助成だとか、いろいろなそういう今地域が抱える問題を解決するための手段としては、ああいった施設は私は必要だと思っています。ある程度。

昔のような冠婚葬祭をそこで今さらやるというのは少なくなっていますが、地域コミュニティの維持のためにも施設は必要だということにはなってきていますので、そういった要項、または条例までいくのかちょっと分かりませんが、そういったものも追記して、長期的に検討させていただいて、支援制度もやはりつくっていく必要があるなというふうに思っていますので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今村長が言うように、集会施設というのは、地域コミュニティ、あるいは、地域のいろいろな絆構築に対しては非常に重要な施設である。これはよく分かります。それから基本的な原則としては、地区主体で維持継続を考えていく。これもよく分かります。

だけど、先ほど来から言っていますように、あるいは、冒頭でも話したように、なかなか今地区でその施設を維持管理するというのに、非常に大きな課題になっていることは確かなことはあります。地区主体でやれと言いたいんですが、実際に今の課題というのは、私のほうで投げかけているのは、地区集会施設に特化していますけれども、実際には冒頭の中にもありますように、各地区において今村長も触れられていました、今大きな課題となっているのは少子高齢化で、地区に若い人が少なくなっている。これは全部の地区ではありません。これは一部の地区だったり、多くの地区もそういうところもあるようになる。

それで、高齢者だけで生活しているところがとても多くなっているんです。さっきの空き家対策もそうですし。地区の会議や行事に高齢で参加できない。地区役員も受けることができない。そういうことから、地区を脱会する人も出てきている。高齢者の人たちでは。

それから、別の大きな問題としては、地区未加入者問題。これはよくご承知だと思いますし、先ほど来、いろいろ議員の質問からも出てきていますが、未加入者問題もあります。それから、地区の加入者の住居が村内にばらついている、これも先ほど話が出ています。

こういったことによって、地区活動の拠点となるその生活改善センター、いわゆる集会施設に利用する人がどんどん少なくなっていく、なっている、あるいはもっとなっていく可能性がある。こういう中で地域コミュニティの強化だとか、協働の村づくりだとか、地区の防災、自主防災会の充実強化だとかこういったものに当然必要な施設だと言いながら、実態として今後こういう動きが出てきてしまうということになれば、ある面では未加入者をはずした場合でも、集会施設の受益者というのはどんどん狭まってきている実態があるし、今後も予測される。

そうしたときに、本当に維持継続していく必要があるの。それで改築したり、工事をやったりしたときの負担金も地区未加入者の人だとか、入っていない脱会者の人だとかそういう人たちは対象外になるんですよね。そうすると、ごく一部の人たちに偏っていってしまう。それが不公平感の今助長になってきているということが、今まさに地区の大きな課題になっている。

集会施設を対象として話をしていますが、結局そういう背景が今後見通せる中で、本当に必要になるのかならないのかというふうに考えるわけですから、今地区で議論するに、判断するに、本当にお金かけても維持しなくて、例えば、もう公民館使ってもいいんじゃないかと。もう地区ばらばらになっていますから、行政区画を改善してくればまた別です。そうさっきの清沢あゆみ議員の話の中にも行政の話は聞いていますが、そういうことを考える場も公民館使ってもいいし、例えば今回できた防災センターみたいな、針尾で言えば区の公民館。こういうようなことも考えていかなきゃいけない。判断が非常に今、課題が大きくクロージアアップされているところがあるもんですから、そういう意味で、この補助金対象がなるかならないかも大きな判断材料になるというところがあるんですけれども、その辺について、行政としてはどのようにお考えになっていらっしゃるかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） そういうつもりで先ほどそういった支援策も必要だということを検討していくと、そういうことであります。

それで、今いろいろ触れられていましたけれども、本当に地区でやはり議論をしてもらいたいと思います。中央公民館使っていただいても結構ですし、例えば防災センターみたいなところもできましたので、そういったところを使ってもらうのも結構です。

ただし、地区として本当に必要なんだというふうに決めたところは、やはりお金を出して

改築していかなくちゃいけませんので、そういったところには、今後補助制度というのは新たに新設する必要もあると思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 了解しました。

地区で今まさに議論していますから、今村長がおっしゃられるように、新たに補助金制度を構築も検討していかないかんというふうに回答いただきましたが、あまり時間かけていてもらうと困るな。

これをあるかないか、あるいは、その方向性が可能性があるかないか、これによって今地区の判断というのは物すごく左右されてくる。こういうことがありますから、それはいつまでもにとはここで言い切れないというふうに思いますが、できるだけ早くその件についてはご検討いただきたい。

というのは、将来的にも含めて、さっき言うように、協働の村づくりも含め、あるいは、コミュニティの活性化も含め、それから地区防災会の充実化、あるいは、強いて言えば第6次の総合計画、これの見直しを進めようとしていますから、やはり、将来あるべき姿という中で、このキーとなる集会施設も検討していくということが出てきますので、時間はあまりかけずに、できるだけ早めにその辺の考え方を打ち出していただけるように期待をさせてもらって、じゃ、第1問の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問でございます。

針尾防災センター構想について。

今年3月に西洗馬防災センターが竣工し、現在西洗馬区の指定管理の手続が進められつつあります。従来から鎖川右岸に避難施設が少ないという課題に対し、村の積極的な対応により、大変立派な防災施設が完備され、地区住民の安心安全な暮らしの確保に大きく貢献をされました。村当局と関係各位のご尽力に深く敬意と感謝を申し上げます。

そして、もう一つ鎖川右岸において、避難施設の必要性として針尾地区への設置が課題となっておりましたが、2024年3月の定例議会の冒頭の村長のご挨拶の中で、針尾地区におけ

る防災センター機能の構築に取り組むと明言をされました。

まだまだマクロな状態ではあるとは思いますが、現段階で村長の頭の中に描かれておられる構想について伺いをいたします。

1つ目ですが、針尾防災センター機能施設の設置場所について伺います。

針尾区における災害リスクの現状は、当然村として知り尽くされておりますので、あえて私が言うまでもありませんが、針尾地区はそのほとんどが住宅の背面に急傾斜地の山を背負っております。土砂災害警戒区域が大変多い場所であります。その針尾区内で唯一土砂災害警戒区域の対象外となっているのが、現在ある針尾集落センターの場所であります。

そんな中、最近長野県松本建設事務所から、針尾一ノ沢地区上流の西沢へ砂防堰堤の建設計画が示されました。令和7年から工事着手するとのことであります。完成時期は未定であります。完成後は土砂災害警戒区域対象外の場所が広がることになるというふうに理解しております。

したがって、防災センター機能施設の設置場所は、現在ある施設の場所か、または別の場所を考えておられるのか、その辺の構想をお伺いします。

2つ目ですが、針尾防災センター機能施設の設置の時期について伺います。

現在ある集落センターの場所に設置するとすれば、現在の建物は昭和58年建設の老朽化施設であります。耐震診断の必要性はないものの、防災センター機能としては不適切であると考えます。解体し、新たに西洗馬防災センター同様の建物にすべきと考えますが、現時点での構想はどうか。また、設置時期については、村長は一ノ沢西沢砂防堰堤の工事に合わせて検討とありますが、砂防堰堤完成後を予定されているのでしょうか。

災害はいつ起こるか分かりません。地区住民の安心安全な暮らしの確保に向けて、早め早めの対応をお願いいたします。

以上、2つ質問をさせていただきます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今の清沢正毅議員のご質問にお答えいたします。

針尾防災センター構想でございますけれども、私が今の立場になる前に、公約として鎖川右岸の防災施設の少なさというのを課題に挙げてありまして、その中で、まさに西洗馬地区に西洗馬防災センター、そして、それが完成した後、針尾地区に針尾防災センターを造ると

いうことを公約で一応うたわせていただきました。

西洗馬防災センターは、皆さんのご協力によりこの間竣工したということでもありますから、いよいよこれから針尾防災センター構想を具現化していくという時期にございます。

そこで、清沢議員のほうからも場所についてということでいろいろご説明をいただきました。確かに、改めて私も防災マップを見てみました。本当に鎖川右岸で針尾から大石原にかけて、本当に土砂の警戒地域ということが全部が埋まっております、かろうじて現在の針尾集落センターがはずれているということです。

それで、当初は、針尾集落センターを機能拡充すれば、その防災センターの機能が生まれるんじゃないかということも考えていたんですが、この間の融和集会で針尾集落センターを使わせていただいて、そこでの話、または、いただいた意見等々勘案すると、やはりあそこじゃ防災センターにならないなということを感じました。

建物はそれなりきにあったとしても、基本的に駐車場がない、そして、今小野沢の防災公園もそうですし、この間の西洗馬防災センターもそうですが、屋外で公共トイレだとか、または炊事場所だとか、屋外での活動場所が一切今の針尾集落センターの敷地では足りないということが改めて確認できましたので、ほかの場所を探す必要があるということでございます。

そういったちょうどいいタイミングに、今も清沢議員のほうから話のあった西沢における砂防堰堤、この建設工事の話が県から具体的に降りてまいりました。それを勘案すると、その砂防堰堤が完成したときには、今の警戒区域に外れる、今あそこは赤い緊急土砂災害防止区域ということで、一切建物は建てちゃいけない、新しい建物は、新たな施設は建てちゃいけないという今地域になっているんです。西沢から下のほうは。今の一ノ沢の公会所、あの付近ですけれども。

ですから、あそこに砂防堰堤ができた折には、そういった危険区域も解除されますので、あの辺が候補地としてはいいんじゃないかということ、そういった地質に詳しい人とも意見も聞いたりしまして、あの辺がいいんじゃないかという、今考えは持っております。いわゆる設置場所について。

それと、次に、時期の話になります。

西沢における砂防堰堤の工事の進捗、タイムスケジュールですが、今年度に土地買収を始めるということでございます。今の計画は、地元の住民説明会で話が降りてきている話ですけれども、今の古見の熱田神宮から、あそこの真っすぐな道を通って山沿いに新設道路を三

百何十メートルでしたか開けて、そして作業道路を造るという計画を進めています。ただ、いろいろな住民の方から、新しい話が出まして、今中通りから行けばすぐに近いということで、そちらのほうも建設事務所のほうで図面をひいてもらいました。

そうしたら、3,000万円近くはコストダウンができるなんていう新しい道のほうがなんていうほうの話もあります。ただ、これは地元住民の皆さんの工事期間中のいろいろな車両の交通量だとか、または将来の活用度だとかいろいろありますので、地元の皆さんにどちらの案がいいかを決めていただくということで今進んでいると思います。

ですから、もし新しい構想になれば若干工期が延びるということもございますので、それが決まり次第、具体的なスケジュールが決まってくると思いますが、今の状況だと、5年先でしたか、完成が。そんなようなスケジュール感で今動いていますので、それが完成すると同時じゃ、もう建設工事もまた延びちゃいますので、その途中から完成を見越して、どんな施設がどこに建ったらいいのかということは着手をしてまいりたいというふうに、今考えております。

そんなことで、場所につきましては、ただそれは今まだ一案でございますので、もっとほかにいい場所があるかもしれません。ですから、西沢の堰堤は抜きにして、もっといい場所があるならば、早めに構想を着手していきたいというふうに思っています。

現在はこんな答弁しかできませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

ほぼ予測どおりの内容だと思いますが、今現在の施設のところ、私も敷地が非常に狭いものですから、あそこで現在できた西洗馬防災センター機能みたいな部分に同様までのものは難しいのかな。ですから、村長がおっしゃられたように砂防堰堤完成後の場所で考えていくのだろうなというふうには予測しておりました。

1つだけちょっと確実に確認しておいてほしいのは、西沢の砂防堰堤が完成すると、確実にあそこが本当に警戒区域から外れるのかどうかということだけは、事前に工事着手前でも分かるはずだと思いますので、そこはしっかり確認しておいていただきたいなと。

それから、それができてから設計だとか、企画だとか防災センター機能を検討していくというのは、さっき村長がおっしゃられるように、とても時期がもっと向こうにいつちゃう。砂防堰堤できる自体、完成がいつか分からないけれども、今から例えば調査して、工事着手

して、完成していくのが5年近くと今お話あります。

そうすると、それからまた後で検討だと、とても遅くなる。やはり災害はいつ起こるか分からないというのはありますから、その外れることが確実であれば、もう今からでも候補地というのはの検討をぜひ実施していただきたい。それで、ある程度その候補地が確保できそうだとということになれば、もう設計も併せて並行してやっていってもらえるということをぜひ進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺もう一度そういう方向で動いていただければいいかというのをご意見を伺いたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 念押しの質問でございますけれども、まずは、議員おっしゃられるように、本当に砂防堰堤ができたときには、どのエリアまでがどういう状況になるのかということは、当然県のほうとも調整を図りながらいきたいと思います。

それと、まだ今年度の予算には全てその辺の準備予算盛ってありませんが、来年度の予算あたりから、準備委員会、西洗馬の防災センターつくるときもそうでしたが、いわゆる建設委員会なり、準備委員会というような地元の人たちを中心にしたそういった検討会を発足させていくというようなことで、順次予算取りをして進めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございました。

建設の方向性がほぼ見えてきましたんで、まだ建物は別としても、大体の動き、スケジュール、そういったものが伺うことができましたので、安心するところであります。

また、この件については、多分区長さんとかその辺までしっかり話がいつているかどうかその辺は分かりませんが、これから、今村長いうように地区住民とのコミュニケーションをしっかり払って、皆さんの理解を得る中で取り組んでいただきたい。そういう意味では、早め早めにこの防災対応についてはお願いしていきたいなというふうに思います。

それから、この防災支援センター機能の集会施設ができるようなのが見通せれば、前の質問に戻っちゃいますけれども、地区の集会施設をそこで維持継続するか、こういったものに利用の施設をできる防災施設を利用していか、こういった判断の材料になるものですから、ぜひその辺は、早め早めの方向性を示していただければということをお願いしまして、私の

一般質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

ここで昼休憩を取りたいと思います。

再開を13時10分といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時10分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりました。

午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 清 沢 敬 子 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、清沢敬子議員。

清沢敬子議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 10番、清沢敬子でございます。

本日は2問の質問をさせていただきます。

まず、1問目、中央公民館周辺施設の在り方検討について。

4月10日の全員協議会において、中央公民館周辺の施設の老朽化に伴い、公民館を軸に周辺施設を集約化する方向性が示されました。一帯には中央公民館、子育て支援センターわくわく館、保健センター、図書館と観光協会が入るA Y Tマルチメディアセンター、農業者トレーニングセンターの5つの施設があり、今後の在り方を考える村民参加型の検討委員会を設置するとのことでした。

施設の使いにくさ、バリアフリーではない、快適性に欠けるなど、利用率も低下しているとのこと。時代も変わり住民のニーズも大きく変化していると思います。今後、人口減少、少子高齢化が進んでいく中で、未来の朝日村を考える大きな事業であると考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1、昨年度から庁内での検討を進めてきたとのことですが、中央公民館を軸に、ある程度集約していくことになった経緯について伺うと同時に、そこにかかる費用、初期費用、維持費用、補助金などの積算根拠について伺います。

2、村民参加型の在り方検討委員会を立ち上げ、総合的な検討に着手するとのことですが、どのようなメンバーをお考えですか。

これは、4日の全員協議会のときにお話がありましたが、詳しくお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、清沢敬子議員のご質問にお答えをいたします。

中央公民館周辺の施設の在り方検討につきましては、先ほど議員からもお話がありましたように、4月10日の議会全員協議会において、これまでの経過等を説明させていただきましたが、今回改めて少し概要をお話をさせていただき、答弁いたします。

中央公民館におきましては、築50年以上になる中央公民館をはじめ、子育て支援センターなどの施設で老朽化が進み喫緊の対応が必要となっており、また、バリアフリーでないことや、建設当時の目的から併用して利用している施設もあることから、使いにくく利用率が低下しているなど多くの課題も抱えています。

そこで、長期的、総合的視点から、今後の在り方を検討する必要があると捉え、昨年度は町内の関係部署による現状把握などを行い、村としての基本方針を検討してまいりました。

その結果、基本的な考え方、今後の方向性として、複数の施設が近接し老朽化が同時進行している現状を鑑みると、この機を捉え、ある程度の集約について検討する時期であるとしております。また、シミュレーションも行い比較する中で施設を集約すると、使いやすさ、管理運営の効率性、施設面積の縮減、イニシャル・ランニングコスト面でも有利に働くことが見えています。

このようなことから、村としては令和11年に総合劣化度が70に達し、指定避難所にもなっている中央公民館を最優先に対応すべき施設と位置づけ、周辺施設との関係を踏まえ、中央公民館を軸にある程度集約していく方向で、今年度から村民による検討委員会を立ち上げ、総合的な検討に入ることとしたものでございます。

また、これに関わる費用等につきましては、シミュレーションの際、イニシャルコストとして算出しており、各シミュレーションごとの面積に、現段階での想定される平米単価を乗

算して算出しております。ランニングコストにつきましては、面積削減率と省エネ効果を80%と想定し、現行との比較をして算出しております。

具体的な数字は、説明の資料のとおりでございますが、各数値につきましては、村として今後の財政計画等の参考にするための資料として算出したものとなっており、あくまでも参考数値ですので、ご承知をお願いしたいと思います。

また、補助金につきましては、施設の機能により受けられる補助も変わってまいりますので、今後の検討の中で補助等の財源につきましても併せて検討してまいります。

次に、検討委員会のメンバーにつきましては、公民館利用者を中心とした公民館本館・分館関係者、子育て支援センター運営委員会、図書館協議会、各サークル団体、障害者就労支援事業者、障害者団体、またPTA、防災関係者などから選出を想定しております。これに加え、一般公募も予定しております。

メンバーには多様な年齢層からの参加が必要と捉えておりますが、若い方の意見を取り入れられるように、サークル団体等へは若い方の選出を依頼するとともに、中学生、高校生、また20歳前後の皆さんとのワークショップ等を行い、多くの方からご意見をいただけるよう工夫してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 大きな費用のかかる事業だと思います。現状のまま改修、長寿命化していくよりは、集約化したほうがイニシャルコスト、ランニングコストともに削減されるということです。使いやすさ、管理・運営のしやすさ、機能性も高まるということで、これからの人口減少など考えますと必要なことだと理解いたしました。

これ以降の質問をするに当たり、私なりに調べてみました。

塩尻市広丘のえんてらすは7月に5周年を迎えるそうで、月平均の利用者数が1万5,452人で、1か月の目標利用者数1万1,000人を大きく超え、住民から愛されている複合施設です。5月21日の市民タイムスの記事になったのと、所長さんに直接お話を伺いました。朝日村の村民も利用している方が多いと思います。

もう一つ、飯田市ムトスぷらざ。元デパートを整備されまして、2階、3階を借りて2年前にオープンした公民館で、図書館、多目的ホール、音楽練習室、リハーサル室、バーチャル映像が視聴できるXR室、フリースペース、会議室、高校生のアイデアを基に地元メーカ

一が作成した椅子などがある若者の意見を取り入れた、多くの若者が集まる施設です。

普通の日の方、係長さんとお話しさせていただきましたが、今日も満員ですとのことでした。

このように愛される施設をどのようにつくったのかお伺いしたことも参考にさせていただいて、以下の質問をさせていただきます。

朝日村のこの施設は、多様な住民が利用し、豊かな暮らしを営むためのコミュニティづくりの場です。また、子供たちを核に集まり、つながり、育てることにより、多世代の人とつながって新たな価値観が生み出される場になると思われます。

まず、事前に、前段階からこの施設を造ることを村が示し、この事業の全容を村民全体にお知らせし、村民を巻き込んで村全体で考えていくことが大事だと考えますがいかがでしょうか。

また、その場合、どのように周知していきますか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） これから造っていく上で、住民の皆さんに全容をお知らせする中で造っていったほうがいいんじゃないかというお話かと思います。また、どのように周知していくかということかと思いますが、まず、今年検討委員会を立ち上げますので、先ほどお話があったような塩尻市のえんてらすであったり、飯田市の施設、それもそれぞれの市民の皆さん等から意見を聞きながら行政のほうで進めていったかと思いますが、当村としましても、これからつくる検討委員会の中で、委員の皆さんからどのような施設、内容のものが必要かということを十分お聞きする中で設計に反映していくというような形になりますので、全容等については、そういう方向でいくということは今お話できるかなと思いますが、具体的なものについては、ある程度一定のご意見聞いた上で、計画的なものになっていくのかなということで今の段階では考えています。

また、周知につきましては、検討委員会の時々の状況によって、また議会の皆さんもそうですが、住民の皆さんには何らそれなりの周知の仕方で、またお知らせをしていければと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） この委員会を立ち上げて、そこでご意見を聞いてから皆さんに周知していくというような理解をさせていただきましたが、えんてらすの所長さんのお話聞かしても、村がこういうことを考えているんだということ自体を村民が知ること、そこからまず始まるのではないかとということで、そうすると、こういうふうにしたらいいなとか、ああいうふうにしたらいいなということを村民もいろいろ思い始めてくれると思うんです。

なので、そういうところも考えて、どのようなタイミングで皆さんにお知らせしていくかなんですけれども、ある程度全部、全容が決まってからという形もあるかもしれないですけども、こういうことを考えているんだということは、やはりぜひお伝えしたほうがいいのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それについては、清沢議員おっしゃるとおりで、やはり村としてもこういう検討するということ自体を早い段階で村民の皆さんにお知らせしていくことは必要かなと思っています。

先ほどもお話したように、一般公募もさせていただきますので、そうすることは、基本的には村民の皆さんに、こういう検討をするんで一緒に考えませんかというようなことで公募することになると思いますので、いずれにしても、こういうことを検討していきます、やっていきますということはその時点でお知らせすることになると思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） じゃ、この公募に合わせて皆さんに周知していただければありがたいです。

この施設を使用していくのは主に子供たち、その保護者たちのような若い世代であると思います。各種団体から若い世代の方たち、検討委員会のメンバーに考えていただいていることは、すごくよかったなと思います。

その中に、もう一つ、移住者の方、ほかを知っている、外を知っている移住者の方なんかにもメンバーに入っていただけたらと思ったり、公募のほうはされるということですので、こもよかったなと思います。

なので、移住者の方たちをメンバーにということは、ぜひ考えていただけたらいいなと思

います。

4日の定例会初日の全員協議会において、基本構想策定業務の流れ案が示されました。その中にワークショップが2回計画されていますが、対象者が誰なのか、参加者をどのように集めるのか、どのような内容でやるのか、どのようなタイミングでワークショップを行うのかお答えください。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） ワークショップの対象者、またどのような形でということですが、先ほどの答弁の中でもワークショップについては、まず中学生、高校生、それから20歳前後の方ということで、今の段階では考えています。そのほかにも移住者の方というお話もありましたので、移住者の代表を決めるってなかなか難しいかなと思うので、そういう方々は、お知らせをする中でワークショップしていくことによって意見が拾えるのかなということ考えていますので、そういう方々ですので、検討委員会の中でなかなか意見をというか、メンバーに選出しにくい方に関しては、ワークショップ等で集まっていただいてご意見いただくというような方向になっていくかなと思っています。

内容については、いずれにしても、どんな施設がいいとか、ほかの市町村の施設と比較する中で、こういうものがあつたほうがいいのかとか、村としてどういうものがあつたほうがいいのかとか、そんなようなご意見が出るのかなと思っていますし、そういうことも聞いていきたいということで考えています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ワークショップのほうなんです、中学生、高校生、20歳前後の方ということで理解いたしました。これ2回ともこの年齢の方たちというふうに受け取っていいわけですか。それとも、一般の方がもう一回ということでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 現段階で、予定では2回ということで資料出ているかと思いますが、状況見て、なるべく多くの方の意見聞きたいと思っていますので、ちょっと今の段階では、それぞれのところで何回というわけにはいきませんが、いずれにしても、それぞれのと

ころで1回くらいずつは、まずはやっていきたいと、現段階では考えています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ワークショップのメンバーなんですけれども、その中学生、高校生、20歳前後の方、その人たちをどのように集めていくか、子育て世代の若いお母さんたち、お父さんたちもそうなんですけれども、例えば、保育園、小学校、中学校の参観日、PTAの保護者会などへ、行政側から出向いて趣旨を説明してワークショップにお誘いするとか、そのようなことはお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） ワークショップの対象者の集め方ですけれども、中学生、高校生、非常になかなか今中学生に関しては未来塾やっけていまして、じゃ、大勢の方が来るかというとなかなか部活もやっていたり、なかなか難しいところはあると思っていますので、中学校、高校生については、ある程度こちらから声をかけていかないと、なかなか呼びかけているだけでは来ないのかなというところがありますので、具体的になかなかどの子が今高校にどこに行っているかというのは、非常に個人情報の関係で難しいところがあるので、情報仕入れの中でお声をかけさせていただきたいなと考えています。

あと、保護者の方とかPTAの皆さんに関しては、PTAや保護者会の都合がありますので、そこはお話する中になるかなとは思っていますが、いずれにしても、そういう組織の中でお声をかけていかないと、なかなかただやりますよと言っているだけでは集まりにくいかなとは思っていますので、集め方については、それぞれのまた団体の皆さんとも相談させていただきながら、機会を見てワークショップを開かせていただきたいなと思っていますので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうですね、子育て中の保護者の皆さんお忙しいと思うんですけれども、やはり子供たちに関わる大事な事業でもありますし、しっかりと面と向かって説明をしていけば、興味を持って参加していただけるのではないかと思います。なので、ぜひこの

参観日とかPTA保護者会とかに出かけて、行政が出かけていかれるのかどうなのかあれですけれども、ぜひそんなことも検討していただいてやっていっていただけたらと思います。

子供たちはエネルギーにあふれていますし、大人が思わないような発想をしてくれると思うんです。子供たちの意見というのもやはりすごく大切に、小学校の子供たちにも意見を聞くというのも1つではないかと思うんです。

そんなこととか、あと広いところで意見を伺うということで、ちょっと小学校のお子さんを育てながら働いているお母さんにお話を伺ってみました。参観日とか保護者会とかでこの事業のことを説明してもらって、今ネットの時代で、保育園でもスマホでのやり取りをしているので、例えば、そういうときに説明、短くでもしていただいて、資料の中にQRコードを載せて、それを読み込んで、そこに意見を書き込むのがいいんじゃないかということ 아이디어いただいたんですけれども、このようなことはどうでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 意見聞いたり、アンケートを取ったりするのに、非常に今保育園ではコドモン使っていますし、小学校でもホーム&スクールの中で保護者とはつながっていますので、そういう形でQRコード使ったりして、意見いただくということは、非常に保護者の皆さんにとってもやりやすいのかなとは思っています。

また、どんな内容をお聞きするかによって、いろいろ意見いただく、そういうものについてはまた考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） アンケートにもいろいろあって、集約化したほうがいいいけないかと言ったら、集約したほうがいいというふうになるでしょうし、やはりその人の考えを引き出せるような、そんなアンケートでやっていただけたらと思います。

あと、小学生とかその他、ちょっとムトスぷらざの係長さんの提案であつたらいいなこんなものというホワイトボード、模造紙などを用意して、例えば付箋に自由に書き込みをして貼るとか、または直接書き込むとか、このような方法はどうかということだったんですけれども、それを考えていたら7日の信毎の記事にえんてらすではホワイトボードを設置して、今えんぼ一どと名付けているんですけれども、来館者に意見や考えを付箋に書き、自由に張り出してもらっているということが載っていました。

1 か月置きにテーマが変わるんですけれども、毎回100前後の付箋が貼られているそうで、来館者の交流の場にもなっているということ、結構効果的だと思います。

小学校なんかでは、先生方にも協力していただいて、小学校の各クラスに例えばボード、模造紙なんかを用意していただくとか、あとは中央公民館とか、あとわくわく館などに設置したらどうかと思いますけれども、こんなようなことは考えていただけるでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それも一つの案だと思います。参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ぜひ、いろいろな方法でいろいろな人たちの意見を集めていただいて、活用していただけたらと思います。

あと、計画を遂行していく中で、同時にこの施設の呼び名、親しみを持てる愛称と一緒に考えていったらどうかというふうに思うのですが、緑の体験館、もくもく体験館、クラフト体験館のように名前がついている施設もあって、やはり親しみが持てると思うんです。

塩尻市であればえんぱ一く、えんてらす、飯田市の公民館であればムトスぷらざ、ムトスとは何々せんとするという意欲や意志を表す言葉であり、飯田のまちづくりの合言葉だそうです、というように、お披露目のときには愛称で施設を紹介できるように、公募などしたらいいのではないかと思いますので、このような取組はどのように思いますか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 愛称についても、確かに親しみやすさを求めるのであればそういうことは必要だと思っていますので、それについても検討委員会の中で愛称をどうするかというような話も出てくるのではないかと思いますので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員、再質問はございますか。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 広く村民の意見をお聞きし、それを生かすよう、在り方検討委員会

で話し合っていて、村民が誇りと愛着を持てる、長く使える居心地のよい施設にしていきたいと思います。

これで1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 2問目、地域おこし協力隊の活用について。

地域おこし協力隊は、2009年度に始まった総務省の事業です。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱する。隊員は一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域へ定住・定着を図る取組です。任期はおおむね1年から3年、活動経費として、隊員1人当たり520万円を上限として財政措置を行っています。

全国の協力隊員数は、2009年度、平成21年度に89人でしたが、令和5年度には7,200人に増えています。隊員の約7割が20代から30代、約4割は女性、任期終了後およそ65%が同じ地域に定住、総務省は令和8年度に1万人を目標としています。

長野県では、昨年度県内自治体数77のうち、受入れ自治体数は70市町村プラス県、協力隊員数は379人、任期終了後の定着率は全国平均よりも高く81.8%となっています。

朝日村には現在婚活、移住定住促進を活動とする協力隊員が1名、観光協会の事務を活動とする協力隊員が1名います。ほかの分野にもこの制度を生かすことで、朝日村の活性化が期待できると考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1、当村では今まで何人の協力隊員が、どんな分野で活動してきましたか。また、その成果はどうでしたか。

2、任期終了後、何人の協力隊員が定住していますか、定着しなかった協力隊員はどのような理由でありましたか。

3、村として協力隊員を登用したいと考える分野はありますか。今後協力隊員を増やしていくお考えはありますか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、清沢敬子議員の地域おこし協力隊の活用につきましてお答えいたします。

まず初めに、（１）のこれまでの地域おこし協力隊の実績でございます。

村では平成24年に地域おこし協力隊第１号を採用して以来、現在活躍している隊員を含めまして、これまでに14名の隊員が活躍してきております。活動分野といたしましては、観光振興、地域資源の発掘、移住、婚活、就農など取り組む制度としましては、おののが独自の発想を行ってきており、特にヤマメの復興に尽力した方、また村内で起業をした方、観光や移住、村のPRに尽力した方など様々でございまして、新たな発想や熱意を持って取り組んでいただき、村の活力向上につながった点は大変よかったと思っております。

次に、協力隊員の定住についてでございます。

地域おこし協力隊の最終ゴールとしては、地域協力活動を行い、その地域への定住、定着を図ることでございます。今まで協力隊員OB、OG12名のうち、任期終了時に村に定住した方は8名ございました。そのうち現在も引き続き定住している方は5名でございます。

定着しなかった理由につきましては、おのの諸事情によりましてありますので、ご理解を賜ればと存じます。

また、定着率については、令和４年度の総務省調査では65.4％とされており、朝日村の定着率は任期終了時が66.7％でございますけれども、現状としましては41.7％となっております。

次に、今後の協力隊員の登用についてでございますが、議員ご承知のとおり、地域おこし協力隊制度は外部人材による新しい地域づくりの担い手として、様々な場面で活躍いただけるという面で大変よいというふうに捉えてございます。

しかし、その反面、地域や取組内容や、そういったところで人材のミスマッチといった面も多々ございます。そういった部分を踏まえながら、現時点におきまして登用する予定はございませんけれども、必要とする明確な分野であったり、行政側の受入れ体制が十分検討され実施する中で、必要とする人材の登用は積極的に取り組んでまいるという所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔１０番 清沢敬子君登壇〕

○１０番（清沢敬子君） 地域おこし協力隊の活躍は、毎日のように新聞記事、テレビなどで取り上げられています。協力隊員の中には、任期終了後、議員になって活躍されている方がいるとも伺っています。

一方で、課長おっしゃるように、隊員と行政、地域との間の連携が不足であったり、業務のミスマッチ、活動が関係者間で共有されず取組が進まなかった、協力隊の目的や意義が周知されておらず、地域住民や行政職員との関係づくりに時間と労力を要したという課題もあるようです。

初めて朝日村に来て、知る人も誰もいない中で活動しなくてはいけないわけですが、例えば、協力隊員にいろいろお任せしているとも思うんですけれども、活動関連の住民や地域住民とつなげるなど、村は例えばどのようにサポートしてられましたか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） ２回目の清沢議員のご質問にお答えいたします。

私も１から全てを網羅してこの協力隊と関わっているわけではないものですから、一応私の関わりの中でお話しさせていただきますので、ご承知願います。

基本的に、隊員さんが村のほうに来て、お越しいただければ、基本的に生活面から地域との関わり、また行政としての意識を持っていただくという部分でご説明申し上げて、その認識の中で働いていただいております。

しかし、一部、やはり思いが違った、なかなか地域の方々と溶け込めないという方もいらっしゃいましたので、そういった方には連携を図りながら、行政としてもやってきた経過もご紹介します。

つい最近も私も農政という立場でいましたので、農業と地域おこし協力隊もいらっしゃいました。非常に見ている中で、１つはミスマッチという部分もあったりするんですが、やはり仕事という面で、これから生きていくという生活をしていかなきゃいけないという部分で、非常に農業の大変さというものがつくづく分かりました。

そういった部分で大変なこともあるということを、お互いに認識しながらやってこられたのは一つの成果であったんですが、今でも朝日村に残っていただいておりますので、そういった部分は連携を図りながらやっているつもりではございます。

ただし、やはり住まいであったり生活全面でそういった部分をしっかり補ってあげないと、

なかなか地域おこし協力隊を継続的に雇っていくというのは非常に難しいという面を私自身感じていますので、そういうところは引き継いで、地域の皆様のご協力を得ながら、しっかりした体制が取れるならば、そのたびしっかりした地域おこし協力隊を雇えるように頑張っていきたいと思っていますし、今いる2名の方にはそういった部分はしっかりサポートしながらやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） サポートのほうもいろいろな経験を経てやっていただいているようで、せっかく朝日村を選んで来てくださっているの、その人たちを大事に定住していただけるような形で、ここでやっていけるような形になったらいいなと思います。

次、住民は地域おこし協力隊がどんな人で、どんな活動をしているのか、最近婚活で新聞に掲載されたりしているんですが、そんな形で皆さん知ることが多いのではないかなと思うんですが、住民は何をやっているのか知らない人が多いのと、これ、知らないということは、住民のほうでも協力したいという人もいる、そういう話も聞くんですけども、協力のしようがないのではないかなと思います。

市民タイムスの2日の記事に、大桑村で地域おこし協力隊として活動する5人の活動報告会が開かれて、参加者と活発に意見交換もしたとありました。村では、活動報告会、意見交換会とかこのようなものはお考えですか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） 清沢敬子議員のご質問にお答えいたします。

今清沢敬子議員がおっしゃっていただきました各地域で、確かに報告会をやられている地域がございます。そういったことは朝日村のほうではなかなか実施していない経過がございましたので、私自身も今議員おっしゃっていただいたように、住民の皆さんがなかなか何をやっているか分からないというご意見は正直いただいていたのは事実でございますので、こういった報告会であったり、そういったものは確かにやってみればいいのかというふうに捉えてございます。

今までは広報紙等で周知させていただいただけでありましたので、そういった機会を捉えながら皆さんに知っていただくという工夫もしていきたいと思っていますので、お願いいた

します。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ぜひ、そのように地域おこし協力隊の皆さんの朝日村の住民の一員ということで、そのように考えていただけるのはありがたいことです。

あと、朝日村の中には、協力隊員としてきた人ばかりでなくて、自らこの村を選んで移住してきた方々もいます。任期終了した協力隊員OBとお話したときに、「協力隊員も含め、移住してきた人たちとの横のつながりができたらいいのにな」、「みんなで集まって話ができればお互い助け合っていけるのにな」と、移住してきた方には、在住している私どもには分からない悩みとか困りごとがあるようです。みんながつながっていくことでそういう環境ができると、みんなで支え合って移住定住促進にもつながり、朝日村にとって大きな力になっていくと考えます。

四賀地区でもお話を聞く中で、移住者同士のつながりがあって、移住者が移住者を呼んでくるのだと伺いました。例えば、活動中の協力隊員を中心に行政も関わりながら、移住者がつながっていくような環境をつくれませんか。

上松町では、木工ギャラリー兼コミュニティースペースキノトコを拠点として7名の地域おこし協力隊が活動しています。移住者の会もあるとのこと。

朝日村として、地域おこし協力隊と移住者の集まれる拠点を持ったらどうかとも思いますがいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢光寿君登壇〕

○企画財政課長（清沢光寿君） それでは、引き続き清沢敬子議員のご質問にお答えいたします。

移住者とそういったつながりを持てればということでございます。

以前は、今現在かぜのわさんで指定管理者やっている方が、元地域おこし協力隊ということで、その後入ってこられる地域おこし協力隊の方々と共にいろいろ連携を図りながらやっていただいていたと思います。そういった方々で、新しい移住者同士が手を組んでやっていただくという姿勢が見えました。そこに非常に朝日村は木工の方々が多くて、非常にそういった方々も移住されてきている方々も多くて、非常につながりを持ちながら、村の特産品づく

りだとかそういったことに関わっていただいているというものがありますので、そういったものが継続的にできるよう、少しサポートしていけばいいのかなと思っています。

現在地域おこし協力隊2名いらっしゃいますので、その方たち中心に、そういった移住者だとか旧地域おこし協力隊のOBの方たちです、寄り添えるそういった雰囲気づくりを醸し出していければと思っています。特に、村の施設でございませうかのわ等を利用したそういったものが機会がつかればということで検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） かぜのわでの集まりが実現していくというのはすごくすてきなことで、今までも続けてきていらっしゃるということです、ぜひ今後も広がっていただいたいと思います。

今後地域おこし協力隊を活用していく目的として、私が思うところではありますが、空き家対策、空き家バンク、空き家のリノベーション、新規就農者、農業の担い手、森林整備、朝日村ブランド品開発、ふるさと納税返礼品の開発など、そういうものも考えていただけたらいいと思います。

令和6年から新たにJETプログラム参加者など、外国人住民に対し地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組に200万円、外国人の隊員に必要なサポートに要する経費100万円の特別交付税措置という取組が始まっています。現在朝日村では朝日未来塾、英語であそび教室では、ATLの先生を招いたりしていますが、保育園放課後の児童クラブなどに協力隊としてJETプログラム参加者の外国人を招くなんていうこともいいのではないかなと、私的には思います。

行政も協力隊もはっきりした目的を持って取り組んでいくことは大事だと思います。ありがとうございます。

県の地域振興局では課題解決のため地域おこし協力隊サポートネットワークをつくっており、行政職員への支援、協力隊員への支援、研修を行っています。その上で地域おこし協力隊には有効活用できるいろいろな可能性があると思います。新しい風を呼び込み、朝日村が活性化していくことを期待して、以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（北村直樹君） これで、清沢敬子議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 正 法 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、齊藤正法議員。

齊藤正法議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 1番、齊藤正法でございます。

本日、私は1問質問をさせていただきます。

有害鳥獣被害防止対策の推進についてでございます。

鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしております。

令和4年度長野県の農林業の被害額は約7億3,000万円となり、対前年比100.7%でありました。鳥獣別の加害状況は、ニホンジカによる農林業被害額が最も大きく、全体の33.3%を占めており、獣類はツキノワグマとニホンザルが続いております。ツキノワグマは林業被害、ニホンザルは農業被害が主となっております。朝日村では、ニホンジカによる大きな農業被害は発生していませんが、目撃情報の報告はあり、生息域の拡大に対し警戒が必要であります。

鳥獣被害対策は、「とる」（個体群管理）、「まもる」（侵入防止対策）、「よせつけない」（生息環境管理）の3本柱が基本であり、この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが対策の効果を大きく左右すると言われております。

また、去年はツキノワグマによる人身被害は19道府県で219人に上り、それまで最多だった2020年度の158人を大きく上回りました。このことから環境省は、本年計画的に捕獲して頭数を管理する指定管理鳥獣に熊を追加いたしました。これにより、都道府県は熊の捕獲や個体数調査などに国の交付金を活用できるようになりました。

長野県内では、去年は1,406件の目撃情報、11件（12名）の人身被害が発生しております。朝日村では大きな被害は発生していませんが、村内での目撃情報も多数あり、本年も出沒に対し注意が必要でございます。また、6月5日に長野県ではツキノワグマ出沒注意報が発令されております。

これらを踏まえまして、以下質問をいたします。

1、令和5年度の有害鳥獣被害状況と捕獲状況はいかがでしょうか。

2、有害鳥獣被害の減少と捕獲への取組として、防止柵の保守状況と狩猟者数の動向はいかがでしょうか。

3、熊の被害防止対策の状況はいかがでしょうか。

4、有害鳥獣の出没や被害の拡大に伴う今後の対応はいかがでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、齊藤議員ご質問の有害鳥獣被害防止対策の推進についてお答えさせていただきます。

初めに、（1）令和5年度の有害鳥獣被害状況と捕獲状況であります。農作物全体の被害額は34万1,000円で、猿、猪、狸、熊、ハクビシンによる被害でありました。金額に換算できない被害では、アナグマ、ニホンジカによる被害も確認されております。

駆除の状況であります。鳥獣被害防止実施隊による熊の駆除が1頭、学習放獣が1頭でありました。そのほか、猟友会の皆さんによるタヌキ1頭、猿19頭、カラス57羽を駆除しております。

次に、（2）有害鳥獣被害の減少と捕獲への取組として、防止柵の保守状況と狩猟者数の動向であります。

捕獲許可頭数は、例年の頭数で県より許可を受けております。担当者は猟友会員の皆さんと協力して被害状況の把握と、捕獲おりの設置を行い、被害減少に取り組んでいる状況であります。

また、防止柵につきましては、電線の経年劣化への対応として、針尾地域の電線張替を計画しております。通電点検は年2回実施しております。また、地域で行っていただいている防止柵の管理と軽微な修繕も重要な取組と捉えております。

狩猟者数であります。ここ数年横ばいですが、村では有害鳥獣駆除にご協力いただけることを条件に狩猟免許取得に1万円の補助を用意しております。補助事業の周知も行い、狩猟者の確保に取り組んでいきたいと考えております。

次に、（3）熊の被害防止対策の状況であります。

先ほど議員も申したとおり、5日付で全県にツキノワグマ出没注意報が発令され、村では現在ホームページ、防災無線での注意喚起を行っております。

今年度熊ゾーニング、地域区分管理を環境省のモデル事業を活用し実施いたします。朝日村は県内の3地域に選ばれました。導入した場合、地域住民との対策の役割分担、防除対策を計画的に進め、排除地域では、市町村による緊急捕獲の判断が容易になるなど、熊と人のすみ分けへの効果が期待されるところであります。早期の計画策定を進めてまいります。

最後に（4）有害鳥獣の出没や被害の拡大に伴う今後の対応であります。2番目の質問の回答に重複しますが、防止柵の定期的な管理と、猟友会の協力で行う捕獲おりの設置を行っていききたいと思います。

また、村民の皆様の中には、誘引物の除去や追い払い活動への協力をお願いしたいと思えます。

また、県内の農林業被害の約3割を占めるニホンジカですが、村内では大きな被害はまだ出ておりませんが、生態系への影響、また今後の被害拡大が懸念されており、警戒と対策が必要であると考えておりますので、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

まず、（1）の有害鳥獣の被害の傾向となります昨年度34万円の被害ということでございますが、全国的には鳥獣害の被害というのは減ってきている傾向ではあります。この昨年度の34万円踏まえまして、朝日村として鳥獣害の被害が増えているのか減っているのか、はたまた横ばいというようなところがあるかと思いますが、行政の見解といいますか、お考えをお伺いできればと思います。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 被害状況であります。昨年に比べると金額は少ないですけれども、15万円ほど伸びている。なので、被害額が朝日村は大きくなっているという考えになっております。また、防止柵が効いてはいるんですが、やはり先ほど言ったように電線が経年劣化していたり、網の下が掘られてしまうような事象も出てきておりますので、そういうところの補修をして被害額が減るように努力していきたいと思えますので、村民の皆さん

にもご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1 番 齊藤正法君登壇〕

○1 番（齊藤正法君） ありがとうございます。

今ちょうど課長からも防止柵の補修の件で、電線の張り替えとあと下に穴が掘られた場合の補修ということでお話がございました。これも住民の方からのお話ではあるんですが、補修で下に大きな穴が開いているものについて、なかなかすぐに対応できないよと言われたというような話も伺っておりまして、予算的なところもあるかとは思いますが、今後の被害を減少させるということの中で、やはり住民の手に及ばない被害が出たものに対して、早急な対応をしていただければありがたいところではあるんですが、こちらの対応というのは、もう少し早急なところで行えるかどうかといったところお伺いできればと思うんですが。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 大変住民の皆さんにはご迷惑をかけているところなんです、すみません、予算上のできる範囲というものがありますので、現場必ずそういうところは見つけて担当行きますので、そういうところでお金をかけなければいけないところはちょっと時間かかってしまうと思うんですが、軽微なものはなるべく早く塞ぐように努力していますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1 番 齊藤正法君登壇〕

○1 番（齊藤正法君） ありがとうございます。

なかなか予算的なところもあって、対応が難しいところもあるかと思いますが、できるだけ早めに対応いただければ住民の方も安心できるかと思うので、よろしくお願いいたします。

それから、猟友会の人材の確保です、今補助金ということで村のほうから1万円出していると思いますが、実際私も猟友会に入ってから、この補助金が本当効いているのかどうかといったところは、正直疑問なところがございます。全国的にも猟銃を所持する人というのはどんどん減ってきておりまして、今後も猟友会の人が増えるといったところはちょっと難しいのかなといったところも思っております。

場合によっては、以前村でもあったんですが、農家の方に罾の狩猟免許の補助といったところも1度確かあって、それは確かそのまま終わってしまっているかと思いますが、ちょっとそういった感じで、猟銃の所持ではなくて、わな免許を持っていただけの方を増やすといったところも人材の確保の一つとしてはいいのかなと思うんですが、ちょっとその人材の確保についてのお考えをお伺いできればと思うんですが。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） わな免許のそういう取得のところに補助、昔あったようですが、猟銃というとやはりちょっと1万円では少ないのかなと、近隣の状況も見させてもらったんですが、そういうところは検討の余地があるかなと思います。

また、そういう簡易的な罾だけという狩猟という体制もPRしながら、そこに補助が出せるのかどうか、また、今横ばいとは言ったんですが、ちょっと猟友会の皆さんの会員数もちょっと下降気味ではあるので、そういうところで補えるか担当のほうで検討させていただいて、補助金なりで取っていただける方が増えればもちろんありがたいんですけども、そういうところは検討しながら、罾だけというところの、そういうところも周知しながら、猟友会の皆さんの人数を保っていくような施策は考えていきたいと考えておりますのでお願いします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

この先10年、20年見たときに、猟友会、今の現状では恐らく対応しきれないところもあるかと思うので、特に農家の方と自営ということで、有害鳥獣駆除ということで、ぜひ活動に入っていいただけるような体制もまた今後検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、3番目の熊になります。

6月5日に長野県でツキノワグマの出没注意報ということで、既に昨年の1.5倍の目撃があるということで、朝日村におきましては、ありがたいことにまだ出没というような話は出てきておりませんが、いずれ塩尻ですとか出ているところから順番に、こちらのほうにも広がってきてしまうのかなというような危機感を持っております。

今課長のお話の中で熊のゾーニングです、こちらを進める中で、すみ分けを進めていくと

いうところではあるんですが、実際熊のゾーニング計画ということで、計画ができた後、どういった形ですみ分けをしていくのか、人間が山に入らなければすみ分けはできますが、熊はそれは関係なく入ってきてしまうところになると思いますので、そのところのすみ分けについて、もう少し具体的にお伺いできればと思います。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 熊のゾーニングであります、県のほうのツキノワグマ対策の資料で申し訳ないんですが、ちょっと今朝日村は進めている最中でありましたが、その資料の中では、やはり齊藤議員言われるとおりに排除地域、例えば住宅に近いところ、人家が密集しているところ、ここは排除地域というところで、出てきたら速やかに駆除なり学習放獣の処置をしないとイケない地域、また、農地と山林が混在になっているような緩衝地帯と言うんですか、そういうところもありますので、そういうところもやはり刈り払いだったり、誘引物の除去だったり、見通しがいいような状況をつくる、そういうところが緩衝地帯だと思うんです。

奥山、山林地帯はもう熊がいて当然のところになりますので、そういうところにはなるべく人は近づかないというような、そういうすみ分けを朝日村の中でどういう線引きをするかというのを今現在やっておりますので、そういう地域を明確にして、熊が出ないところ、熊が出てしまったら学習放獣、駆除というような体制が取れるような、そういうゾーニング、地域分けというんですか、そういうことができたかと考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

熊のゾーニングにつきましては、まだ完成はしていないというところになるかと思いますが、今年度中の恐らく完成になるかと思いますが、またぜひそちらも進めていただければと思います。

やはり県内でツキノワグマが増えてきているということの中で、まず、今すぐできることというところの中では、緩衝帯の整備です、やぶですとか熊が隠れやすい場所をなくしていくということと、あと誘引物になり得る立木の撤去といったところがメインになって来るかと思っています。

ここ数年、やはり熊が出没しやすい地域と言いますか、目撃情報といったところはある程度役場のほうでも押さえられているかと思しますので、例年出没が認められる地域優先にして点検していただいて、地権者ですとか地区の方にそういったやぶですとか、誘引物の撤去といったところをちょっと早めをお願いできればと思いますが、そちらの見回りですとか、地権者さん等へのお願いといったところは、すぐ対応していただける状況でしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） ありがとうございます。

今言われたように、地域別で見ると、こういうところが必ず出るような系統というかそういうものがありますので、それが熊がどうして出てきているのかということも、なからそういう誘引物的なものが分かりますので、そういうところを地権者さんには気をつけてもらったり、蜂の巣が主だとは思いますが、そういうものを山林に近くないようなところに置いてもらうとか、そういうところは事前にもう今実際もう5日に注意報が出ていますので、ちょっとそういうところは、すみません、今地権者さんたちにはまだ言っておりませんので、早急にそういう危険だということの周知をしていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

早め早めの対応を取っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、ツキノワグマの関係で教育委員会のほうに2点ほどお伺いをしたいんですが、実際熊が村内に出没してしまいそうな、目撃があったタイミングで、当然広報ですとかなるかと思いますが、現状通学路の付近にあるやぶですとか、使われていない例えば何か小屋ですとか、そういったものについて早めに確認と、あとそういうやぶですとかの解消といったところも動いていただければと思うんですが、教育委員会としては、今回注意報ということを出ておりますが、今後の対応ということで、もしお考えありましたらお伺いできればと思うんですが。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） ツキノワグマの関係での通学路等の関係になりますが、まず、注

意報出た時点で、教育委員会としても県教委のほうからも連絡来ていましたので、小学校のほうには連絡しております。

また、通学路沿いの藪等については、先ほど産業振興課長の話もありましたように、把握する中で産業振興課と一緒に危険な場所については把握して、児童、学校へも伝えるということとはしていきたいと思いますし、あと、通学路点検、夏に行っていますので、その中でも交通安全上のことはもちろんやりますが、そんなようなところもある視点としてみてもいいかなと思っていますので、また協議会の中でその辺は対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

それから、もう1点になります。

ニュース等で熊が出没しますと、熊がどこどこに出たですとか、どういう事故があったということでニュースで騒がれるわけなんですけど、その中で熊ってすごい怖いものだなとお子さんが思いこんでしまうと言いますか、偏った情報を得てしまうと、正しく恐れるということができなくなってくるかと思うんです。

特に、朝日村はこれだけ山が多い場所になりますので、野生動物がたくさん住んでおります。ぜひ、そういう野生動物、熊ですとかそういったものの生態について、学校等で学ぶ機会というのを今後検討していただければ大変ありがたいかなと思いますが、すみません、突然の質問になってしまうと思いますが、そういった学習について、もしお考えがありましたらお伺いできればと思うんですが。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 学校等での生態等の勉強ですけれども、指導要領的には、理科の授業で4年生の動物の活動というところをやる單元もありますので、そんなところで学ぶ機会がありますが、基本的には担任の先生のどこまで深くそこをやるかというところになってくるようです。

なかなか授業の中で、例えばツキノワグマに特化して生態どうということまでは多分難しいと思うんですが、今後子供たちにそういうことをやっていくとすれば、例えばふるさと道場であったり、総合学習の中であったりする中で、例えば猟友会の皆さんから来ていただ

いてお話聞くとかというような時間が取れれば、そういうようなところで子供たちには勉強してもらっていくと、学んでもらっていくというようなことは可能かなとは思っております。

またその辺も学校のほうと少し話をしながら、そういう動物のようなことも朝日村ですので、子供たち知っていることは必要かなと思いますので話をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

ぜひご検討いただければと思います。

もう1点、熊の件になるんですが、塩尻で1件事故がありまして、本日市民タイムスにも今後の対策として、手袋ですとかヘルメット等、あと熊の撃退スプレーを携帯させるというような記事も出ておりました。

翻って、昨年の西洗馬に熊が出たときのことを思い返してみたんですが、私たち猟友会もちょうどそのとき村長もいらっしゃっていただきましたが、やはり皆さん丸腰だったんです。そういえば。あの熊がこちらに向かってきたときに、身を守る手段というのは実際誰も持っていなかった状況にはなります。

やはりこれだけ注意報が出て、村民もそうですし、役場の職員も何かの関係で、林務ですとか行っただけに熊に遭ってしまう可能性というのは恐らくあるかもしれないので、せめて熊の撃退スプレーを常に携帯していただけるような体制を取っていただきたいと思うんですが、そういったものの用意していただく、それから携帯していただくところをお考えあればお伺いできればと思うんですが。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

ちょうど去年の今頃でございました。私も熊ってあんなに恐ろしいものだと思っていなかったんです。このぐらいですよ、子熊。

去年の話なんですが、熊が木に登っているのを見て、すぐに網を用意しろと、職員に。それで木の下に網を回して、そして追えば網に引っかかるんじゃないかなんていう単純な考え方、よく鹿追いを、奈良の公園で鹿追いなんていうのがありますよね、そんな簡単に考えたらそんなもんじゃないということは、だんだん分かってきました。

非常に小さくても怖い動物だということで、そういった辺は、さっきの子供たちへの教育云々もございますけれども、真剣に取り組まなくちゃいけないということです。ですから、今ご提案いただいた防護策、防護するもの、そういうのを早急に、ちょっとどのくらい予算かかるか分かりませんが、検討して、早速もう用意をさせてもらいたいと思います。

これからいよいよ熊が出てくるということでございますので、ちょっと話が外れるかもしれませんが、この間の日曜日、中組の鳥獣防止柵の作業に出ました。そうすると、西洗馬の中組のお宮、あそこの裏で子熊が鳴いています。それと、午後はマレットゴルフ場でマレットをやりました。やはり奥のほうで子熊の鳴き声が聞こえます。これは私も猟友会だとか熊に詳しい人からあれが子熊の鳴き声だよというのを聞いていますので、多分間違いないと思います。

ですから、報道によると、今年は結構熊の出産が多いというようなことも言っていますので、ちょっと気をつけて行政側も対応したいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

今村長のお話もありましたが、ぜひいろいろ装備等整えていただきまして、農業被害がないのは一番ですが、それよりも前に人身被害が出ないようにぜひご対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤正法議員の一般質問は終わりました。

ここで小休憩を取りたいと思います。

再開を2時30分といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時30分

○議長（北村直樹君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2番、中村文映です。

本日は、2項目について質問させていただきます。

1項目目、朝日村の文化財保護政策について伺います。

地方の過疎化や高齢化が進む現在、地方公共団体は文化財の保護と修復において、重要な役割を担っています。特に維持管理に多額の費用がかかる歴史的建造物においては、行政の財政的支援だけでなく、技術的、人的支援が必要になっており、文化財の所有者及び地域住民と行政の連携した対応が欠かせないものとなっています。さらに言えば、近い将来、行政の支援がなければ文化財の維持管理は難しく、行政の支援あってこそ地域の歴史や文化を次世代に引き継ぐための取組が効果的に進められると考えます。

村は、朝日村文化財の保護に関する条例を昭和40年に制定し、保護継承に取り組まれてきています。村指定の文化財は多岐にわたり、2019年12月現在、建造物2件、美術工芸品18件、史跡6件、史跡の学校跡が18件、天然記念物（動植物）4件、天然記念物（樹木）5件が指定されていますが、特に維持管理に多額の費用がかかる建造物の文化財指定と保護政策を中心に、本日は村の考えを伺います。

1、村は村内の文化財の調査を行い、価値のあるものを発見し、評価し、国や県、村の文化財として登録し、保護する取組を行っていますが、現在その調査及び検討はどのように行っていますか。

2、老朽化や災害による損傷から文化財を守るために、保存や修復を行うとともに専門家や技術者を派遣していると思いますが、現在進行している事業及び今後の計画はありますか。

3、文化財の価値や重要性を住民に伝えるため、講演会や展示会、見学会などの啓発活動を行ったり、学校教育において文化財についての教育プログラムを導入するなどの取組は現在、行っていますか。

4、村には文化財保護に関する幾つかの条例や施行規則がありますが、時代の変化に即した改正は定期的に行っていますか。また、文化財を観光資源として活用する計画など、策定予定はありますか。

5、村指定の建造物は、老朽化に伴い耐震補強や修繕が必要と思われます。修復や保存活

動に必要な費用の一部を補助する計画はありますか。また、文化財指定建造物の周辺の土地や付随する建造物に対する整備や支援の考えはありますか。お伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、私からは、中村議員の1番目のご質問、朝日村の文化財保護政策についての3番目の文化財の価値や重要性を村民に伝えるための施策や学校教育において文化財についての学習の取組をしているかのご質問にお答えをしたいと思います。

文化財の価値や重要性を村民の皆さんにお伝えするために、村としては様々な活動を行っております。ここ数年の事例では、まず史跡の見学会として武居城址の見学会、あわせて重ね城の見学、また、氏神遺跡の現場説明会などを講師の先生をお招きして行っております。また、三村氏と武居城の歴史を語る会の実施、山鳥場遺跡の出土品の展示、土器の3D画像公開、また、高遠藩より寄贈の甲冑紹介、村内文化財マップ看板の設置、土偶おなまえ選手権などの催しにより、文化財をより身近に感じてもらう事業もその都度行ってまいりました。

これらの催しの際には、マスコミ等による取材もあり、広く村内外の皆さんに朝日村の文化財の価値をお知らせしているところでございます。また、学校教育の中では、次のような教育がなされております。

朝日小学校においては、社会科学習の一環で村内の義仲公園や足無神社、薬師堂などの史跡や遺跡を巡る社会見学が行われています。また、低学年では、遠足で義仲公園まで行くこともやっておりましたが、現在はコロナ禍等のため中断をしております。美術館、歴史民俗資料館の土器類や昔の生活資料の見学については、現在も継続して実施をされています。このように、遺跡や史跡などの文化財を直接目にして触れることで、子供たちの地域の文化財を大切にする心を育てているところでございます。

鉢盛中学校では、社会科の歴史学習で、例えば鎌倉文化、桃山文化など各年代の文化の変遷についての学習が行われていることは当然でございますが、修学旅行では古都京都、奈良の日本古来のすばらしい文化財に直接触れる体験学習をしております。生徒たちは、事前学習を行い、十分な知識を得てから高い関心を持って実際の文化財を見学しているところであります。また、総合的な学習の時間を活用して、昨年度では松本周辺地域の伝統的な建物、本棟造りや寺社仏閣について、各学区内の建築物を見学調査したという事例があります。

私からは以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 私からは、中村議員ご質問の３番以外のご質問についてお答えいたします。

初めに、文化財登録保護対象とする現在の調査及び検討の状況についてでございます。

文化財の登録につきましては、朝日村文化財保護に関する条例に基づき、教育委員会が指定できることになっており、中村議員ご発言のとおり、当村の文化芸術的に価値のあるものを多岐にわたり指定を行っております。昭和50年に樹木の天然記念物の指定がされて以降、学校跡の史跡、さらに昭和の後半から平成にかけては寺社を中心に村の文化財指定を行っております。村のホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

近年では新たな指定は行っておりませんが、これらの文化財の今後の保存、活用の検討と光輪寺関係者から光輪寺薬師堂の仁王門等の文化財認定要請もあることから、今年度は調査費15万円を予算計上し、専門家の調査を行う予定となっており、準備を進めているところでございます。

次に、保存修復事業の今後の計画についてです。

近年での保存修復事業では、令和３年に古川寺観音堂において自動火災報知設備感知器設置工事が行われたほか、令和４年に熱田神社のケヤキの枝の伐採、令和５年に上條氏のカヤの支柱の改修を行っております。現在は、光輪寺薬師堂に伴う仁王門の修復について、光輪寺関係者と調整を行っているところでございます。

次に、条例等の改正についてですが、朝日村文化財の保護に関する条例、朝日村文化財保護条例施行規則があり、ともに平成19年に内容の見直しを行っております。その後は、令和４年に字句修正を行い、現行のものとなっております。今後も国等の法令改正に伴うものや現状を捉え、必要な内容については改正を行ってまいります。また、文化財の観光資源としての活用については、今後所有者、地域と連携し、検討する中で文化財の保護、活用計画を策定する必要があると捉えております。

次に、文化財の保存に伴う修繕への補助についてでございます。

当村では、朝日村文化財保護事業補助金交付要綱により、所有者等が行う文化財の保護のための事業に要する経費、要する費用に対し、予算の範囲内で補助の交付を行っており、さきに述べました古川寺観音堂の自動火災報知機設置工事等への補助も行っております。光輪寺薬師堂は、これまで３度のかやぶき屋根の修復工事を行っておりますが、平成22年の県宝

指定後の平成23年、平成24年に県と村の補助を受けて修復を行っております。

村では、今後も要綱に沿う補助を行ってまいります。しかしながら、ご質問の文化財指定建造物等に付随した建物については、要綱上、文化財の指定が必要であるため、補助は難しいと捉えております。今後、文化財指定の申請を受け、調査を行い、また、そういうものについては判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、丁寧にご説明いただきましたけれども、近年は文化財指定をしばらく行っていないということなんでしょうけれども、仁王門とか調査もしていただけるというお話もありましたけれども、その文化財指定というのは比較的どのような条件を満たしたら指定されていただけるものなんですか。

また、先ほど一番最後の説明の中で、周辺は今のところ考えていないと、指定するのは考えていないということだったんですけれども、何かこう文化財って景観も含めて非常に文化財というのは価値が保たれるかなというふうにも思いますので、その辺についてもう一回お考えをお聞きしたいと思うんですが。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 文化財指定についてですけれども、村の文化財保護条例の中で申しますと、朝日村の文化財として考古資料としての価値の高いものの建物であったり、絵画、彫刻、工芸品、また書籍、古文書となってくるわけですが、文化財的な価値が高いものについて文化財指定をしていくということで書かれていますので、その辺のどう価値を見るかというところがありますので、そこは今回ちょっと専門家の先生からご意見伺ったり、過去の状況を確認する中で、最終的に教育委員会が指定できるということになっていますので、教育委員会に諮り指定するという形になりますが、専門家の意見を聞く中で、また、文化財保護委員さんもありますので、そういう皆さんとも意見を聞いて指定をしていくという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君）　ありがとうございました。

文化財指定については分かりましたけれども、周辺の環境含めてという部分について、実は私がこの質問するに当たって、朝日村の文化財保護条例というものをネットで検索しましたところ、ヒットしてきたのが、一番先にヒットしたのが新潟県の朝日町のほうの文化財保護条例がヒットしてきまして、それを私も気がつかずにすぐ朝日村のものと思って読んでいたところ、朝日町のところの第2条「文化財とは」というところで、「建物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの」とありまして、ここからがちょっと聞いていただきたいところなんですが、「これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む」というような形になっておりました。

その後、朝日村のほうを確認しましたところ、指定するのは1つの建造物だったということなんですけれども、朝日町のもを見たりすると、教育委員会のほうで各市町村の教育委員会のほうで、その辺のところは柔軟に対応できるんじゃないかなというふうに見たんですけれども、その辺についてはご見解はいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君）　上條教育次長。

〔教育次長　上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君）　それぞれの市町村の中での条例が制定されていますので、富山県の朝日町さんですか、のほうではそういう形でうたわれているのかと思います。

うちのじゃ、条例どうかというところでは、先ほどお話ししたように朝日町の条例とはちょっと違いますので、周辺のもの、土地等を一体としてという部分はちょっと書かれていませんので、今後そういう部分も必要であればまた条例を改正する必要があるかどうか、そこは条例ですので、議員の皆さんから議決していただくということにはなりますので、まずは文化財保護委員さんとも相談させていただき、教育委員会の中でも検討する中で、今後指定するのにそういう文言も必要であるとなれば、条例改正も必要になるかと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君）　中村議員。

〔2番　中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君）　私が今、想定しているところは先ほど来、答弁に出てきています光輪寺薬師堂の仁王門なんです。光輪寺薬師堂のほうは平成22年ですか、県宝に指定されました。ところが、仁王門については全く指定がされていなくて、村の文化財にも指定されていない

状況なんですよ。

ところが、見てご存じの方いらっしゃるかと思うんですけれども、暗雲の層をなす大きな仁王様が立っていて、非常に文化的な価値もあるんじゃないかというふうに思っております。先ほど答弁の中にもありましたけれども、今年度調査をしていただく。専門家の方に調査をしていただくということでございましたので、ぜひ調査を受けて教育委員会で、指定に向けてといいますか、せめて村の文化財として指定をしていただきたいなというふうに思うところなんです、調査結果を見ないと分からないわけでしょうけれども、その辺は可能なものなのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 可能かどうかということで聞かれて、ちょっと私のほうで可能というか、可能じゃないという判断はできませんので、お答え難しいんですけれども、いずれにしても、今回光輪寺の皆さんから要請等もいただきましたので、予算もありましたので、今回は調査をまずさせていただき、地元の皆さんから仁王門についてお話を聞いたり、過去書類を見させていただく中で、文化財保護委員、教育委員会の中で判断をさせていただくということになると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 地域のほうも非常に今、高齢化が進んだり、人口減少も進んでいて、なかなか大型の建造物を維持していくことというのが難しくなっていて、そういう、でも残していかなきゃいけないものは残していかなければいけないと思いますので、ぜひそういうことについては行政のほうからの支援といいますか、そのためには文化財指定をしないと難しいということでございますので、いろいろな形で光輪寺の仁王門だけでなく、いろいろな形で調査をしていただくようなことを計画的に今後進めていただければというふうに思います。

あと、少し建物から離れるんですけれども、古文書についてのことをちょっとお伺いしたいんですけれども、朝日村の村史は平成元年に上巻が、下巻が平成3年に刊行され、それから35年たっているわけなんですけれども、そのときに集めた資料、編さんするために集めた古文書等の保管状況というのは、今どのようになっていますか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 村史の、現在ある村史の編さんについてでございますが、当時、関係する皆さんに編さんを委員会つくってお願いをして、つくられてきていますが、それでその当時、多分村内にあった古文書も含めていろいろな書類を見させていただく中で、ああいう形でまとめられていると思います。

すみません。どこまでの資料は村が頂いて保管しているのか。または、借りて多分その書類を確認しているということはちょっと聞いていますので、その当時、頂いた資料については、いずれにしても民俗資料館等で管理はしていますが、どこまでのものがあるかはちょっと今の段階で確認取れていないので、お答えできませんけれども、村で管理しているもの、あとは、お借りして調査した後返したものであるというような形になっているということは、ちょっと聞いてはおります。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 私が心配しているのは、世代交代とか、それからおうちが新築したりする中において、古文書が知らないうちに処分されちゃったりする可能性がある。私の知り合いの中でも、新築してから古いものみんな捨てちゃったよと。そんなようなお話もお聞きしたんですよ。やっぱり歴史の先生の方なんかのお話を聞くと、村史をつくったときに、村史自体は非常に労作であり、価値ある高いものであるんだろうけれども、やっぱりそこに載っているものはごくごく一部であって、集められた資料とかそういうものが後世、必要になってくるんだというようなお話を聞いておりますので、ぜひ村のほうで今ある現在、将来に残さなきゃいけない古文書がもし何か個人のご自宅のほうで処分を考えていたりとか、新築時に要らなくなったよとかいうようなときに、村に一報をいただくシステムを村のほうにつくっていただきたい。そして、それを村民の方にご通知、周知をしていただき、必ず一声かけてくれというふうなシステムをつくっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

松本の文書館も実際そうなんですけれども、そういった貴重な歴史的資料がおうちの土蔵

とかそういうところに実際あっても、処理されて、建物が潰されるようなときに処分されてしまうというようなことが大変問題であるということで、松本のほうでもぜひ一報を入れてほしいというようなお願いをしているところでございます。

それに倣いまして、やっぱり私どもの村、朝日村でもやっぱりそういった貴重な文化的な歴史資料が散逸してしまう。あるいは、処分されてしまうということを防ぐために、何とか村民の皆さんにそういった資料が出てきたら、こちらの教育委員会のほうに一報入れていただくというような呼びかけ等をこれから考えていきたいと、そんなふうに思いますので、またよろしくお願いします。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） もう1点確認なんですけれども、今、松本市の文書館というようなお話が出ましたけれども、大きな市町村においては保存する場所がしっかりやったり、文書課というものがあって、管理をしたりとか調査をしたりしていますけれども、朝日村で今、例えば先日西洗馬公民館の古文書が公開されましたけれども、そういうものを引き取って、保管したりする場所というのは現在確保されているんですか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 保管場所については、基本的にはありません。先日も西洗馬公民館壊した際にご連絡いただいて、うちの職員が見に行かせていただいて、過去のものを見させてもらったんですけれども、実際にじゃ、引き取れるかというのと、引き取って管理する場所が現在ありませんので、今のところ西洗馬区の皆さんに管理していただきたいというような話をさせていると思います。

今後もしたいで見させていただくんですけれども、実際には村として管理できる場所が基本的にはないというのが、状況なのが今の村としての課題ではあるなと思っていますので、ただ、あとそれが貴重なものかどうか見れる人間もいないというところがあって、そこは松本だったり安曇の文書館と連携ちょっと取れていますので、そこの方が来て確認してもらうということはやれるということにはなっていますので、そんなところでまた見させていただく中で、今後どうそういう古文書とかそういうものを管理していくかというのは課題として捉えて、今後の検討にしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） やっぱ管理していかなきゃいけないということで、ぜひ先ほどの清沢敬子議員の質問にもありましたけれども、公民館周辺整備事業が計画されていますので、古文書の保管というか、そういうこともやっぱり公民館周辺に私は整備していかなきゃいけないものだと思うんです。長期的に見て。ですので、ぜひ検討をする中において、その古文書館をどうするかというところもぜひ加えていただきたいなというふうに要望しまして、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2問目ですが、会計年度任用職員の処遇改善と人事制度について伺います。

最近、メディアで「官製ワーキングプア」という言葉が頻繁に使われています。「官製ワーキングプア」とは、国や地方自治体などの公的機関に働く公務員でありながら、非正規雇用で低賃金や不安定な雇用条件に置かれている方のことを指します。この傾向が特に人口減少や財政難に苦しむ地方自治体の臨時職員や派遣職員に多く見られ、職員に占める割合は年々増加傾向にあります。

国は、同一労働同一賃金を目指して、2020年度より新たに地方公務員法の一部を改正して、会計年度任用職員制度を新設しました。まだ新しい制度で、今後徐々に制度自体も充実したものになっていくと思われますが、実態は法律の改正理念に反し、非正規公務員の待遇の改善に資するものにはなっていないとの指摘が現在あります。

村の職員数は約160人、そのうちの正規職員が60人に対して、会計年度任用職員は100名ぐらいたと聞いています。私は、非正規の職員の存在が民間企業の派遣労働者的に雇用の調整弁的な役割を果たしているとしたならば、それは公的機関の雇用としては好ましい姿ではないというふうに考えます。

そこで伺います。

1、非正規職員の待遇改善や同一労働同一賃金の目的で導入された会計年度任用職員制度

ですが、移行して3年が経過しましたが、職員の労働条件や待遇は改善されたと村は現在考えていますか。

2番目として、会計年度任用職員は勤務時間により、フルタイムとパートタイムの2種類に分かれていますが、村のフルタイムとパートタイムの職員の割合はどのようになっていますか。

3、民間企業では、労働契約法で同じ職場で5年以上勤めると、長期雇用契約、いわゆる正社員に転換できる制度があります。しかし、会計年度任用職員制度にはその規定がありませんが、村では臨時職員の正規職員への採用制度は現在ありますか。また、あったとしたらここ数年の採用実績は何人ですか。

4、正規職員の村内在住者が4割で、6割の方は村外から勤務している状況であり、また、全職員の約6割が臨時職員である現在の職員体制を村はどう評価し、今後どのような人事制度及び職員体制で村を運営していく方針か、村の考えを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対し当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、中村議員の会計年度任用職員の処遇改善と人事制度についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員の労働条件、それと待遇の改善につきましては、まず給与面におきましては、当村ではこの会計年度任用職員制度の移行前から正規職員と同じ勤務体系の非正規職員には期末手当の支給をしておりました。会計年度任用職員制度移行後につきましては、週の勤務が15.5時間以上の会計年度任用職員の皆様には、全員にこの期末手当が支給されることになっております。

また、本年令和6年度からは、勤勉手当の支給ができることとされまして、県内では77市町村中32市町村では支給しないこととされたと聞いておりますけれども、当村では正規職員と同じ基準で支給をすることとしております。

また、労働条件につきましても、会計年度任用職員制度移行後は、有給休暇の繰越しのほか療養休暇、産休、介護休暇など正規職員と同様の特別休暇の取得が可能になり、また実施が可能な会計年度任用職員につきましては、テレワーク、また時差出勤などライフワークに合わせた働き方もできるようになりました。

社会保険につきましても、月額8万8,000円以上など、一定の要件を満たした会計年度任

用職員は、正規職員と同じ市町村共済組合へ加入することとなりまして、傷病手当などいざというときに対応していただける制度が受けられるようになっておりますので、以前の非正規職員の労働条件や対偶に比べると、大幅に改善されたものと思っております。

続きまして、2つ目のご質問です。

フルタイム、パートタイムの職員の割合でございます。当村の会計年度任用職員につきましては、全てパートタイム会計年度任用職員でございまして、フルタイム会計年度任用職員はいない状況でございます。全国の地方公共団体でも令和3年度の統計になりますけれども、約89%がパートタイム会計年度任用職員となっている状況でございます。

続きまして、3番目のご質問です。

村には臨時職員の正規職員への採用制度は現在あるのかというご質問でございます。

正規職員の採用につきましては、地方公務員法の第17条第2項に採用方法の規定がございまして、職員の採用は競争試験、または選考によるものとされております。また、ここ数年で会計年度任用職員から村の新規採用職員の試験を受験し、正規職員に採用された職員も1名いるところでございます。

続きまして、4番目のご質問でございます。

全職員の約6割が臨時職員である現在の職員体制を村はどう評価し、今後どのような人事制度、職員体制で村を運営していくか、その方針についてでございます。

国の定員管理調査、また給与実態調査がございすけれども、こちらの調査は正規職員のみが対象となっているため、地方公共団体ごとの正規職員、会計年度任用職員の率の比較ができない状況にございます。

このため、令和3年度に東筑摩郡の4村に聞き取りを行ったところでは、朝日村を含めた5村の平均としまして、正規職員と会計年度任用職員の割合は、ちょうど正規が4割、会計年度任用職員が6割になっている状況でございましたので、この東筑摩郡内の5村は同じ状況にあるということで捉えております。

しかし、当村におきましては、令和元年に比べると正規職員、それと会計年度任用職員を合わせた総数は1.5倍に増加をしている状況でございまして、人件費におきましても令和6年度予算は7億2,000万円ということで、令和元年度に比較すると1.4倍に増加している状況にあります。

今年度、行政改革大綱の見直しに併せまして、長期的な財政状況の見通しの中で、人員体制や人件費の方針を定め、持続可能な行財政運営に向けて定員管理計画を策定してまいりた

いと考えております。また、今年度は国の人材育成基本方針策定指針が改訂されたことに伴い、当村におきましても平成17年度に策定をしておりました人材育成方針を改定することとしております。

この人材育成基本方針では、少子高齢化やデジタル社会の進展など自治体を取り巻く状況の変化を踏まえて、改めて現代に即した村が求める職員の姿を示し、それぞれの職位に求める標準職務遂行能力表、それに適応する人材を育成するための研修計画などを盛り込む予定でございます。また、職位ごとに作成しますこの標準職務遂行能力を人事評価の評価基準と今後は生かしまして、人事評価システムの評価基準を見直すこととしております。

こうした今後の職員人事制度と職員体制につきまして、今年度改めて先ほども申し上げました定員管理計画、人材育成方針、人事評価、この3つの見直し、新たに策定を進め、取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 私も報道を見ていまして、勤勉手当ですか、今年から支給してもいいというようなことだったんですけれども、ほかの行政でやらないところがあるなんていう報道を聞きましてびっくりしたんですけれども、それ一律じゃないのかというふうに思ったんですけれども、そうじゃないということが分かりまして、先ほどの課長の説明でも朝日村の待遇が決してほかの市町村において劣るものではないという認識は私も持っておるところなんです。

1点ちょっと確認なんですけれども、朝日村の職員定数条例では、83名という人数が記載されているんですけれども、この数字の意味するものというのはどういうことなのか、ちょっと説明いただけますか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 中村議員のご質問でございますけれども、定数条例の83名でございますけれども、これ平成7年に策定されたものだと思っております。定数条例につきましては、その数字を超えなければいいということになっておりまして、その平成7年に条例定められたんですけれども、平成14年には村のほうで財政も逼迫したということで、自立計画をして職員削減に取り組んできたということで、そこからはもう増える要素が

なかったものですから、そのまま平成7年に定められたものがそのままちょっと今まで継続されているということでございます。

ここで、改めてちょっと先ほども申し上げましたとおり、定員管理計画も改めて定め直したいと思いますので、それに併せて現在これから将来に向けて、正規職員がどのくらいいなければならないかというところを策定しまして、その数字で改めてちょっと定員管理計画、定員管理の条例のほうも見直したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） これから人員制度も見直しがされていくということですが、先ほど私どもの村の会計年度任用職員の方たちは、全てパートタイムだということでありましたけれども、職員配置図のところに分かれていまして、本当にほとんどフルタイムに近い方たちが32名いてというふうな記載がありますけれども、この辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 中村議員のご質問でございますけれども、職員配置の表のところでは、会計年度任用職員の数が95名になっております。先ほど議員おっしゃられました32名につきましては、常勤勤務ということで、ほぼ正規職員と同じ勤務条件でございますけれども、1日の勤務時間が正規職員については7.75時間のところを7.5時間というところで働いていただいている皆さんになります。残りの56名がいわゆる時間給のパートタイム職員になりますので、そこで32名と56名ということで分けておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） たしかその件については、ほとんど勤務時間が正社員の、正規職員とほとんど変わらないのにパートタイムにしておくこと、報酬にしておくこと、給与じゃなくて報酬にしておくことはちょっといかがなものかというのは、たしか総務省のほうから通達が出てきていたと私は今回、この質問に当たって調べたところ、出ているというふうなたしか書いてあったんですね。それは、本当にもうほとんど正規と同じ時間ですよね。僅かな違いだけで、そこをパートタイムにしておく理由というのは何なんですか。しっかりと

した常勤でやっただいていてるんですから、フルタイムでやったらどうかというふうに思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） パートタイム職員の7.5時間の勤務ですけれども、全国的先ほども申しあげましたパート職員の会計年度任用職員の割合が89%になっているところで、実際にはその職員にやっていただく業務を積み上げたところで、やはり7.5時間で済むというところが一つの要因にはなっていますけれども、実際はやはりフルタイム職員になりますと、村のほうでやはり退職手当の掛金が必要になっていくというところがございます。どこの町村もやはり財政上のいろいろな諸問題から、やはりそのフルタイム制度を適用せずに、パートタイムで会計年度任用職員を雇っているというところもあると思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） ちょっと時間がなくなってきましたので、あれですけれども、一般の正規職員の方たちは、今年もきっと昇給があったと思うんですよ。会計年度職員の方たちは、今年は昇給があったんですか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 会計年度任用職員の皆さんについては、昇給自体はございませんでしたけれども、昨年の10月に県の最低賃金の引上げがございまして、それに見合う分の昇給というか、賃金の改定は行っております。

○議長（北村直樹君） 中村議員、2分30秒切りました。集約に入ってください。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） やっぱり同じ職場で働いていますよね。片方の方たちが昇給もあって、それから年齢によって地位も上がっていったりして、どんどん生活は安定してくわけですよね。ところが、もう3分の2の朝日村の職員の中で、非正規の方たちは生活が全然改善されていないというか、最低賃金に比例するぐらいな形で、ほとんど同一労働をしながら、

同一賃金の差がどんどん開いていくということが、やっぱり私はちょっと同じ職場で働く同じ同僚の職員として、非常に気持ちの上で、モチベーションを上げるのが非常に難しくなるんじゃないかなというふうに思うところなんですけれども、その辺、村長どうですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） これは、現段階では致し方ない構造だと思います。これはもう、民間であれ、企業、官庁であれ、それでこういう労働条件を納得して働いてもらっておりますので、ですから、次のチャンス、もうワンステップいきたい人は、先ほども申したとおり、正規職員の試験を受けて入ってもらうということかと思います。ですから、今すぐにそういった構造的なものまで解決できませんので、当面は現状のままいかざるを得ないということです。いわゆるこの背景には、先ほども答弁しておりますけれども、財政の問題だとか、全てのいろんな問題が絡んでくると思います。そういうのが現状でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長のほうから答弁いただきましたけれども、やっぱり朝日村独自の人員制度と、そういうものもやっぱり可能だと思いますので、ぜひそういう意味で、朝日村らしい、何かその非正規の職員の皆さんも働きやすい環境を考えていただく、今後考えていただくことをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映です。

私は、本日3問の質問をさせていただきたいと思います。

1問目、地域猫活動と多頭飼い問題の啓発と支援についてです。

猫の出産期と言われる春と秋は、飼い主のいない猫が住民の家屋やその周辺で出産し、困

っているという話題が多くなります。猫は、登録制度や放し飼いを規制する法制度がなく、飼い主のあるなしの区別ができません。多頭飼育による放し飼い、あるいは飼い主がいない猫により、ふん尿の被害や鳴き声、車や家屋の設備などの破損等の苦情があると聞きます。保健所では捕獲や駆除の対応がなく、個人や地域での対策よりほかの手だてがない状況であります。飼い主のいない猫を個人的に捕獲し、積極的に避妊手術を受けさせるとか、子猫の引取り手を探すなど、活動される方もありますが、現状は個人の力が及ばない範囲に問題が広がっています。

多頭飼育については、放任飼育が近隣住民に対する迷惑となる場合もあります。車を運転する際、何匹もの猫たちが一斉に飛び出すこともあり、危険だという声、飼い猫が近所の多頭飼育の猫が入り込んだことにより、病気をうつされた、けんかをしてけがを負ったなどの声もあります。

飼い主のいない猫に対する取組や多頭飼いによる問題について、全体的な動物管理政策の一部と捉え、以下、質問いたします。

地域猫活動と猫の多頭飼い問題について、現状把握と啓発活動の観点から村内における飼い主のいない猫の数の把握、地域猫活動の現状について、どのような情報が収集されていますか。また、猫の多頭飼育による問題が発生しているかについての現状把握とそれぞれの対策についてどうしているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、羽多野議員ご質問の地域猫活動と多頭飼い問題の啓発と支援につきましてお答えいたします。

ご質問について、まず初めに、村内における飼い主のいない猫の数の把握、地域猫活動の現状についてですが、議員おっしゃるとおり、猫は登録制度はなく、個体数の把握はできていません。地域猫についても住民からの情報もなく、把握できていないのが現状です。

また、あわせて多頭飼育による問題についても住民からの問合せや情報がないため、把握しておりません。問合せ等については、野良猫と思われる飼い主のない猫についての苦情が年1件程度ございます。

近年では、猫の個体数が増えてしまい、全国的に問題になっているのが現状です。また、人間の生活様式の変化などから、猫の飼い方に対する考え方も変わってきています。野良猫、

地域猫、多頭飼い問題の啓発と支援については、今後保健所、環境審議会で協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ご答弁いただきました猫の個体数等については、把握できていないという状況だということなんですけれども、ここで私、個体数の把握を期待して質問したわけではありません。現在、個人や地域でこれは解決する問題だということになっているんですけれども、地元、地域で困っている人たちが現実におります。これが役場に声が上がらないのは、いろいろな問題の絡みで、役場に苦情を言っても解決しないということの地域の皆さんの意識、それから猫というのは、昔からやっぱり愛玩動物といいますか、ペットという人と身近な関係にあるという意識の中で、普通に景色の中に、景観の中に猫がいるという感覚というのが、やはりこの朝日村、田舎ですから、そういう中で当たり前のようにある景観であるから、そんなに苦情として多分上がってきていない。村には苦情として上がってきていないというのが、これが村の役場の中の現状です。

ただ、地域においては、現実には先ほど申しましたとおり、問題として持ち上がっている地域が幾つかあります。これは、本当に村に上がる苦情というのは氷山の一角だということを考えていただきたいと思って、問題提起を今回しているんですけれども、まず猫というのは、猫のことについてちょっと説明したいと思います。私、猫飼っていないんですけれども、今回多頭飼育、それから地域猫について質問をしたいと思いましたので、少し調べました。猫はどういうふうが増えていくかということです。一番問題になっているのは、猫の繁殖力の危険性を知らなければいけない。このことを知らないから、猫が増えて苦情が出る。多頭飼育によって問題があるということを村の中で理解していただきたい。そういった意味で、猫はどういうふうが増えていくのか、これからちょっとお話ししたいと思います。

猫というのは、交尾排卵、交尾排卵動物で増えていきます。どういうことかといいますと、交尾をすることによってその刺激で排卵が起こる動物です。つまり、交尾をするとほぼ100%妊娠をします。猫は、妊娠期間は2か月間と言われていて、2か月を経て、大体1頭が出産する数というのは4匹くらいと言われています。これは、犬にはない特別な仕組みなんだそうです。そうすると、単純に年に最低でも猫は出産ができます。一度で平均4匹、これ理論上で計算しますと、1匹の雌猫がいる場合、3年後には2,000匹に猫が増えるという

計算です。これは理論上の問題です。

ただ、なぜ2,000匹にならないかといいますと、半数近くが子猫のうちに死にます。それは餌が不足だったり、病気による環境悪化とされています。この環境悪化というのが近隣の住民の方たちに迷惑となって、苦情となって出ているということの理解でお願いしたいと思います。

その中で、全国で猫の殺処分というのは、年間約10万頭、犬というのは年間1.8万頭、この数の違いから見ても、殺処分をしなければいけない猫が現状これだけいるということを、まずこの村で理解していただきたい。これをなぜやっていただきたいかといいますと、朝日村には猫が増えてしまったときにどうすればいいかという案内がありません。今後、例えば住宅団地、それからアパート建設した中で、人が増えてきます。そういったときに、多頭飼いだったり、猫の地域猫の問題、増えてきます。これから増えてきます。今の生活環境と違った社会問題として朝日村でも社会問題として、増えてくる問題です。なので、村として、例えばホームページで啓発活動をするなどの取上げをしていただきたいんです。その研究などをしていただくことはできるでしょうか。お伺いします。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 羽多野議員、ありがとうございます。

猫の問題について、ちょっと私も勉強不足であれだったんですけども、早速に啓発について取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ぜひどういった生態を持っていて、どういうふうになればそれを防げるのかということをまず知識として身につけていただいて、これを村民の方に発信していただくシステムをつくっていただきたいと思います。

それから、多頭飼いについてお話ししたいんですけども、多頭飼いは、つい最近松本市で多頭飼育について非常に問題になりました。それで、松本市で動物愛護管理に関する基本方針として、6項目方針をつくってあります。その中の、見ていただければ分かると思いますので、またご覧いただければいいと思うんですけども、啓発活動、普及啓発活動、それから猫問題、多頭飼い、災害対策、この最初の4点は朝日村にも多分当てはまるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ近隣の多分、町村で取り組んでいるところは少ないか

と思うんですけれども、近隣の市、それからほかの自治体で取り組んでいるところを見ていただきながら、朝日村に合った方針を取っていただきたいと思うのですが、先ほどお話ししなかったんですけれども、多頭飼育、多頭飼育は、これは朝日村多分独自の問題になってくるんじゃないかと思います。

なぜかといいますと、多頭飼育は今都市部で問題になっていて、家の中で物すごく増えて、近隣住民に苦情があるということなんですけれども、朝日村の場合は、割と多頭飼育というよりも、どっちかという放任飼育みたいな形で、自然に勝手に増えていくみたいな感じになっているかと思います。なので、飼い主さんたちは自分が把握している猫がどのくらいいるのか。先ほどお話ししましたように、2,000頭というふうに増えるレベルで猫が増えていく中で、自分のところで飼っていた猫が一体全体どこにいるのかということが把握できていないような状況の多頭飼育に多分なっているかと思います。

そういう飼育をしている飼い主さんに対しての啓発活動もしっかりしていただきたいんですけれども、これが放任飼育でなくなったとき、今度室内飼育になった場合、猫の出産率というのはさらに上がるんだそうです。なぜかという、猫っていうのは光の当たる長さによって発情するんだそうです。そうすると、季節性の発情期というのを迎えるんですけれども、室内で飼っている場合というのはずっと光が当たっているんで、結構発情期が長い。頻繁に起こるということで、多頭飼育というのに歯止めがきかない場合があるんだそうです。

そういったところの知識も含めて一緒にやっていっていただきたいと思うんですけれども、行政が介入すべきところはどこかというところをもう少ししっかりと線引きをしていく必要があると思うんです。全てにおいて朝日村でやってほしいということではなくて、どこどころ、まず啓発活動、まず研究、啓発活動なんですけれども、どの部分で朝日村が、村として介入するべきか。そういったところの研究も今後していただきたいと思うんですけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

県の条例で、動物の飼い主が遵守しなければならない事項を定めております。その中に、屋内飼育を努めなければならない。また、猫の数が10に達したときは知事に届けなければならないというようなことが定めてあります。

そんなことを啓発しながら、研究、また保健所と協議しながら進めていきたいと思っています。

よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） これは、隠れた問題として朝日村の地域の中に潜んでいる問題として、非常に根深いといいますか、根深くて大きな問題になっています。地元の方たちに聞いてみると、本当に私の近所もそうなんですけれども、毎年毎年子猫が生まれて、それを保護して、もらい手をつけたりとか、その生んだ母親を独自に捕獲して、去年は深いひっかき傷を負った方もいらっしゃいました。

そういった問題がございますので、そこを朝日村としてどういうふう介入していくかという方法についてを考えていただきたいと思います。発展していけば、例えば避妊手術の手術代を若干補助していただくとか、補助までいなくても、例えば捕獲のおりのレンタルだったりとか、それから猫の忌避剤を配布するとか、それから超音波っていうんですか、そういうものの機械みたいなものの期間レンタルみたいな方法で自治体やっているところもございますので、ぜひそういったところも研究していただきながら、取り組んでいただければと思います。

まずは、この問題については問題提起、初めの一步というところでお願いしたいと思いますので、要望で1問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、2問目の質問をいたします。

西洗馬防災センターに愛称を。

4月竣工した西洗馬防災センターは、6月から西洗馬区が指定管理を受け、本格的に管理運営が始まりました。5月26日には内覧会があり、建屋の中の様子やマンホールトイレやかまどベンチの仕組みを見ていただく機会がありました。自助と共助の意識を高く持ち、我々村民は積極的にこの施設を活用し、いざというときのよりどころとして頼られ、愛される場所にしていかなくてはなりません。

しかし、西洗馬防災センターという建設した地区の名称を冠していることにより、ほかの地区の村民が利用しにくいと感じているという声を耳にすることがあります。災害時には、

全村民が利用できる施設であるため、利用しやすい名称が求められると考えます。

そこで、全村民が親しみを持ち、利用しやすいように防災センターに愛称をつけることを提案しますが、愛称設定についてどのようにお考えでしょうか。愛称をつけることで、広く候補を公募し、村民の意見を反映させることで皆が参加したとを感じる取組になると考えます。公募方法としては、全村を対象するのはもちろんのこと、開校150年を迎える朝日小学校の児童にも協力してもらい、施設の見学をし、防災意識の共有や利用意識の向上が期待されると考えます。防災教育という観点から、どう受け止めますか。

以上、ご答弁お願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員の西洗馬防災センターに愛称をのご質問でございます。

朝日村西洗馬防災センターにつきましては、村の公共施設として設置した施設でございますので、村民の皆さんはどなたでも利用できる施設でございます。この名称につきましては、建設委員会で所在地が西洗馬であること、また、今後右岸には針尾区に防災センターの建設も検討されていることから、名称を西洗馬防災センターといたしました。利用しにくいと感じられているということでございますけれども、利用につきましては、この6月5日から西洗馬区を指定管理者として運用始まったばかりですので、愛称につきましては、村民の皆さんの利用の状況を見て検討させていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 利用する前から、既にもう西洗馬区にある西洗馬防災センターには、西洗馬の人しか使えないという声をよく耳にします。これは、建設委員会でやはりこの名称を決められたということではあるのですが、名称ということではなくて、愛称として西洗馬防災センターであってもいいんですけれども、西洗馬防災センターの愛称をやはり公募していただくということで、より親しみのある施設になるんじゃないかなと思うんです。

なぜかといいますと、これお年を召した方からのご意見だったんです。新しい西洗馬防災センターできたから、そこに行っていていろいろやってもらっていいんだよという話を私しました。そしたら、「え、だって西洗馬にあるんだもんで、西洗馬の人しか使っちゃいけないん

じゃないだ」というふうにおっしゃったんですよ。そういうところのやっぱり意識を改革するためには、何か別の手だて、誰でも使っていいですよと言っても、朝日村の方たちって皆さん、遠慮される方が多いかと思います。そういうところの皆さんの意識をやはり変えていくためには、私はこの名称、変更するわけではなくて、名称はもちろんこの西洗馬防災センターでいいかと思います。ただ、愛称をつけることによって親しみを持っていただく。そういった取組というのはどうかなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 羽多野議員のご質問ですけれども、ちょっとやはりその利用しにくいというところがきっかけになっているというところがございますので、ちょっと村としましても村で設置しました公共施設ですので、村民の皆さんが全員が使えるんだというところは、どこかでまたしっかり周知はしていきたいと思いますので、またちょっとそれに併せて検討させてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ちょっとしつこくてすみません。検討していく、例えばその期間だったりとか、その反応、どういうふうに判断基準としては見ていきますか。教えてください。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 先ほども申し上げましたとおり、ちょっと6月5日から利用の状況が始まったところからです、これでやはり村のほうにもいろんな意見が出てくると思いますので、ちょっとそういった状況と、うちのほうでも周知が足りないところもあると思いますので、村民が使えるというところを一度周知してみて、そこでいろんな村民の声が出てくると思いますので、そういった状況を見ながら、そこでまた判断していきたいと思いますので、お願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 何か答弁はございますか。

ありませんか。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） せっかく提案を受けているわけですから、今総務課長は通り一遍の答

弁でしたけれども、ぜひ小学生等に参画してもらえば興味沸くと思いますので、教育委員会で検討していくと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） この質問の最後の段落のところに書いてあるんですけれども、私、昨年防災士の資格を取りまして、仲間を募って防災士会を立ち上げたところです。その中でも、やっぱり防災意識を高めるためには、子供たち、子供たちにそこに目を向けてもらいたいよねという話が持ち上がっているところです。そういった意味でも、この施設を防災教育の一環として見学したりとか、小学校のほうで利用していただきながら親しんでいくような、そういった仕掛けを教育委員会でしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 先ほどから教育委員会のほうでというお話でございますが、新しい指導要領、学習指導要領ができて、その中に小学校4年生で防災教育を進めなさいという指示が出ております。こういった、いつどんな災害が起こるか分からないような現状がございますので、子供たちにもやはり東日本大震災等、非常に大きな災害が日本各地で起こっておりますので、やっぱり能登もそうなんですけれども、やっぱり子供たちにこういった現状を踏まえて、そして自分たちでどう自分の身を守るかというそういった学習、あるいは教育が必要だというふうに考えられています。それは、ほかの学校もそうなんです、朝日小学校も当然そういうことになるわけであります。

ですから、こういった防災教育の一環の中で、この西洗馬防災センターがどのように立ち上げられて、そして、みんなどのように活用していくのか。そういったところも併せて、見学等させていただきながら、関わらせていただくということは非常に大きな防災教育の一環であるのではないかと、私はそういうふうに考えております。

もし、そういった関わりができるような場面がありましたら、また学校のほうと相談をさせていただいて、ご協力をさせていただければと考えます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ちょっとこの2問目の質問にこんなに時間をかけるつもりはなかったんですけども、もう少しお話しさせてください。

子供の防災意識を高めるということがどれだけ大事かというのは、子供の得た知識って物すごいパワーを持っていて、地域の人だったり、学校教育でもそうなんですけれども、教わったことを子供はみんなに話したいですよね。その話したいパワーというのをこの防災意識の中に、防災教育の中にしっかりと教えて込んでいていただきたい中で、例えば西洗馬防災センター行こうよって言うよりかは、何々行こうよって、その愛称があったら、すごくもやっぱり親しみがあるのかなって思います。長いと思うんです。子供にとっては。

ちょっと一例を言いますと、堺市だったか、ちょっとすみません。しっかりと知識というかではないんですけども、たしか防災センターの名前が「タスカル」という愛称がついていところがあるんだそうですけれども、「タスカル行こうよ」っていうふうに言ったほうが、よっぽど何かこう、すぐそこに行ったら何か助かるみたいなイメージがあるのかなというふうに思いますので、そういったところでやっぱり子供に親しまれるような、そんなような取組をしていただければ若い人たちも向くし、おじいちゃん、おばあちゃんたち高齢の方も向くし、そういった愛される施設になっていくんじゃないかなと思います。

先ほど清沢正毅議員からも針尾の防災センターの建設の予定の質問が出ましたけれども、これから朝日村の中でそういった防災センター、避難できる場所のしっかりとした確保がされていく中で、どういった地区にどういったものがあるのかという把握も村民の人にしていただくために、ぜひこの愛称設定の検討を前向きにしていっていただきたいと思います。

以上で私の2問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

地区未加入者の増加が地区運営に影響を及ぼすことについて。

村内では、地区未加入者が増加傾向にあり、将来的に地区や区の運営に影響を及ぼすことが懸念されます。この問題は、以前から様々な視点で議員から質問が上がっているものです。

高齢化による地区脱退、世代交代による地区加入者の減少、移住者の未加入というのが現実起こっていて、地区加入者との間にも不公平感が生じ、さらに未加入に拍車がかかるリス

クもあると考えると、将来的に見て存続が危ぶまれる地区も出てくることが予想されます。

村として、地区未加入者問題に対して、今までの取組以外でどのような対策を考えていますでしょうか。将来的に見て、支援方法や具体的な取組をしなければ、環境維持なども含め、村の負担も増大すると考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員の地区未加入者の増加が地区運営に及ぼす影響についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

現在ですけれども、地区未加入者の対応についてでございますけれども、村では地区未加入者の特定が現在できていないため、地区未加入者の特定作業を現在進めております。これは、これまで村に転入があった際、転入の窓口で本人の異動届の記載によりまして、地区に入るか未加入かを住民基本台帳に登録をしてきたということで、その方が実際に地区に加入したかどうかの確認は行っていなかったということで、現在住民基本台帳に記載されている加入地区と各地区の加入者名簿に相違がある状態です。

また、親と同じ敷地内に世帯分離をして住宅を建設した場合も、地区では親と同じに地区加入としている場合も、住民基本台帳上は地区未加入扱いとなっているケースも多々ございました。

このため、村では各地区から地区加入者名簿の提出をいただきまして、現在住民基本台帳の登録内容と整合作業を進めているところでございます。

そこで、今後はこうした住民基本台帳と地区の名簿に乖離が起きないように、また、転入された方に転入の窓口で地区加入を進めることといたしまして、現在村に転入者があった場合は、総務課の窓口で地区の加入を進めるチラシとお助け台帳をお渡ししながら、地区と自主防災会の説明、それと加入の推進を行っております。その後、転入者から同意をいただいた上で、転入される先の地区長にその転入者の方の情報を文書で通知をすることといたしました。通知を受け取った地区長さんは、ごみステーションの利用案内などと併せて、地区とやはり自主防災会への加入を進めていただくということで、その後、実際に加入したかどうかを村のほうに加入状況を文書で報告してもらうということにしております。

これにつきましては、昨年の7月の地区長会をお願いをしまして、その時点から始めています。また、これまで地区の住民の方が地区を脱退した場合も村への報告はこれまでありま

せんでしたけれども、地区長にお願いをしまして、今後は地区長から村に報告をいただくこととしてございます。

こうしたことから、昨年7月以降の転入者につきましては、地区や自主防災会への加入状況の把握を村で行っておりまして、実際に転入された方の80%以上の方は、現在地区や防災部会へ加入をしている状況にございます。

この住民基本台帳の整合作業につきましては、現在おおむね完了してきておりまして、7月に予定されております地区長会で最終的に各地区の名簿と確認、照らし合わせをしていただいて、それをもって実際未加入者となっている方の把握ができると思いますので、そういったことで進めていきたいと思います。

この地区未加入者ですけれども、ここでしっかりと把握はできますので、今後改めてその方の地区加入につきましては、区長さん、地区長さん、また集落支援員さんと調整を図り、どうやって行っていくかということについては、現在ちょっとまだ検討されておられませんので、今後明確になったところで検討して、未加入者の地区管理について進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 未加入者の把握ができていなかったということ自体、ちょっと私も知らなくて、しっかりと整合作業を進めていただいて、まず現状把握だと思うんですけども、いろんな地区の問題、区の問題ある中で、まずここなのかなというふうに思います。

今、先ほども質問の中にありましたけれども、地区ですべきことということではあるんです。例えば、地区の中のばらつき、そうですね。たしか加入者のばらつき、地区の住んでいる居住している場所が違ったりとか、それから地区を脱退していく人が増えたりとか、未加入の人、そういうことの全てにおいて地区ですべきことですよというふうに言われたところで、それを担う人たちの中に今アンバランスが生じています。

そのアンバランスというのはどういうことかということ、要するに例えば未加入とか脱退の方の理由というのは、高齢化だったりとか、うまみがない。地区に入ったところで、何もいいことがない。それから、加入したときに払うお金がもったいない。そういったところの考えの中で、地区に加入する意味がない。そういう考えの、やむを得ずという方も中にはいらっしゃるんです。もうどうしても地区のことはできないからという方もいらっしゃるんですけ

れども、そういうふうには未加入の方が増えていくと、やっぱり未加入の方は地区費はお支払いしません。それから、役員もやりません。環境整備もやりません。そういった中で、一生懸命地区の活動をしている人たちの中に、不公平感が出てくるんですよね。その不公平感をどういうふうに埋めていくかといったら、地域の人たちではできないです。先ほどの猫の問題もそうなんだけれども、やっぱり近所の方に地区に入ってくれということを言いづらい、地区ならではの気まずい関係になりたくないというところがあるものですから、そこに行政が入ってほしいというふうには私は思うんです。

そういうところで、やっぱり転入者に地区の加入を進めたりとか、もしそうでない場合、これから今後これはもっと発展した問題になっていくと思うんですけれども、もし、もしです。地区に入りませんと言ったときに、例えば環境整備だったりとか、そういったところの問題を誰が担うかというところ、地区に加入している人たちが担います。その不公平感を埋めるためには、例えばその地区費、払っている地区費も負担ないんですけれども、そういうものを未加入の方にも負担していただくような制度的なもの、そういうものも行政からのやはり支援が必要なのかなというふうに思います。

そのところで、まずは今この現状把握だと思うんですけれども、やった上で、今後このことをもう少し考えていかなければいけない必要があると思うんですけれども、その必要性についてはどうお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） この問題は、もうご存じのように何回も私ここで答弁しているし、もう30年前から変わらない問題だということで、正直困っています。あとは条例で、条例をつくって規制をするかなんていう最悪なアイデアしかもうないんですよ。ですから、今現状把握をする云々という話ありましたけれども、本当に未加入者がいた場合、誰が困っているのかというところから分析をしないと進みません。

私なりに考えているのは、当人、先ほど議員おっしゃって、当人は楽だと。当人はそうですね。だけれども、地区はどうなのか。区はどうなのか。または、農協もあります。そして、お寺だとかお宮もあります。そういったこと、それで我々行政としたら、情報伝達の手段はどうするか始まって、さきの災害のときの自助・共助・公助、こういったときの体制をどうするか。ですから、各組織なり団体ごとに何が本当に困っているのというところまで突き詰めていかないと、条例はできないなと思っています。もう強制の世界、社会になっちゃ

いますから。ですから、その辺をもう少しどうやったらいいか、またみんな議員の皆さんも
いいアイデアをいただいて、いやそれは条例をつくって、もっと規制するべきだと言えば検
討もしますし、でもそこはやりたくないですよ、お互いに。今度、強制社会になっちゃい
ますから。

ですから、非常に難しい問題ですから、各地で悩んでいると思います。ですから、そうい
った意味で、各団体が真剣に考えるということが今議員がおっしゃられる今までの取組以外
でどのような手が打てるかというまずはスタートだと思います。今まで、お寺さんやお宮の
役員の人たちにみんないなくなったらどうするなんてこと聞いたことないですよ。ですか
らその辺からちょっと根の深い問題ですから、やっていかなくちやいけないかなというふう
にさんざん考えました。

ですから、そんなことをちょっとずつ行政のほうも仕掛けをしていきたいと思いますので、
もう一気に片づきませんので、よく危機感は分かっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 村長のご答弁どおり、私も極論を考えていました。条例しかないと思
っていたところです。そういう強制力を持って統制することが本当にいいのかどうか。こ
の村づくりということがいいのかどうかと考えたときに、やっぱりその場所に住む以上、
地域に無関心であるというわけにはいかないんですよ。暮らす人というのは。そういうと
ころの中で、条例をつくらずに何かみんなでいいアイデアを持って、暮らしよくしていくた
めにどうすればいいかというところを考えなければいけない中で、まず先ほど総務課長さんお
っしゃったように、未加入者の把握、現状把握をした中で、不公平感だと思うんですよ。最
終的にはその不公平感があって、そこのところでうまく話が回っていかないというところ
があるかと思うんです。そこをどういうふうに慣らして、平らにしていくかということを検討
していく必要がこれからはあると思うんです。

ただ、これは先ほど来、もう長い間そうなんです。地区や区で話し合ってくださいとい
うことでは、もう済まない問題になっています。なぜかという、地区長さんも区長さんも
任期があって、1年、2年で替わっていつてしまうんです。そうすると、その地区に問題と
して上がっている、それを問題意識を強く持っている方と、そうでない方のばらつきとい
うのがあります。そういうことも含めて、やっぱりこれが長い間続けてきた原因というのは、
区や地区に話をお願いしているから問題になっている。任期がある人たちに考えてもらわな

ければいけないという問題提起をしているせいで、継続していかないんです。なので、それをやっぱり専門に長い間、あまり長い間かけてはいけないと思うんですけども、数年かけて検討していく仕組みをこれからつくっていただきたいと思います。これは要望として聞いていただければいいかと思います。

以上で私の3問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開を4時15分、4時15分といたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時15分

○議長（北村直樹君） それでは時間となりました。一般質問を再開いたします。

再開の前に皆様にお知らせをいたします。

本日の会議時間は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議の時間を延長いたします。

◇ 豊 田 恵美子 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、豊田恵美子議員。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子でございます。私は、3問、質問を用意いたしました。お願いいたします。

朝日村の豊かな自然を守り育て、次の世代に伝えていくための取組と村の方針について伺います。

あって当たり前の村のきれいな空気、おいしい水、緑の山の木々というふうに、村の方及び私たちが考えているとしたら、それは違うのではないかという問題提起に基づいて、以下、

質問させていただきます。

1、朝日村御馬越左岸小水力発電計画について。

地球環境を守るための朝日村の取組は、鉢盛山をはじめとする森林と、一級河川である鎖川の環境の維持が最も大切であると考えます。村の自然環境のすばらしさ、地球環境を維持している役割について、子供たちに環境教育、体験教育を積極的に行い、自然の豊かさを、里山の暮らしの豊かさを子供たちに伝えていくこと。村の水のおいしさ、きれいな空気、川の流れ、森や林の緑の美しさを、私たちは十分に自覚し周囲に伝えているのでしょうか。森林面積が87%を超える朝日村の森林が水を保全していること、スキー場を含む三俣キャンプ場の鎖川上流域の水環境の保全は、朝日村民にとって、また、鎖川下流域の住民にとって、大切な資源であり、また、パリ協定により、具体的な数値目標を掲げて取り組んでいるCO₂削減の実現にも大きな役割を果たしている、村の財産である自然資源です。

恵まれた自然環境を持つ朝日村民が、この自然のすばらしさとその維持の重要性に気づき、意識してこの自然を守ることに取り組まなければ、この自然環境の維持は困難であると考えます。一旦傷つけられた自然の生態系の回復は困難です。村の豊かな自然を守ること、生かすこと、その自然を楽しむことは、今の私たちの暮らしを守ることであり、次の世代の暮らしと命を守ることであると考えます。朝日村の先人たちから手渡されたこの里山の自然に目を向け、積極的に村民が関わり続け、村の自然を守り、森や水辺や土の中の生態系を壊さないことこそが、地球環境の維持に最も役立つことだと考えますが、村長はいかがでしょう。

村長にお聞きします。朝日村御馬越左岸小水力発電計画は、朝日村の自然環境を壊すことにつながるのではないのでしょうか。

(1) この事業の村民への説明会が、7月7日に行われるお知らせが配布されました。この説明会の趣旨、目的についてお教えてください。

(2) 村民の利益はありますか。

(3) 地元の合意はどうなっていますか。

(4) 漁協の合意はどうなっていますか。

お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 朝日村のこの環境を守るこの前段の部分ですが、私も全く同感でござ

います。これ以上の文章もないと思います。

その上にお伺いをするというところでございますけれども、小水力発電、これは自然を壊すということは考えておりません。そこが一番のポイントで、この丸2年、自分たちなりに研究を重ねてきたということでもあります。ですから、自然環境を壊すようだったら、私ども行政としても、このプロジェクトは推進しません。

そして、村民への説明会は7月7日に行われますが、いわゆる鎖川の上流部で、1年以上かかると思いますが、建設工事が始まるわけですから、村民の皆様に、どういう工事がこれから行われ、どういうメリットがあって、どういうことのためにそういった水力発電をするんだということを、もう一回、全村民向けに説明会を行うということでもあります。

あと、村民の利益はどこにあるかということは、具体的な、企業を誘致したから固定資産税か入るとか、そんなことは抜きにしまして、やはり地球を守ることの1点だと思います。私が言うまでもなく、CO₂の温室効果ガスというものの影響は、今、地球を壊そうとしていますよね。ですから、そういったことをも守る1点で、再生可能エネルギーをどうやって使っていくか、または、自然環境を壊せない中で、最大限の今のその水力発電をどのように生み出していくか、そこで理にかなった方法で得られるのであれば、私は積極的に進めるべきだと。これは国の方針でもありますし、長野県の方針でもありますし、これは全世界の方針でありますから、我々の子孫、ずっとそういった者にこの地球を残すために、私は進める事業だと思っております。

ちなみに、あそこの1時間360キロワットだったかな、その発電量で年間通しますと、約3,000トンのCO₂削減、森林にしますと杉21万本のCO₂の削減につながるという、絶大な効果が見込まれます。それが私は利益だと思っています。

あと、地元の合意ですが、おかげさまで、地元の御馬越地区の皆さんは、地区長さんが全体を取り仕切っていただきまして、合意を得ることができました。

あと、漁協のほうですが、いまだ合意に至っておりませんが、これからあらゆる手を尽くして、合意に至るような活動をしてまいりたいと思います。

今度、議員の皆様で、CO₂削減の全く同じ事例である松川村の小水力発電を見学に行くというようなことを、今、企画されているということもお聞きしました。これも全く同じで、いわゆるCO₂削減量をJ-クレジットという形で売買をして、自分たちの削減量を見えるようにしていくということでやっているようでありますので、全く朝日村と同じことが、もう既に行われております。そのほか、最近の情報ですと、これはたしかNHKの特集で数日

前にやっていたけれども、小水力発電を生かした、いわゆる長野県の企業局の活動、これが今、長野県で26でしたかね、施設があって、ついこの間もオープンしたというようなことも宣伝されておりました。

そういったことで、私たちがやりたいことはCO₂を削減する、その一点張りでございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、再質問はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） まず、自然を壊すことは考えていないと。もし自然を壊すようなことになるようだったら推進はしませんというお答えを、（1）に対していただきました。

その点についての質問なんですけど、令和4年5月31日に、長野県企業局と日本水力株式会社による、村民への説明会が開かれました。この説明会以来、村民への説明は2度目になります。この県の企業局の案が、今回、日本水力の説明が行われるというふうに理解していますが、チラシの内容がそうでした。県企業局案が朝日村では取り組めないことが決まったのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 企業局の件ですけれども、多分想像ですけれども、採算が合わないということで、計画が具体的になってこないというふうに私は見えています。いわゆる2つほぼ同時に小水力発電をするという企画が上がってきましたけれども、具体的に調査が始まって具現化できるだろうということは、今の小水力発電の現状の進めていることで、企業局のほうは、あれから一切接触がございませんので、多分、第三堰堤の落差だけでは発電量が投資対効果的に見合わないだろうというふうに、私は察しております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5月31日の県企業局が提出した資料を読ませていただきました。調査中ということが書かれてはいましたけれども、日本水力は、まだこれからいろんなことを検討していくんだということが、一方の日本水力株式会社の資料からはそういう印象を受け

ましたが、県の企業局のほうは、きちっともうやるべきことはやってあると。で、これに対して、村としてどのようなご判断をなさるのかということの資料ではないかというふうに、私は受け止めました。今の村長のお考えだと、県の企業局からは、その後、何も言っていないと。何か採算が合わないから、やめたんじゃないかなというお答えいただきましたが、この県の企業局の案の優れているところは、堰堤直下に水力発電所を造り、川の減水区間がない。県の企業局の中にも書かれていますが、最も自然環境に配慮して、生態系に配慮して、魚類への影響を最大限配慮した案であるということもうたわれています。それでもなおかつ、その水の流れが変わって、もしかしたらイワナ等の生態に関して、何らかの影響が少しはあるかもしれないという説明もされているのに対して、日本水力の案は、あまりにも自然環境に与える影響が、悪影響もあるかどうかは別として、大きいという印象を受けました。

そして、なおかつ、県の企業局の案は、ちょっと私この辺がよく分からないんですが、でも書かれていて、ほかのところにもそういうふうに出されているものですから、一市町村に対して、1,000万円の補助金を出すということがセットになっています。私は、村にとって、村民にとって、朝日村の自然環境にとっても、とてもいい案ではないかというふうに、たまたまこの案を見させていただいたときに考えました。

あと、前回の定例会で、中村文映議員が、県の企業局に問い合わせさせていただきたいと、相談をかけていただきたいということが提案されていましたが、それは、問合せはしていないということでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） すみません。3月の定例会の中村文映議員の質問は、私のほうで回答しましたので、私のほうから回答させていただきます。

その後すぐ、企業局には問合せをさせていただいております。やはり村長が申し上げたように、落差だけだと、発電量もやはり決まってきますので、費用対効果的に企業局がやるかどうかは、現在保留というか、そういうところが、費用対効果的にプラスが見込める場合には、多分企業局さんもやってくれると思いますけれども、まだそういう段階ではないというお答えをいただいておりますので、今は調査中と、あと、調査というところはもうほとんど終わっているんですが、やはり発電量とかももう計算して出ますので、なかなか企業局のお金を使って、そういうものができるかどうかというところまで、まだ企業局のほうで判断で

きていないというところで保留という形になっておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、再質問はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 実は、問合せはしたと。保留中だという答えをいただいているという回答をいただきました。

素人である私が考えても、これが令和5年5月31日の時点だと、もしも朝日村が手を挙げれば、県の企業局も対応されたかもしれないけれども、長野県中でこれだけのたくさんの小水力発電が行われており、先日、川上村のすごい流量の多い金峰山ですか、あの県の企業局の堰堤直下型の小水力発電事業ができたところから、その県のCO₂削減の目標を達成するために、村長も、今の池田課長のお答えもされるように、本当に出力量があまりにも少ないというところで、CO₂削減効果はどうかということ、検討されるのかなという印象は受けましたが、この令和4年の5月31日の説明会的时候には、過去の話をついて大変申し訳ないんですが、村としては、日本水力の案でいきたいという判断があったわけでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 話があっちこっちいって、何を私に聞いているのか分かりませんが、その時点では、村は何も判断していません。いいも悪いもね。ただ、たまたま同時期に、日本水力さんと県企業局が小水力発電をやりたい、こういう案件があるからということで、説明会がスタートしたということでもあります。ですから、例えば日本水力でしたら、本当に水量はどうかということで、年間の調査があったり、最初はもう全然、鎖川の右岸のほうを通すなんていう計画でしたから、あれから二転三転して、今の計画になっていますので、当時はまだ我々村としても、いいか悪いかの判断はしていません。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません。確認です。

村として判断したわけではなくて、県の企業局のほうの対応がなかったもので、自然消滅的に、ちょっと日本水力のほうの話に対応してきていて、前回の議会で、中村議員の質問があったので問い合わせたところ、保留中ですという答えだったというふうに理解してよろしいですか。

いいです、もう、じゃ。これに関しては、まだたくさんお聞きしたいので。

○議長（北村直樹君） では、豊田議員、質問を続けてください。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 村民の利益についてのお答えは、CO₂削減、地球環境の維持ということで、とにかくそれが大切だということでした。

朝日村も地球の一村であるわけですから、それに取り組まなければならないことは確かなんですが、村民と地元にとってどうなのかということに関してだけ限定して、お話を伺います。

固定資産税の額は、幾らになると見積もっていますか。

あと、災害指定避難場所であるカルテットホールへの災害時電源供給を行う……。

1つずついきたいと思います。固定資産税の額についてお願いします。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） 今の質問にお答えさせていただきます。

固定資産税ですけれども、毎年、償却資産等で目減りしてきますけれども、初年度については600万円ということで聞いております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 災害指定避難場所であるカルテットホールへの災害時電源供給は、どのような方法で行われるのか。災害時に実際にそれが可能なのかということについて伺います。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 地元の協議でありましたが、それはあくまでも日本水力さんの提案ですので、地元が、たしか、すみません、私の出ているときには、そういうことが、どうしてもやっぱり、カルテットホールというところは、冬場はどうしてもスキー場の利用客だったり、そこが避難所というところで、なかなか難しい立ち位置になると思うんですよね。それを入三の人たちに供給したい、またはバッテリー的なもので補いたいとなっても、

そこはスキー場が運営しているときは、スキー場のものになってしまうような、利用客の方たちというようなこともあるものですから、その入三の人たちのためになるものというところで、話合いをしているときには、まだ具体的なそういう電力供給だったり、そういうことは日本水力さんは考えずに、そういうバッテリー的な、非常電源的なことを考えているという話は聞いています。だから、直接そこから電力を引くとか、そういうことは考えておりませんという話でした。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） そうすると、提案はあったけれども、それはまだ実現するかどうか分からないし、逆に、村側からとっても、地元からとっても、それはそんなに意味のある提案ではないというお答えをいただいたということによろしいですか。

○議長（北村直樹君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 地区の要望があつて、やはり入三地区、御馬越地区の皆さんのメリットになるようなことを考えていきたいということで、日本水力さんは考えていますので、そこはまた改めて、地区の要望なり、そういうところで、地域貢献ということで、日本水力にはお願いしたという経緯がありますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） そうすると、地区の要望を伺ってから、今後どうするかということが決まっていくというお答えだったということですよ。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、再質問はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 以前の日本水力さんのご説明では、発電した電気は中部電力へ売電するという説明が、地元の説明会で行われていたと覚えておりますが、この売電の方式は、いわゆるFITといわれている固定価格買取制度でしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） ただいまご質問について、ご回答いたします。

議員おっしゃられるとおり、F I Tということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 次に、地元の合意について伺います。

地区長さんが取りまとめてくださって、地元の合意は得たというお答えをいただきました。令和5年3月20日に、御馬越の住環境を守る会から、日本水力による発電の建設中止、朝日村御馬越左岸における小水力発電所計画反対に関する要望書も提出されました。その中で、村長は、朝日村の再生可能エネルギーに関する環境とのバランスに関する条例をその根拠として、建設の許可は難しいという回答が一旦されたというふうに伺っていますが、こういう経緯は確かにあったのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、私たち仕事しているのは、あくまでも今ある条例に基づいて全て行っています。ですから、地元の合意もなくちゃいけないし、そして1個1個ステップが踏まれていって、そして、日本水力さんからもちゃんとした正式な要望書が来て、それを認可して、そういうようなステップを踏んでいますので、その時点では、質問状が4つか5つありました。それはちゃんと地元の皆さんにお集まりをいただいて、一つ一つ答弁をして、地元の皆さんはそれを理解していただいたというふうに思っています。ですから、合意に至ったということかと思います。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 確認いたします。要望の内容ですが、自然環境の破壊、暮らしへの影響の危惧、災害発生による問題、地域社会の持続可能性の損失ということで、要望の理由が上げられておりますが、地元の住民の方の59筆の要望書だったんですが、この点に関しては、地元はこういう不安はなくなったと、村の説明と日本水力の説明を聞いて、納得されたということでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林建設環境課長。

〔建設環境課長 小林秀樹君登壇〕

○建設環境課長（小林秀樹君） すみません。今の質問ですけれども、地元の同意をいただい

たということで、そういうこととして受け止めております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 話が飛んでしまうんですが、先ほどの羽多野議員の質問の中でも、地域の付き合い方の変え、難しさということが出されていきました。いろんな場面で、ここでは言えるけれども地域では言えないという声はたくさん聞きますけれども、一応そういうことで、地区長さんが取りまとめて合意は得たというふうに受け止めているというお答えをいただいたということで、これ以上の質問は、この件に関しては、時間もありませんので終わりにしたいと思います。

次に、ここの建設の場所は砂防を目的とした堰堤での取水になるわけなんです、その堰堤の砂防機能及び、もし大雨等が降ったときに、この導水管に川の水を引いていく等の設置があったときにの影響については評価されていますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 豊田議員も毎回出られて、その話はずっと聞いていますよね。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 私が出させていただいた会議では、この件については、その砂防堰堤の機能と大雨時の対応は大丈夫かということは、出ていなかったというふうに、ごめんなさい、私の記憶違いかもしれませんが、ただ、ほかの場面での会議資料を読ませて、説明資料を読ませていただいたときに、そのことに関して質問をなさっている方があって、ああ、これはとても大切なことだから、私も議員としてこの場で質問をさせていただこうと思って質問しましたので、できましたら回答をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議員は、設計図とか、ああいうのの説明を受けましたよね。それでいうと、今の砂防堰堤ありますよね。あれは何も手をつけない、ということは、砂防機能はあるということですよ。何をするかといったら、砂防堰堤の川側、谷側、そこにU字溝を取

りつけるといところから取水するということなんです。ですから、大雨のときには、2センチの鉄パイプが、鉄でろ過した水が流れますから、それ以上の大きな石は越水というか、U字溝を乗り越えて下へ流れてきますから、その砂防の機能は失われないということです。

ですから、それは、あのときに設計図を示して、どういう構造で水を取るんだということがちちゃんと説明されているから、豊田議員も聞いているはずです。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 村長、ありがとうございました、ご丁寧な説明。

確かに私は、毎回通いましたけれども、最初のうちは半分も説明が分かっていないのを、自分で勉強しながら理解してきたという経緯はあります。ただ、基本的に、鎖川のあの自然環境を守るべき上流域に、こういう設備が設置されるということに関してどうなのかということで、私の基本的な質問の観点は、そこにあります。そして、大きな影響が、最初の今の住民が抱いているような不安というのはあると。それは事実としてあると思います。自然環境への影響もあると思います。ただ、それを最小限に抑える努力をしていくと企業側は答え、村長もそのように指導していくというお答えをいただいているというふうに、私も出席させていただいて理解はしております。

そこで質問ですが、あの場所、集落があって、そして鎖川も、本当に一級河川として始まる最上流域の最もいい場所ではないところ、集落もなくって、環境への影響ももっと少ない鎖川下流域での発電所の設置の検討はしていただけないでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のところは駄目だけれども、下流ならいいという、そういうお考えなんですか。

こういう質問をしちゃいけなかったんだっけ。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問は取り下げてくださいと思います。

改めて、村長のほうは答弁をお願いいたします。

○村長（小林弘幸君） 下流域は、技術上駄目です。いわゆる水をためて、いわゆるダムを造って、ダムから流れる高低差、ここでもって、そのパワーを水力発電の風車を回しますので、発電容量を無視すれば下流域でもできますけれども、それは効率的に非効率になりますから、多分その実現性はないと思います。ですから、今の場所で落差が約50メートル、50メートル

を使って、長さ1キロになりますけれども、そのパワーで発電のモーターを回すということです。

それともう一つ、先ほど言っていましたけれども、水の減水域はございませんので、どうもそこが分かっていないと思うんですが、もう一回説明しますと、まず、U字溝で水を取りますよね。必要な分以外は、すぐそこから川に戻します。そして、水がないとき、いわゆる川が枯れそうなときには魚が暮らせませんから、全量そこへ戻します。ですから、常に、川には水が流れていると、国が定める以上の。国が定める3倍の水の量を流すという、今、計画ですから、ですから、いわゆる魚にもまあ影響はないだろうというのが、国の基準を守った3倍の数字でありますので、そういうように私は理解して、これならいけるだろうということにしております。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 私も小水力発電計画そのものには反対はしておりません。なかなか優れたシステムだなというふうに思っております。ですから、県の企業局の案が採用されなかったことはとても残念だなと思うと同時に、もう一つ、なぜ自然に多大な影響を与え、集落の住民にも大きな影響を与えるような場所で、小水力発電事業が、そこで取り組まなければならないのかということが納得できなくて、いろいろな質問をさせていただいています。

減水区間がないというお答えでしたが、川の水は、国の定めた最低川に流さなければならぬ流量の3倍を流すという説明を私も覚えています。だから、そこが減水区間になるわけですね。取水して以降、取水した水が返される、放水されるまでの1キロの区間は減水区間になるわけであって、要するに、そのイメージを言ってしまうと、いつもそこは、この冬のような、朝日村の渇水期の状態がずっと続いている区間になるというふうに理解していますが、間違っていますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 豊田議員の今の話が合っています。私が間違っていました。水が全くゼロになるところがないという、それをちょっと言い間違えていました。

以上です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません。時間が押してしまって、いろんな質問をさせていただこうと思ったんですが、最後に1つ、減水区間のことも含めて、朝日村にとっての大切な水資源を、一企業に20年、あるいは更新していくと40年、60年とわたって渡してしまうということはどうなのかということの判断については、本当に慎重に行うべきであると考えていますが、その件に関連して、奈良井漁協はなぜ合意していないというふうにお考えですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 奈良井漁協に対して、技術的な説明は日本水力さんが行ってきております。それで、一番は豊田議員のおっしゃられる減水区間が生じるということ、どうも理由に言っているようですが、彼らの質問状に、日本水力さんは丁寧にお答えをしているんですけれども、一点張りで駄目だということで、技術的な理由がなく、根拠がなく反対をしているようでございます。

いろいろ質問がありますよね、今回のプロジェクトに対して。例えば、水の量はどうかとか、いわゆる漁協として魚のすめる環境というのを、まずは当然のこと考えますので、ですから、水の量だとか、そういう4つ、5つの質問はたしかありました。それに対しては、日本水力さんは文書でお答えをしているということです。ですから、その反応が、いわゆる了解しましたではなくて、回答を得ただけけれども、反対は反対ですという言い分のようにございます。

それ以上、私は直接会って話をしていないもので、分かりませんが。ですから、今、我々としては、最終的には、もう一回私が奈良井川漁協さんに、現状こうなんだというような補足説明をする機会も必要かなというふうには思っております。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、再質問はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） すみません。たくさんの質問があり過ぎて、効率的にお伺いすることができていないんですけれども、奈良井川漁協さんの、あるいは村民の方のお話から、なぜ鎖川でこの事業に取り組まなければならないのかもよく分からないというふうなことを、度々聞きました。鎖川は基本的に枯れ川である。豊かな水量というふうに、日本水力株式会社はいつもおっしゃるんですけれども、今年は豊かな水量ですけれども、その認識は違う

んじゃないかということと、それから、イワナとヤマメとか、放流もされているあのニジマスとかそういうもの、魚類に関しても、生息していくための国基準のなぜ3倍も、日本水力さんは出してくださるのかなということ、ちょっとインターネットであちこち調べたんですけども、国の基準そのものというのに対して、これじゃ魚は自由には動けない、ある程度生きていることはできるけれども、この水量の基準自体がどうなのかということ、より検討してほしいということ、他県で相談というか申請されているところもありましたので、国の基準がこうだから大丈夫ですというふうに言い切っていいものだろうかという印象は私は受けました。でも、それは現行の基準は守られているという村長のお答えのとおりだとは思います。

村長は、最初の質問に帰りますけれども、このあそこの場所にこの小水力発電所を造るということは、朝日村の自然環境、あそこの地域の自然環境にとって、損なうような影響はないというふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。何を根拠にお考えになっていらっしゃるのか、環境調査等はなさいますか。

○議長（北村直樹君） ただいま持ち時間が2分を切りました。

答弁も簡潔にお願いをいたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろな懸念事項がございましたけれども、全てクリアになったものですから、自然環境は守られるだろうという判断でございます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、持ち時間が1分20秒を切りました。

集約に入ってください。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） その根拠は、流量、国の基準の3倍は確保されるからということだけでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私も1年半、あそこに通って、一番の渇水期、去年の我々の水道が飲めなくなるんじゃないかというような、あのときも通って、全部証拠写真を撮ったり、この数量だともう取水しないということが分かっていますから、あれだけの流量が流れていれば、

魚は全然問題ないと思います。

それと、年間通した各種データに基づいて、全て日本水力から報告を受けていますから、データと私が見て、現地を確認して、それならいいだろうという判断に至っています。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） それが、奈良井漁協が賛成しないのには、根拠がないというふうに、村長はお考えになっていらっしゃるわけですか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほどそう言いました。

○議長（北村直樹君） ただいまの時刻をもちまして、豊田議員の50分の持ち時間が終了いたしました。

これにて一般質問を終了してください。

これで豊田恵美子議員の一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時06分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年朝日村議会6月定例会 第3日

議 事 日 程（第3号）

令和6年6月14日（金）午前9時開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 承認第2号から承認第6号まで並びに議案第30号から議案第36号まで、議案第38号、議案第40号及び議案第41号の質疑、討論、採決

（追加付議事件）

- 第 6 発議第 1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について
- 第 7 発議第 2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 第 8 発議第 3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について
- 第 9 発議第 4号 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について
- 第10 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第11 発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の議案提案説明
- 第12 発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の議案内容説明
- 第13 発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の質疑、討論、採決
- 第14 議員派遣について
- 第15 閉会中の継続調査の申出について

出席議員（10名）

1 番 齊 藤 正 法 君

2 番 中 村 文 映 君

3 番 羽多野 美 映 君

5 番 豊 田 恵美子 君

6 番 清 澤 あゆみ 君

7 番 古 池 美佐江 君

8 番 小 林 弘 之 君

9 番 清 沢 正 毅 君

10 番 清 沢 敬 子 君

11 番 北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 小 林 弘 幸 君

副 村 長 越 川 豪 君

教 育 長 百 瀬 司 郎 君

会計管理者兼
総務課長 上 條 晴 彦 君

企画財政課長 清 沢 光 寿 君

住民福祉課長 上 條 裕 子 君

建設環境課長 小 林 秀 樹 君

産業振興課長 大 池 守 君

教 育 次 長 上 條 靖 尚 君

保 育 園 長 上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 本 珠 明 君

書 記 北 林 薫 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 羽多野 美 映 議員

5番 豊 田 恵美子 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書が、別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

中村文映社会文教常任委員会委員長。

中村文映委員長。

〔社会文教委員長 中村文映君登壇〕

○社会文教委員長（中村文映君） 本委員会に付託された請願3件及び陳情1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

委員会は、6月7日に開催し、慎重に審査した結果、全ての請願・陳情を全会一致で採択すべきものとししました。

主な審査の経過を申し上げますと、請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書につきましては、長野県では、文部科学省で定めるへき地手当等について2006年度に大幅減額をし、現在も近隣県と大きな隔たりが生じ、へき地教育を担う人材の不足により、児童・生徒の教育環境の低下が危惧されるという趣旨です。

毎年、提出されている市町村議会等からの意見書が大きな力となり、関係機関で触れられる機会も多くなっているということで、請願の趣旨を理解し、採択すべきものとししました。

次に、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める請願書につきましては、新たに学級数に対する教員数の算出係数の改善を盛り込み、早期に国の負担による少人数学級の推進と教育予算の増額を求める内容でした。学校現場では課題が山積し、教員は多忙を極めており、請願の趣旨を十分に理解できることから、採択すべきものとししました。

次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書につきましては、小泉政権下で、義務教育費国庫負担比率が3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源で教員の配置を行っている自治体もあり、自治体間での財政力の差が、教育の質の差につながる懸念があることから、義務教育は国の責任において行われ、等しく教育を受ける機会を確保されることが重要であることを理解し、採択すべきものとししました。

次に、陳情第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書については、3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の利益率が他

の介護サービスより高いことから、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。

しかし、これは、ヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型や都市部の大手事業所が平均値を上げているもので、この改定で訪問介護事業所、特に小規模事業所等が経営難になるおそれがあるため、訪問介護費の引下げ撤回等を求める内容でした。

国では、報酬の引下げ分は処遇改善加算でカバーできるとのことだが、相次ぐ事業所撤退や訪問介護職員の厳しい状況を把握し、理解したということで、採択すべきものとししました。

議員各位には、十分ご賢察の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議決後は4つの請願・陳情について、関係機関へ意見書を提出したいと思います。

以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから、常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択

を求める請願書についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

この際、日程第5に入ります前に、議長から皆様にお伝えをいたします。

議事日程第1号の報告第1号から報告第4号までについては、報告事項でありますので、報告を受けたものとして処理をいたします。

◎承認第2号から承認第6号まで並びに議案第30号から議案第36号
まで、議案第38号、議案第40号及び議案第41号の質疑、討論、
採決

○議長（北村直樹君） 日程第5、承認第2号から承認第6号まで並びに議案第30号から議案第36号まで、議案第38号、議案第40号及び議案第41号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度朝日村一般会計補正予算（第10号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定をいたしました。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度朝日村一般会計補正予算（第11号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決いたします。

本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定をいたしました。

次に、議案第30号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第31号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第32号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第33号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第34号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第35号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを

議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第36号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第40号 令和6年度朝日村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第41号 令和6年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決をされました。

◎発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第6、発議第1号から日程第10、議案第42号までの議案を上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第11、ただいま提出されました発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の提案理由の説明を求めます。

この際、お諮りをいたします。発議第1号から発議第4号までの議案提案説明につきましては、先ほどの委員長の報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第1号から発議第4号までの議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

続きまして、議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました案件につきまして、ご説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました議案は、契約1件でございます。

議案第42号 工事請負契約の締結につきましては、令和6年度朝日小学校長寿命化事業、管理・特別教室棟改修工事の実施に当たり、2億790万円で清沢土建株式会社と仮契約が締結されましたので、地方自治法及び条例の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者から補足説明をされますので、よろしくお願いします。

大変失礼いたしました。「松本土建株式会社」でございます。訂正いたします。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第12、発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時24分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時29分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第13、発議第1号から発議第4号まで及び議案第42号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

次に、発議第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決をされました。

次に、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決をされました。

次に、発議第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第42号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決をされました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第15、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君）　ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長　小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

提案いたしました議案のご審議と原案どおりの可決をいただきまして、ありがとうございます。

5月下旬、早々に台風1号が発生し、前線の影響もあり、まとまった降雨となりました。

また、ここ数日は暑い日が続いており、いよいよ梅雨の長雨が心配される時期となります。予報によりますと7月には前線が活発化し、梅雨末期の大雨に警戒が必要とのことでございます。

災害の予兆が見えたような場合におきまして、人命を守る対応を第一にお願いをしたいと思います。

議員の皆様方におかれましても、ご自愛をされ、朝日村発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼の挨拶といたします。

今定例会、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和6年度朝日村議会6月定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会　午前　9時35分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員